

第百二回 参議院商工委員会會議錄第九号

昭和六十年四月十一日(木曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

四月九日

辞任

対馬 孝且君

補欠選任

安恒 良一君

四月十日

辞任

安恒 良一君

補欠選任

対馬 孝且君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

降矢 敬義君

斎藤榮三郎君

前田 勲男君

梶原 敬義君

市川 正一君

石井 一二君

岩本 政光君

杉元 恒雄君

鈴木 省吾君

松尾 官平君

松岡満寿男君

山本 富雄君

対馬 孝且君

福岡 知之君

田代富士男君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

村田敬次郎君

国務大臣
通商産業大臣
政府委員

通商産業政務次官	田沢 智治君
通商産業大臣官房長	杉山 弘君
通商産業大臣官房総務課長	児玉 幸治君
通商産業大臣官房審議官	矢橋 有彦君
通商産業省通商政策局長	鈴木 直道君
通商産業省機械情報産業局長	福川 伸次君
資源エネルギー庁石油部長	木下 博生君
中小企業庁長官	島山 義君
中小企業庁計画部長	石井 賢吾君
中小企業庁指導部長	末木風太郎君
中小企業庁小規模企業部長	遠山 仁人君
事務局側 常任委員会専門員	井上 正君
説明員	野村 静二君
参考人	齊藤 邦彦君
労働省職業安定局雇用政策課長	齊藤 太一君
中小企業事業団理事長	

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として中小企業事業団理事長齊藤太一君の出席を求めることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と仰る者あり
○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(降矢敬義君) 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○対馬孝且君 中小企業倒産防止法の法案に対して、きょう質疑を行いたいと思います。
まず最初に、法案に入る前に、あす参議院の緊急本会議というところで、例の日米貿易摩擦にまつわる緊急質問が予定されたようであり、私、四月二日に、大臣に、時間もありませんでしたが、緊急の対応として、二考え方を聞いたました。法案につきましても賛成でございますので、後ほど具体的に御質問を申し上げたいと思います。
その前に、九日の総理大臣の全国民に向けて発表されました対外経済対策ということで、経済閣僚会議のあれを眺まさせていただきます。これにつきますと、ちよっとお伺いしたいことは、九日にこの対外経済対策が発表されたわけであり、これが、今回の措置によって、米国の対日批判がこれでお持ちですか。この点をまず、ちよっとお伺いしたいと思ひます。
○国務大臣(村田敬次郎君) 対馬先生、一番最後の言葉ちよっと聞き取れませんでした。

○対馬孝且君 この発表によって、対日政策の批判がかわされるというふうにお考えですかということ。
○国務大臣(村田敬次郎君) 対馬委員にお答え申し上げます。
九日に、今、委員御指摘の対外経済対策の要点が取りまとめられ、そして中曽根総理から国民に向かつて発表なさったわけであります。
率直に申しまして、これによってアメリカの対日批判というものがぜひひとつ和らいでもらいたい。そして、今これから開催をされますOECDの理事会なり、さらに五月二日のボン・サミット等に向けて、新ラウンドの推進、あるいは自由開放体制の推進という大きな行動の目標に向かつてそれが展開をしていくことを心から願っております。ところであります、私どもの知り得ております情報では、この一日、二日間アメリカから入ってくる情報は、米政府はこの日本の措置を歓迎しておるといふ趣旨の連絡が多いように思ひます。ただ、米議会は今ちよっと休会中であり、まだまだ対応としてよく入っておらない面もございますが、ぜひひとつ、これによって日米親善がうまくいくようにということを中心から願っております。
○対馬孝且君 大臣の言われる気持ちには、私もそう願っているわけであり、なかなか米議会の動向、世論というのはそう簡単にいかないではないかという心配をいたしておるわけであり、す。
問題は、認識はそういうふうな願望をいたしているわけであり、これに臨むに際しまして、きのう安倍外務大臣がお立ちになるといふことで、ECあるいはアメリカのシェルス・国務長官との会議も行われる予定やに聞いておりますが、これに臨むに際して、確かに言うべきことはきちつと云ってもらわないとね、大事なことは、日本

の貿易黒字も、何も日本の責任だけではないんであって、やっぱり根本的にはアメリカの高金利、ドル高ということが、為替相場が影響しているわけであって、その責任はアメリカ側にあるから、きちつと言ふべきことは日本政府も言う。その上に立つて、もちろん貿易の自由化という原則があるわけですが、そこらあたりの基本姿勢というものが非常に大事ではないか。一億国民が総ざんげをして、何か我々だけが自衛すればいいんだというふうなものではないに、やっぱりアメリカに対して、またヨーロッパ、ECに対して、言うべきことはきちんと言ふという姿勢が必要だと思ふ。

特に、私は世論の中で心配しているのは、ASEAN、低関税国が、日本が相変わらずアメリカの言うことにはすぐ対応する、アメリカ主軸の外交政策ではないか、こういうふうに出てくるわけですね、世論としては。だから、ここらあたりが、日本としてはアジアの重要な日本の役割が大事でありまして、むしろASEANを含め低関税国のアジアに対して、これからの貿易体制というものを、隣国として友好あるいは経済というものをどう発展させていくかというのを基本にしないとならぬと思ふので、この点ひとつ臨む態度と、またASEANあるいは低関税国に対する動向、対策等がお考えあればお聞かせを願いたい、こう思ふ。

○国務大臣(村田敬次郎君) 安倍外務大臣は、九日の夜の会議に参加をされ、昨日の夜出発をしたわけでございます。私は、九日、十日と続けて安倍大臣に直接お会いをいたしました。いろんな意見の交換をいたしておりますが、対馬委員の御指摘になっておる日本ばかりが原因ではないということについても、十分よく理解をしておられまして、アメリカのドル高、そしてまた高金利、財政赤字、そういったものにも大きな原因があることは、レーガン大統領自身が教書の中で認めておられるところでありまして、そういうことは十分よく熟知をされた上で、一月以来の日米交渉にか

けてそれをよく理解してもらふように、また、今後、先ほど申し上げました五月のサミットに向けて、新ラウンドの推進、自由開放体制の推進にできるだけプラスするという趣旨で出席をされておりますので、対馬委員の御指摘になられた面はしっかりと主張されるものと期待をしております。それからASEAN問題であります。これはまさに貿易摩擦はアメリカだけではなく、ASEAN、ECもアメリカと同様に極めて重要であるという意見も出ておるところでございます。私自身も既に一月にもシンガポールに行つたりいたしておりますが、対ASEANの関税の問題でありますとか、骨なし鳥肉の問題、合板の問題等々非常に関係各省で慎重に対応してまいりまして、今後アメリカと同様にASEANやECにもよく理解をしてもらうという趣旨で努力を続けてまいる所存でございます。

○対馬委員君 今大臣から、同じ認識で対応されるということでございますので、それなりにひとつそういう基本姿勢でぜひこれからも全力を挙げてもらいたいということを申し上げておきます。特に、私も、きのう同僚の江島先生の励ます会がありまして、国対で一緒に仕事をしたい関係もございまして、確かに安倍大臣はそういう姿勢をいさつの中で申されておりましたが、大事なことは、やっぱり総理大臣の姿勢として、総理・総裁の姿勢がやっぱりそこに基本的な確立してない、もちろん閣議決定ですから当然のことだと思ふんでありますが、今大臣が言われたような基本姿勢というのは、中曽根内閣としてやっぱり毅然とした態度をとってもらいたいと特に申し上げておきます。

そこでいま一つ、合板の関税引き下げというところだけがどうも先に出てしまつて、これは時間もありませんから別の機会に譲ることにして、内需拡大政策というものがどうも余り具体的に示

されてない。それから合板、つまり木材関係等についての対策も、見ると余り具体的なものはない。ただ、三カ年間で関税を引き下げるといふだけ明瞭にここには出ておる。広葉樹、針葉樹の問題を含めて出ているわけですが、大臣も御存じだと思ふんで、今後はこれが素材産業として、不況素材産業対策というものは、私もたしか五十五年の当委員会ではこれを対策した記憶がございますけれども、そういう点を考えますと、やっぱり関税を引き下げるといふことが、それはもちろんアメリカに向けての発表ですからあれだと思ふんで、やっぱり基本問題は、もちろん木材産業、合板部門の産業、素材産業をしっかりと守るか、その対策が具体的に、しかる後に関税がどういふふうに出ていくべきかと、こういう立て方をしていくべきではないかという私は考え方を持っているわけです。

どうもこれは並列して出したわけですから、もう三カ年間で関税を引き下げるといふと、どうも出てしまつておるが、そこがどうも先でないんじゃないか。もちろん並列だと、こう答弁されるだらうけれども、そうでなくて、やっぱり対策が、合板産業、木材産業きちんと守ると。今でさえばつたばつた倒産をして、しかもシェアが本当に狭まってきた。しかしインドネシア産の輸入シェアが八二%まで来ているでしょう、正直に申し上げて。こういう景況の中でどうやって守り切るか、その政策が先になって、その上に立つてやっぱり関税税率というものを下げていく、こういう立て方をするのが正しいんではないか、こう思ふんですが、こういう点はどうお考えですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 関税引き下げのみの先行して救済対策が後回しになっているんじゃないかという御指摘だらうと思ふ。通産省としては、関税引き下げの検討に当たっては、従来から国内産業事情等にも十分考慮いたしまして取り組んできたところでございます。

今後とも引き続き産業の実態を踏まえながら慎重かつ適切に対処してまいらなければならないと思つております。

特に合板の関税引き下げと救済策の関係につきましては、合板は本来農林水産省の所管でございますから、私どもの方からのコメントは差し控えたのでございますが、関税引き下げにつきましては、四月九日の対外経済対策において、「森林・林業及び木材産業の活力を回復させるため、(一)木材需要の拡大、(二)木材産業の体質強化、(三)間伐・保育等森林・林業の活性化などを中心に、財政・金融、その他所要の措置を当面五カ年にわたり特に講ずることとし、その進捗状況を見つつ」、これは非常に議論になった項目でございますが、「おおむね三年目から針葉樹及び広葉樹を通ずる合板等の関税の引下げを行うべく前向きに取り組む」、こういうふうな決定をしたわけでございます。

これはアメリカ側としてはもっと早くやれという要望が強かった面もあるわけでございます。こういう言葉で最終的には取りまとめたわけでございますが、内需の拡大というものは、もちろんこれはさらに大きな範囲で考えなければならぬ全般的な問題でございます。その意味で、公共事業の問題でございますとか、あるいは個人消費の拡大でございますとか、住宅産業の推進等を含めて内需の拡大に中曽根内閣としては非常に努力をしておるところでございます。対馬委員御指摘の、もとを忘れて関税引き下げだけをやっておるのではないかと、これは決してございませぬ。内需の拡大を根本としながら、関税引き下げの問題も対米折衝あるいはASEAN折衝、その他極めて重要でございます。

その意味で、御承知のように竹下大蔵大臣は、川上、川下対策という言葉でうまく表現をしておられる。川上対策というのは治山対策でありまして、川下対策というのは業界の今後を考えた対応ということでございますが、こういって、政府部内全般を含めて今委員御指摘の問題に取り組むつ

もりでございますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○対馬孝且君 今並行対策だというお答えなんでありませうけれども、この問題は御存じのとおり、五十九年度実績でも前年度比五倍というところで、インドネシアあたりから九割も、これは大臣も今言われましたけれども、広葉樹合板がどんどん入ってきていますから、そこへ住宅が非常に冷え切っているというふうなことで、とてもじゃないが、これはもう合板メーカーがばったばった倒産をするという、こういう状態だけに、工場閉鎖もやむなしというふうな事態が来ているから、やっぱりここをしかと踏まえて、今言ったことを、時間があればですから言いませんが、ぜひそのことをまず最優先の対策にするということを、基本を踏まえてひとつやってみようというのを強く強く申し上げておきます。よろしくございませう。

それでは、本題の中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案に入ります前に、中小企業が置かれている現状、見通しなどを含めてちょっと御質問申し上げたいと思ひます。

まず第一に、昭和五十九年の企業倒産件数が二万件を超えています。これまでの最高を記録をいたしました。これに入ってもなお倒産の動向に著しい改善は見られていない。そこでこの法案が提出されているわけでございませうけれども、最近の中小企業をめぐる景気動向についてどういうふうな把握を、またどういふ情勢になっているかというところをお伺いいたします。

○政府委員(石井賢吾君) 五十九年度を通じて見る限りにおきまして、輸出の増大及び設備投資の拡大、この二つを主軸といたしまして経済全体が拡大を遂げたわけでございますが、その過程におきまして、中小企業も総体といたしましては順調な回復を遂げつつあったというふうに申し上げられると思ひます。

ただ問題は、中小企業の事業活動に大きく依存いたします個人消費の分野あるいは住宅投資の分野

野、この辺の低迷がございまして、こういった関係からやはり業種別には大きくばらつきを残したままであつたというふうに申し上げられると思ひます。その具体的な例は、中小企業の中で多くの数を占めております例えは建設業あるいは小売業、この二つの分野につきましては、水面上に浮上できなかったままで五十九年度を終えているというのが私どもの認識でございませう。

じゃ、現在どういふふうになっておるかと思ひますと、輸出は若干落ちたものの堅調を維持いたしておりますし、また設備投資は極めて順調に進んでおります。そういう意味で、六十年の政府見通しで内需も大きく拡大するという見通しをしておりますので、そういった需要の動向を反映いたしまして、総体としては順調な経過をたどり得るんではなかろうかというのを私どもも期待をいたしておるわけでございませう。

御指摘のように、倒産極めて高水準でございませう。しかし、私どもその中でいろいろ原因を分析いたします限り、もう既に景気循環的な局面、例えは従来の景気循環、特に景気上昇局面の場合でございませうと資金不足、要するに全体的に資金需要が高まりまして、資金不足という面から倒産に追い込まれるという、いわば景気上昇局面の第一年度あるいは第二年度の前半が大体そういう傾向が見られたわけでございませうが、現在ではむしろそういう循環的な側面ではないんであるうというふうに見ております。

今回我々の方、サンプリングをいたしまして調査をいたしました、倒産企業の中で業歴が長くなるに従ひまして、新技術あるいは新商品の開発のおくれあるいは新市場の開発のおくれ、これを倒産の主原因あるいは従たる要因として調査に回答してきておる企業が非常に多くなっておりませう。

そういう意味におきましては、私どもやはり、市場構造の変化あるいは技術革新の進展、こういったもののへの対応が現在では非常に大きな要因になりつつある、したがってそこへの手当てという

のが必要ではなかろうかというふうに考えておるところでございませう。

○対馬孝且君 私は五十九年度の見通し、認識を聞いていられるので、その先のことはまだこれから質問をしようと思つておるわけですが、今、中小企業庁長官のよくないところという一応の期待感を持ったお答えがあるものであります。しかし率直に言つて、五十九年度の倒産件数の二万七千七百三十三件というこの民間信用調査の調べを、ずっと私なりに検討していきますと、不況倒産というのがやっぱり六〇%ぐらいあるという間は間違いのないんじゃないですか、今長官そう言いますけれども、不況倒産が六〇%で、むしろ放漫経営というの二〇%ぐらいだと、こういう実態認識を私は持っているんですが、その点間違ひですか。私はそういう認識を持っています。

○政府委員(石井賢吾君) 御指摘のとおりかと思ひます。五十九年、年間を通しては、確かに不況倒産といふんですか、そういう原因に類型されるものが六〇%を超えましたが、この一月以降はようやく六〇%を割るに至つております。

ただ、私先ほど構造的な要因を無視できないと申し上げましたのは、その不況倒産の中で約四割が売り上げの不振というのを挙げておるわけでございませう。その売り上げの不振というのは、予定しておつた、あるいは計画をしておつた販売高を確保できないというものでございませう。さらにその七割前後は業界全体の不振だというのが入つておるわけでございませう。

そういう意味におきましては、やはり市場の成熟化あるいは全体の伸びが鈍い中で、需要が非常に、例えばデザインとかファッションとか細分化されていった、需要ロットが小さくなつていってそれに追従できなかったというふうな、いわば市場構造の変化に類するものというものが相当含まれていられるというふうに私も見ておりまして、そういう意味では、広い意味で不況倒産ということには言えるかと思ひますけれども、その中に構造的

な面も相当忍び寄っているのではないかという認識でございませう。

○対馬孝且君 認識は一致しておるようでありますから、私も、構造的な要因は後から申し上げませうけれども、かなり中小企業の最近の景況というのは、むしろそこに大きなやはり問題がある、対策としてとらなければならぬ問題がある、こういう認識を持っていますから、その認識については後でまた具体的に質問いたします。

そこで、今あなたはそれなりの景気見通しを言われましたけれども、現在の景気上昇から巡航へと移りつつあるわけでありませうが、問題は、一回復に向つた中小法人企業」という調査部が出した資料、私もこれを読ませていただきました。これは確かに見ております。これを讀ませていただきましたが、機械の受注統計調査によりまして、半年ほど先の民需の受注額は非常に落ち込んでいることがわかります。また一部の識者は、政府が減税、公共事業などによる内需振興を行なひままだに政策運営を行つていけば、どうしてもやっぱり輸出主導の成長というのには変わらない、設備投資も四分の三ぐらいは外需依存になるとの見解を、識者の間で示されております。

したがって、特にこの六十年で気になるのは、外需依存度の低い中小企業の設備投資がそろそろ息切れをするというふうなことがないかという点を非常に心配をいたします。そういう意味で、先ほど大臣も、対外経済政策で前半に出してありますが、特に中小企業の外需依存度の低いものが、やっぱり今回の対策の点を見ていきましても相当息切れがしてくるんじゃないか、そういう懸念を持たざるを得ません。したがって、政府として、現在の景況、特にこの中小企業の景気動向から判断して、今、長官も構造的な不況というところを、あるいは構造的対策ということも言われましたけれども、この点についてひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石井賢吾君) ただいま五十九年度の中小企業白書を国会へ提出を目指しまして作業を

進めておりますが、その過程での分析でも、今御指摘のように、中小企業といえどもその生産回復の寄与度を分析いたしますと、輸出が約六割に近く製造業の生産伸長の貢献度を占めておられるわけでございます。そういう意味で、直接輸出に携わり、あるいは製造業として約六五%が下請形態をとっておりますが、そういう形で大企業との輸出にリンクしたものが非常に多いわけでございます。御指摘のように輸出が今後停滞していった場合に、そういった五十九年度を振り返りまして、中小企業の成長要因の相当数を占めている輸出がだめになった場合には、中小企業にも大きく影響をするのではないかと御指摘、その辺については全く否定できるものではないかと思っております。

ただことしの一月以降の生産動向を見てみますと、初めて大企業分類の製造業が対前月比マイナスを記録いたしましたのに対して、中小企業業種につきましては一応プラスのままで、まあプラスといえども〇・八しか伸びておりませんから、その力強い伸びとは言えませんが、若干これまでと違った動きが見えるようになりまして、これはやはりこれまでの、大きく輸出が大企業の生産伸長を支えてきたものが停滞したために、逆に中小企業の方が堅調で、大企業の方の生産が一月に鈍化したという結果ではなからうかと思っております。ただ、これが中小企業が相変わらず数%も伸びておれば、内需型に転換しつつある経済を反映した中小企業の生産伸長とも言えるのでございますが、必ずしも力強い伸びでないことが非常な懸念材料でございます。

そういう意味におきましては、輸出というものを私ども大きなフアクターとして六十年代におきまして考えていかざるを得ないと思いますが、同時にやはり基本的には、中小企業の事業活動の五〇%以上、約五二%ぐらいは個人消費及び住宅投資にかかわっておられるわけでございますので、そういう意味におきましては、その分野の今後の伸びを期待し、それに基づく生産伸長を期待したいと

いうふうに考えておるところでございます。

○対馬孝且君 大臣として、今申し上げた御認識はどうですか、大臣の考え方をあわせてお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 対馬委員にお答え申し上げます。

中小企業の対外的な問題から、輸出が落ち込んでくると非常に困難になるであろうという前提でございますが、できるだけ内需を拡大いたしまして、そして対応してまいりたいと、こういうふうに思っております。

先ほど石井長官から申し上げましたように、景況判断指数の推移でまいりますと、製造業は昨年の秋から暮れにかけて非常に伸びておるのでございます。建設業が率直に申し上げてこの一年間、二年間大変難しい状況にある。こういうような状況でございます。サービス業、製造業は全般的に伸びが非常にいいのでございますが、こういった点も踏まえながら内需の拡大についてきめの細かい配慮をいたしていかなければならぬ、こういうふうな考え方をしております。

○対馬孝且君 「中小企業のおき」というこの調査資料を見ても、これと言いましても、小売が五四・六、建設が三九・六、もちろん五十八年度ですが、純利益率はマイナスになっております。逆に、ところが製造業は逆に、今もお話がございますが、一一・二、卸売業なんか九九・四、運輸業が七三・九、それからサービス業もそれぞれ純利益率は高まっております。対照的にここへ出ているのはやっぱり小売業と建設業が非常に落ち込んでいます、マイナスですね。そういう状況を踏まえてぜひ対応してもらいたいということを特に申し上げておきます。

そこで、中小企業の設備投資問題をちょっと伺いをいたしたいのでありますが、我が国の全体の設備投資中に占める中小企業のシェアというのは、先ほどもございましたけれども、約四割ということができます。したがってかなり大きいというふうに言わなければなりません。

最近の消費不振に加えまして、中小企業の設備投資の伸び悩み、また中小企業と大企業との規模の格差が非常に広がっている。これは企業格差だけでなく、労働者の賃金格差も広がっています。一時は高度成長時代はぐっと縮まったけれども、今また広がっている。こういうことが出てきておられるわけですが、今年度からは中小企業投資促進税制がなくなったわけですが、こういう理由について、これからの中小企業の設備投資の促進ということが一体どうなるのか、この点についてどういうふうにお考えになっておるか、大臣なり長官の考え方を伺いたいと思っております。

○政府委員(末木原太郎君) 先生御指摘のとおり、設備投資促進税制 五十八年度に創設されましたものが五十八、五十九、二年間の実施で廃止になっております。これはそもそも、この制度が設けられました趣旨でございますけれども、五十八年度四月から実施されたわけですが、その前年の五十七年秋に総合経済対策が講ぜられておりまして、いわば緊急措置的に内需喚起というものが求められていた時期に、その一環としてつくられた制度でございます。そういう意味で、カンフル的な措置として二年間で目的を達成して終わったわけでございます。したがって、そういう趣旨でございましたから、この対象については機械類に限定がございました。

しかし、中小企業の設備投資の振興を図るということは、また別途これは内需のトータルの問題、マクロの問題以外に必要でございます。そこで、こういうマクロ的なものは、緊急的なものは終わりましたけれども、もっと中小企業に常に効いてくるような投資の促進措置をいたしまして

は、これはかねてから実施しております中小企業の機械の特別償却という制度がもう一つ別にございまして、これは普通償却のほかに一四%オンして償却できるという制度になっておりますが、これも期限が参りましたけれども、今回延長をいたしました。これは引き続き実施してまいります。

さらに、中小企業の設備投資の中で重点的にこを伸ばしていくべきではないかと、ところがございまして、これは景気動向と関係なく、中小企業の体力の強化、おっしゃったような格差是正というふうな観点から考えたものでございまして、中小企業新技術体投資促進税制、俗にメカトロ税制と呼んでおりました、この制度が五十九年度に創設されて、八十八機種が指定されております。今年度さらに追加して九十三機種になっております。したがって、御指摘の制度は廃止されましたけれども、かなりの部分は、実はこういった形で政策的な色彩をより濃くして現在実施されておることでございます。

もう一つ加えさせていただきますと、本年度からさらに中小企業の技術の振興という観点から、中小企業技術基盤強化税制というのを創設いたしました。これは技術開発のための経費を支出した場合にその六%を無条件に税額控除できるという制度でございます。これは直接の対象は経費でございますけれども、事が技術開発でございますので、当然設備投資につながっていくという制度でございます。

以上のような諸制度をあわせまして、中小企業の設備投資の振興を図っている状態でございます。○対馬孝且君 一応そういう対策がとられるということは、これはわからぬわけではないですけれども、ただそれだけで果たして本当にそういう中小企業の設備投資の鈍化傾向に対して、全くそれで対策は十分であるということになるかどうかという問題ですね、この減税措置がなくなることに

よって。参考までにちょっと、私は、これは野村経済研究所が出しました、特に最近の「中小企業の設備投資動向」というものを読ませていただきました。これを見ますと、あなたが答弁しましたけれども、必ずしもそういうことでなくて、やっぱり鈍化傾向で当面推移するのではないかと、いうような答えが出ていますね。

これは短い文章ですから、ちょっと読ませていただきます。「先日発表された商工中金の中小企業経営調査によると八四年第四・四半期、八五年第一・四半期の設備投資は、中小製造業がそれぞれ前年同期比で七・四％増、〇・三％減、中小商業が同じく九・三％、〇・五％増と伸び率が鈍化させている。これは売上げの鈍化を主因に、八四年後半から中小企業の収益の伸びが低下したことによると考えられる。ただ製造業については設備過剰感が弱く、先行指標である代理店経由の機械受注も前年同期比で一九・〇％と堅調である」

が、これからの推移としては伸び率は非常に鈍化の方向をたどるであろうと、こういうような見方も、これは野村経済研究所の週報に出ていますね。

だから、今中小企業庁が答弁されましたけれども、やっぱりこの設備投資が堅調に向かっているというところだけではないんじゃないかという心配が、野村経済研究所あたりでも出ておるんですから、私は識者の意見としてやっぱりこういうものを踏まえて、もちろん中小企業減税だけを目的にしているわけじゃないという今説明ございましたけれども、あわせてやっぱりこの対策をひとつこれからはお強化対策をとってもらいたいという、この点についていかがですか。

○政府委員(石井賢吾) 御指摘のように、中小企業の設備動向を見る場合に、一年間の予測というところでまいりますと、中小企業はあらかじめ前年度末にきまつた計画を立ててないという面もございまして、それだけの、例えば日銀で、中小企業の設備予測を日銀の短観の一環として調査をいたしておりますが、この場合でも、例えば今年度は、法人企業統計でいけば、大企業伸びの高い投資が行われたにもかかわらず、日銀短観で五十九年度を見込んだ場合には大きくマイナスという、マイナス二〇％強の見通しを立てておったわけでございます。今年度も、同じく日銀短観によりますと、やはり対前年度三〇％マイナスというのが出てまいっております、この時点で中小企

業の六十年年度における景気動向をこの短観によって推測できるかといえますと、やはり大きな疑問があるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、現在法人企業統計が昨年末まで、五十九年度におきまして第三・四半期まで出ておるわけでございますが、第三・四半期でもやはり対前年三三・二％アップという状況が続いております。これはまたさらに別々の資料でつなげて申し上げると非常に混乱を招きますが、例えば中小企業金融公庫の設備貸し付けに対する申し込み状況を見てもみますと、やはり一月には非常に、二けた台の伸びになっておるわけでございます。ただ、一月は長期金利の引き下げというのが月末にございまして、そういう若干駆け込み的な面もあらうかと思いますが、そういった二けたの伸びを依然として続けておるというところから、確かに中小企業トータルとしての設備投資が落ちていくという指摘が、かつてある新聞に出たんでございまして、それが一億円以下ということで、商業その他を、全部一億円以下を中小企業とみなしたため誤差が大きくなってまいっております、そういう意味で中小製造業だけを限定してとってみますと、やはりある程度堅調を維持しているというものが今までのところではなからうかというふうに思っております。

○対馬孝且君 一応堅調の方向ということで、願ってもないことでありますけれども、このように野村経済研究所がそれなりの分析をして出しておりますので、やっぱりそうならないように、むしろこの設備投資の堅調への対策というものをぜひ一段とひとつとってもらいたいというものを申し上げておきます。大臣いかがですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 設備投資の問題につきましては、長官からいろいろ申し上げたところがございますが、全般として五十九年度の設備投資は大変好調なものでございます。中小企業につきましては、これに対応してひとつしつかり今後

て、委員御指摘のいわゆる投資についての税制の問題、それから積極的に投資そのもの、これは何と申しまして根本的な問題でございまして、これが促進されるようにいろいろ配慮してまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 それでは、先ほど中小企業庁長官が、消費支出の動向というものを若干触れましたが、私は、この問題ちょっと伺いたいんですが、一ヶ月の家計調査報告というものは、これは一月の消費支出の前年同期比は実質で二・九という伸びとなつたが、その内容は消費増分実質〇・七増、サービス向けが六・六増となつております。しかし問題は、可処分所得も実質では二・九％伸びているんですが、このように物の消費の伸びが鈍いという傾向が続くとすれば、これは中小企業の製造業の中で、特に川下部門では苦境が続いて、ひいては倒産にまで至るという懸念が大きなおそれでありまして、この点どういうふうに中小企業庁としては見解をお持ちなのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(石井賢吾) 全体の所得の伸びが鈍化といえますが、余り活発でないために、したがって当然のことながら消費に回る部分が非常に少なくなっているというのには御指摘のとおりでございます。今御指摘の一月というのは、極めて最近ではよろしい月に当たるように見受けられます。むしろ勤労者世帯を見ますと、十二月では一・九しか所得が伸びてないという数字もございまして、そういう意味で消費が低迷せざるを得ないことは、こういった所得の伸びがな

い限りはどうしても低調になつていかざるを得ないというふうにも見ております。まさにそれと合わせて、いわば高度成長から低成長に移りました段階で、言うならば所得がある水準に達して物が飽和点になつていっているという意図もございまして、私はこの説にはくみしない立場をとっておりますが、いざしにいたしまして、所得の伸びの弱さ、それを

反映した購買力の伸びの弱さは御指摘のとおりでございます。同時に、こういった全体の水準が低調な上に、先ほどちょっと申し上げました消費者志向といえますが、購買意識といえますか、そういうものが非常に多様化してまいっておるわけでございます。例えば一つの繊維、衣服の需要がありまして、従来のようにミニスカートがはやれば全員ミニスカートをばくという時代にはないわけでございます。そういう意味で、いろいろ細かく分かれていざるを得ない。そういう意味から、一番肝心なのは市場動向を早急に察知すること、これが第一でございます。

これは最近、典型的な例では、船場の繊維卸商団地が世界各地にモニターを置きまして、それぞれのファッションの動向をいち早く本国に送らして、各企業にそのファッション動向を伝送する。それに従ってそれぞれの企業がファッションなり企業戦略を立てるというような体制をとつておるわけですが、これなどは市場動向を把握する意味で共同化というメリットを生かしながら、ニューメディアの力を十分利用したうまい戦略ではなからうかと思えます。そういう意味で市場動向の把握ということが第一の課題でございまして、その意味では、最近発展してまいっております情報化の力をどう取り込んでいくか。よく私一つの例で申しますが、かつて使用されているシャンプーの銘柄というのは、五年前は三百しかございませんでした。現在は千五百ございまして、その銘柄を一つのスーパーマーケットの棚に全部おさめるわけにいきませんので、結局はその地域における消費動向というのを捕捉しませんが、死に筋商品といえますか、そういうものを並べてしまう結果にもなるわけでございます。そういったものをどう捕捉するかといえ、例えばPOSという仕組みをとって、積極的に日々の販売動向を見ながら、売れ筋商品と死に筋商品を吟味していくという行き方もございまして、そういう意味で、全体としてこの情報化による市場動向の把握というものが

をどう中小企業に整備させるかというのが第一の課題ではないか。

それから第二は、非常に多品種にわたります。したがって多品種少量生産で対応していかなくちゃいかぬ面があります。

かねがね中小企業というのは多品種少量生産が得意だと言われておりますが、私はそうではなくて、むしろ大企業とのサブパールのためにやむを得ず選択した手段であらう。決して得手であるわけがない。したがって、これを利益を上げた生産体制につなげるには、例えばロボットの導入というものも有効な手段だろうと思えます。そういったものをどういうふうに進めていくか。先ほど御指摘がございましたが、今回白書で分析をいたしました、中小企業の資本生産性の企業との相対関係というのは非常に落ちてきております。そういうことを考えますと、いたずらに設備投資をすればいいというものではなくて、結局自分の業態に見合った、かつ利益を上げ得るような生産形式をどうつくり上げていくか。その過程で設備投資をしていかなくちゃいかぬという問題があるわけでございます。そういう面での向上を図ろうというところが第二の課題ではないか。そういう面から中小企業対策を進めていくべきだということに思っております。

○対馬孝且君 やつぱり今お認めになつてゐるうちに、消費傾向というのが今長官から一つの流れとして具体的に説明がありました。やつぱり消費傾向というものを対する対応というのが、情報先端技術もございまして、敏感に対応するというのはもちろん大事ですけれども、根本はやつぱり中小企業が持つ体質というものをしかと踏まえて、そういうものに対する消費傾向にどう迅速に対応していくかという施策をより強化をしたいと思います。今説明がございましたから重複は避けたい。そういうことでひとつ特に強化対策を要請しておきたい、こう思います。

時間も迫つてまいりましたから、そこで中小企業対策のあり方につきまして、先ほどそれなりの

認識につきまして、長官なり大臣からお答えがございましたけれども、今まで質問してきまして、私はやつぱり中小企業は、今回の景気回復の余慶にあらずからず、どうもうろうろしている傾向にあるんじゃないか。

景気は一応下り坂ではなくて、上向きつつあるという意見もあることは事実ですけれども、これも産業により、産業構造の必ずしも全部底上げというところになつてゐるわけではないんであつて、いい産業と悪い産業とあるわけですから、確かに今後景気上昇傾向をたどるといふことは、識者の中でもそれなりの見解を持っておりますが、その意見については、ちょっと懐疑的な意見を私は持つてゐるんであります。

そこが見通しの分かれるところでございますけれども、例えば中小企業対策は慎重でなければならぬんですけれども、相変わらず公共事業の中小企業への分割発注等を含めて、官公需の中小向けが三七〇強なんだね。これは三木内閣時代、私も当委員会でも質問をやつたことがございましてけれども、もう三木内閣やつてから約十年近くなるわけだが、いまだに三七〇強ということ、これは当時の三木総理大臣、当時の河本通産大臣等にも――私、最初は中曽根総理大臣が当時通産大臣の時代に私は国会へ出てきたわけでありましてけれども、その時代からずっと質問やつてきましてが、やつぱり相変わらず、これ言葉では五割というようなことを言つてゐるんだけれども、実際は三七〇強というのが必要ではないんだらうかと思ひますが、この点どうでしょう。

○国務大臣(村田敬次郎君) 官公需の中の中小企業向け発注の比率を高めるべきではないかという御趣旨の御質問だと思ひます。これは御指摘のうちに、五十九年度では金額で三兆七千億円、それから比率で三七・四％という比率で、これが低いという御指摘だろうと思ひますが、年次の見えてみますと、昭和四十一年では二五・九％、それから昭和五十年では三二・六％でございます。

五十九年の三七・四％という数字はじりじり上がつてはゐるんでございます。だからこれはおつしやるように、できるだけ高くするのが一番いいということ、私も、政府としても中小企業者向けの受注機会を増大すべきだということを主張をしておりまして、これは今後も努力をいたします。

官公需の中には大規模工事でございますとか、それから高性能技術を要する物品などがございまして、中小企業に対する発注が難しいものも相当含まれておるわけでございますが、私はこれは例えば地元企業とのジョイントベンチャーであるとか、いろいろ合理化対策がございまして、この比率をなお委員御指摘のようにじりじりと高めていくためのできるだけの努力をしなければならぬと思つております。

○対馬孝且君 私はこういう案を検討してもらいたい、この機会にちょっと申し上げておきたいんですが、ドラッグストアの対策というものは、もちろんそれはそのものずばり、カンフル注射を打つたようなものなわけじゃありませんけれども、ただ一つ、大臣これはきのうも私は、建設省、農水省、労働省、自治省、出稼労働者対策の問題で各省来ていただきました、意見交換をして政策の交換をやつたんであります。

これは一つの例ですけれども、労働省は出稼労働者、季節労働者対策として、去年札幌市でブラザホテルという大規模なあれをやつたんです。これはもちろん労働省予算、雇用促進事業団と札幌市も予算を出しまして、約五十八億の建設を今しているんですが、はつきり申し上げまして、上物はもちろん大企業ですけれども、中小企業関係の場合は比較的内装その他の関係に入りまして、非常に中小企業多いわけです。下請関係が。これはおわかりになると思うんです。労働省はこれ去年一〇％単価を高くて、一面は通年雇用にもなるんです。冬場を稼げないのを稼がせる、働かせるといふことで。通年雇用化にも結びつくし、また一つは中小企業が公共事業の役割を担う、こう

いう意味では一石二鳥の対策になつたということ、この間も私は社会労働委員会でも申し上げたことがあるんでございまして、そういう対策などはひとつ、単価としてはこれはさういふ対策などとは三割と言つてゐるんじゃないかと一〇％、これは建設省の通年施工技術研究協議会というのがございまして、これは学識経験者も入つてやつておるんですが、中間答申が出ていまして、これを読ましていただきたました。これでいきますと、九割単価が上れば、通年的に寒冷地、寒い地域にのびての公共事業の仕事は可能である、こういう答えが出てゐるんです。これを私は持つていきますけれども。

だから、そういう対策などは、もちろんこれ建設省の主管になるわけでありまして、それからあたりやつぱり中小企業対策の一環として、一つの対策として考えられるんじゃないか、こういう感を私は深く思います。それから、こゝで答えを求めようと思ひますけれども、ぜひこういう問題も一つの対策として、むしろ通産大臣の方から発議をして、建設省なりそういう関係省庁への働きかけをやつすべきではないか、これは一つ中小企業対策になります。労働省はむしろ雇用対策になる。こういう立場でモデル的にやつたというふうな経緯があるわけですが、そういうふうなひとつこの機会に申し上げておきたいと思ひますが、これも検討してもらいたい。いかがなものでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) これは最近のことでございますから、ぜひお耳に入れておいた方がいと思ひます。

公共事業の六十年程度の発注について、ことは上半期に例へば七十％というふうな数字を明示はしないけれども、ひとつでできるだけ地域の状況等も考へてやつていくからという閣議における大蔵大臣発言と自治大臣発言がございました。公共事業官庁というのは、委員御指摘のうちに、建設、農林水産、運輸、この三つが一番大きいわけですが、御三家と申し上げておまして、通産省

なども工業用水等で一部参画をしているわけ
です。また、発注部品の関係もいろいろ参加をして
おりますから、そういう公共事業の機会があれば、
例えは北海道や東北についてできるだけ早期に発
注をするとか、それからまたそれ以外の期間にお
いても、積雪寒冷地でありますから、できるだけ
地元の便宜を図って発注を考えていくとか、いろ
いろな方法があると思うのです。

これは大変重要な御指摘でありまして、特に公
共事業の場合は、最近では東北、北海道、あるいは
九州、北陸、山陰、そういった地域に重要性が特
に大都市地域よりも増しておる状況があるわけで
ありますから、そういうことは勘案をしながら進
めていくようなことが必要だと考えますから、委
員御指摘の点は機会あるごとに申し上げたいと思
います。

○対馬孝且君 今大臣から非常に積極的な考え
を出されて、ぜひひとつそういう対策をとる
ことにおいて、公共事業の発注の指数が高まっ
ていく、数の問題じゃなくて、内容的にもやっぱ
りそういうことに対応することが大事ではないかと
思いますので、大臣の積極面は評価をいたした
いと思います。そういうことでぜひ取り組んで
ほしいと思います。

そこで、最近の倒産の動向なんです、これを
どういうふうに見ているかという点であります
けれども、今回の景気回復は輸出主導型であるとい
うことを言われておりますだけに、先ほど申しま
したように、輸出依存度の低い中小企業はなか
な景気回復の波に乗れないという現状です。

そこで、先ほど設備投資のあり方など、営業収
益の伸び悩み、こういうことを質問してきたわけ
であります、中小企業が今日苦しい局面に差しか
かっているわけですが、最近の倒産多発傾向、こ
のあらわれ方ですね、特に今回の倒産は、景気回
復下の中で多発しておるんでありますが、特に中
小企業に限らず、この間は大沢商會が五十九年二
月に負債額二千億という、そしてリッカーが七月

に負債額千億というふうな、上場企業でさえ倒
産が特微づけられているわけでありまして。した
がって、景気回復下であるにもかかわらず倒産が多
い、この原因は何だということ、先ほど若干は申
し上げましたけれども、この原因はどういうふう
に考えているか。

しかし民間の資金はダブついている、こう言わ
れています。市場金融は非常にダブついているん
だ。それなのにどうして金融対策がうまくいっ
ていないのかという問題点もございまして、金融
機関の選別強化あるいは構造変化への対応とい
うことがとれなかったという点の分析もなされて
いるようですが、この点どういうふうにお大臣お考
えになつておられるか、また長官はどういうふう
に考えておられるかお伺いします。

○政府委員(石井賢吾君) 先ほど申し上げま
したように、確かに現在の倒産多発の多くの原因が、
言うならば不況型倒産と言われておりますが、そ
の中にも、先ほど申し上げましたように、市場の
成熟化によつて既に今後の大きな伸びが期待でき
なくなつてしまつた、その過程にある産業群、あ
るいは全体としては伸びつつありますものの、ロ
ットが小さくなつてしまつた。その小さくなった
需要をめぐつて過当競争が行われた結果、収益が
上がらなくなつてしまつて、これまで過去四年間
の低迷期における負債等が重なる維持できなくな
つてしまつたとか、こういういろいろな要因が
あろうかと思ひます。ただいまのところは、私
は景気循環型の倒産というよりか、むしろもうそ
ういった構造的な側面の方が大きくなつたんで
はないかというふうに見ておられるわけございま
す。

ただ、この一三月、まだ三月の数字は発表に
なっておりませんが、一、二月はともに前年を大
きく下回る倒産水準でございまして、三月も多分
そういうふうになるであろうという期待をいたし
ておられるわけですが、いずれにしても、
も、まだ高水準であることには変わりないわけ
でございます。そういう意味で、引き続きその市場
対策という意味においては、構造的な対応ができ

るような支援を今後とも進めていかなくてはいか
ぬのではなからうかというふうに考えておりま
す。

○対馬孝且君 そういう対策をとるということは
わかりますが、私参考までにちょっと申し上げた
いことがございまして。

倒産が多発した昭和三十八年、三十九年、高度
成長期の直前ですね、ちょうどオリンピックの直
後ですね、そういう点からいいますと、昭和三十
八年ころを振り返ってみますと、景気回復の年で
あるということも随分叫ばれました。ちょうど三
十八年の後半から不渡り手形、倒産が増大をして
いったわけですね。そういう奇妙なことが見られて
いったわけでありまして、中小企業の設備投資が
大企業のそれに先駆けて急速に減退に向かつてい
つたという特徴がありますね、このときの時点を見
ますと。

したがって、経済の拡大期においてすらこうで
あったわけですから、ちょうど高度成長に向かっ
ていく矢先に、三十九年後半からの長期的な不況
は、中小企業にとっては大変な試練だったと、こ
う思うわけでありまして。したがって、当時の倒産
の状況は、景気政策のいかにかわらず増大す
る傾向を見せたという点においては、特異な現象
であつたのではないかと。この点の分析はどうい
うふうになされたかという問題がありますけれど
も、その背後には、やっぱ高度成長経済の変質
に伴う構造的な要因というのが働いていたのでは
ないかと。

当時の経済規模及び質は現在と異なるから、単
純に比較することはもちろんこれは考えられませ
んけれども、現在の倒産発生局面というのは、ど
うもこの三十九年、四十年と非常に似通つたよ
うな状態で、現在考える以上に悪い局面が出てき
ているのではないかと、こういう考え方を持っ
ているんですが、この点どうですか、通産大
臣。これを振り返つてみて、そういう懸念を踏ま
えてやっぱ対応していくことが必要ではないの
かと、こう思つて、お伺いしたいと思つておる

わけでありまして。

○政府委員(石井賢吾君) 確かに御指摘のよう
に、三十八年から四十年にかけては、特にマク
ロ好況、ミクロ不況と言われた時期があつたと思
います。

ただ、先生御指摘のような高度成長の過程で経
常収支が悪化をいたしまして、三十八年の十二月
から金融引き締めが進んだわけでございまして。そ
ういう意味におきましては、先生御指摘のよう
に、確かに今の情勢とは基本的には違ふ面がある
のではなからうか。しかし、私はやはり高度成長
過程の中の一循環ではなからうかというものが、実
は四十年不況を今振り返つてみますと、そういう
感じがいたします。と申しますのは、やはり三十八
年十二月から始まりました金融引き締めが、累次
にわたりました設備投資が非常に落ち込みを見せ
ました。そういう意味で申し上げれば、全体的に
総需要が低迷した時期でございまして。ただ三十八
年までに一〇%を超える実質成長を遂げてきたと
も、やはり成長率そのものは五%ぐらいの段階を
維持してはおりまして、全体としましては金融
引き締めによる総需要の著しい低下ということが
見られた時期ではなからうかと思ひます。

そういう循環局面での倒産多発ということがあ
るわけでございますが、現在と比較いたしますと、
と、しからば金融は超緩慢と申していいか、基本
的にはそういう時期ではなからうか。それから景
気全体といたしましては非常に偏りがあつたもの
の、輸出及び設備投資を主軸といたしまして全
体的に拡大しておる経済基調にあるということ、
そういう意味で申しますと、ちょっと景気循環的
に言えば逆の側面があるかなという感じがいたし
ておりますが、やはり構造的な問題が大きくなつ
てきているというのはその時期も同じ問題があつ
たと思ひます。まさに高度成長過程におきまして
市場構造が変化しつつあつた時期でもございま
す。そういう面での類似性というのはあり得る
わけでございますので、そういう面でも今後とも

対応していかなくちやいかぬというふうに考えております。

○対馬孝且君 今そういう中小企業庁長官のお答えを、一応それなりに私も理解するのであります。が、ちょっとこれ特徴的に見てみますと、「昭和二十七年以降全国倒産の動向」というのを見ますと、三十八年がオリビック景気と仮定した場合に、これ件数は千七百三十八件、千六百九十四億五千九百万円ですか、こういう負債額になっていきますね。

ところが、これちょっと見てみますと、ちょうど五十九年は、御存じのとおり、二万八千四百四十一件、これは三兆六千四百四十一億五百万円、こういうことでしょうか。そうすると、この流れをちょっと見ていくと、その間に四十一年のいざなぎ景気、四十六年の円の変動相場制への移行、四十八年第一次石油ショック、そして第二次ショックが五十二年、こうずっと流れを見ていくと、やっぱり今私が申しました三十八年、三十九年の中小企業の動向というものは、一つのやっぱり流れとしては、そういう流れを踏まえながらもかなり似通っているといえますか、そういう意味でのこれらの対応策というものは考えてもらいたい。

これは答弁ありましたから、あとのことがありますので、これ特にひとつその点を充実した対応をしてもらいたいということを申し上げておきます。

あわせて、先ほど長官が言いました、間違いないこれは構造的要因がありまして、先端技術等がどんどんこれから進んでいくわけでありまして、やっぱり中小企業のロボット化の問題、あるいは中小企業対策の中で出てくる先端技術にタイアップした中小企業の対応というのは一体とれるのかと、そういう構造的なこれからの大企業との兼ね合いの中でやっぱり十分な対策をとってもらわなければいけません。これはもちろんこの点もあわせて私申し上げておきたい、こう思います。よろしくうございませう。

○国務大臣(村田敬次郎君) 景気の推移についての対馬委員の御高見を拝聴いたしました。私も

経済の流れというのを見てみますと、確かに好況、不況というものが波のように続いてあらわれるという面と、それから新しい時代に対応してはつきり変わっていくという面と、両方あるような気がするのであります。

特にハイテク問題でございまして、情報化でございまして、そういうことと中小企業との関連を見てまいりますと、先ほど中小企業庁長官から申し上げたような事態が現在起こっている。だから、倒産などを見てみると、非常にこれに慎重に対応していかなくちやならないんだという認識が出てくるんですが、ことしの一月と二月は倒産件数も昨年比べて減っております。二月は特にいい数値ですね。金額も減っております。それからけさ出てまいりますまでに、私は三月の数値は出ていないかと言って調べさせましたら、まだ出ておりませんが、三月も希望が持てそうですという方向が出てきております。

だから、この倒産件数、倒産金額ともに減っておりますという現象がなお続いているれば、非常にこれはありがたいことであるなど、これをひとつしっかりとやらなくちやならないがなと思っております。対馬委員の御指摘になっておるような経済の循環、そしてまた世界的な動向というのは、大変大事なファクターであると思っておりますので、よく勉強させていただきたいと思っております。

○対馬孝且君 ひとつ積極的にこれは鋭意検討を続けていただきたい、検討を進めてもらいたいと思っております。

時間も迫ってまいりましたので、倒産と失業の関係についてひとつ。

今さら前段を申し上げません。もうこれは先ほど申しましたように、特に失業動向というのは非常にふえてまいりまして、この間の社会労働委員会、山口労働大臣が、やはりこれからのハイテク産業、先端技術、あるいはME、あるいはOAというものがどんどん進化されていきますと、かなり雇用対策の面では将来やっぱり一〇%台の失業が見込まれるかなという心配も一面にはあると

いうことも言われておりますので、それで倒産と失業の関係で端的に申し上げますけれども、通産省として、またきょう労働省においでになっておりますが、倒産多発の失業問題の関係についてどういうふうに見ているかという点をひとつ通産省と労働省にお伺いしたい、こう思います。

○政府委員(石井賢吾君) 倒産の経済的、社会的問題というのは、まさに私は摩擦の問題、これはそれその経営者、いろいろな責任問題もあるうかと思えますが、やはり一番大きな問題は摩擦的な失業の発生であり、あるいはそれにあおられまして関連倒産といえますか、この二つが大きな摩擦現象ではなからうかと思っております。

ただ、幸いなことに、五十九年度から全体経済拡大基調の中で、有効求人倍率の改善あるいは失業率も改善を見つづけておりますので、全体としての現在高水準に続きまして失業も、そう大きな悪影響を及ぼしてはいないのではなからうかというものが、今我々救われている思いがいたしておるわけでございます。今後経済全体の動きの中でいづれこういうフローの風が吹いているわけではございません、そういった面を十分考えまして倒産対策を進めていきたいというふうに思っております。

○説明員(齋藤邦彦君) 今御質問ございました倒産と失業率の関係でございますが、五十年代に入りまして完全失業率二%を超えるようになってまいりました。現在、五十九年二・七、こういうような水準にあるわけでございます。

これにはいろいろな要因があるかと思えますが、一つは経済成長率の低下を背景にしまして、いろいろな高齢化の進展、あるいは女子の職場進出ですとか、産業構造の転換等いろいろな面での労働市場におきます構造変化がその背景にあるのではないかとこのように思っております。

失業者の内容を少し見てまいりますと、いわば会社都合というふうなものによって離職をした方、自発的な離職ではないような方が大体三分の一でございまして、それからまた自発的な離職をされた方が三分の一、それから新たに労働市場に出てこようというために職を探しておられる方が大体三分の一、こういうようなことが最近の傾向でございまして、失業者全体の水準は徐々に下がってきておるといふか、下がってきてはおりますけれども、まだやはりこういうような構造的な要因というのは今後も続くだろうと思えます。先生御指摘のように倒産件数、ことし一月、二月は若干減っておりますけれども、依然として高い水準にあるというところは事実だろうと思っております。

倒産によってどれくらい失業率を押し上げているかというところはよく数字的につかめませんが、いづれにいたしましても、そういう中小企業等の倒産によりまして雇用問題は非常に重要な問題であるというふうなふうに思っておりますので、従来から雇用調整助成金の活用ですとかあるいは保険給付自体につきましても、倒産企業の場合は延長制度をつくっておりますので、そういうようなものを活用することによって雇用対策に万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○対馬孝且君 中小企業庁長官の倒産と失業の考え方、あるいはまた労働省の齋藤雇用政策課長の認識、それから実態に対する対応、考え方というのは全くそのとおりだと思っております。

なお、これはいづれ別な機会にまた申し上げることになりましたが、そういう倒産と雇用の関係というところは、失業の関係というのは、これからやっぱり非常に目配りをして、ぜひこのリスクの対応をしてもらいたいということを特に申し上げておきたいと思っております。

そこで、本題の法案の身中に、時間もありませんので入りたいと思っております。共済金の貸し付けが実質的に有利子という問題の性格につきまして、きょうは中小企業事業団の齋藤理事長さんに参考人としておいで願っておりますので、お伺いをいたしたいと思っております。まず、法案の中身の中で、中小企業事業団のノンフレットを私も見ますと、中小企業倒産防止

共済制度の特色として、無担保、無利子をうたっていますね。実際に中小企業者と接触する委託団体では、利率換算の関係でいいますと年三・八四%としている。というのは、共済金の貸し付けを受けた場合に、その貸付金額の十分の一に相当する掛金額に対する権利は消滅するが、これ十一條四項にありまされども、それを年率換算すると三・八四%になるわけでありまされども、これ私は、委託団体の発行パンフレットの方が正確に事実を伝えていっていると思うんですが、むしろ親切ではないか、こういうふうにお考えですが、この点事業団の考え方はどういうふうにお考えになっておるかという点をお伺いいたしておきます。

○参考人(齋藤太一君) この倒産防止共済制度は、先生も御承知のように、加入者の掛金を共済金の主たる原資といたしまして、相互扶助の考え方のもとに共済金を貸し付ける異色ある制度でございまして、この貸し付けが共済給付の内容という事になっておりまして、いわゆるコマーシャルベースの金融とはややその性格が異なっております。これに思っております。ただ、この場合に貸し付けに伴います事務費以外の費用、事務費につきましましては国庫の補助金でやっておりますけれども、事務費以外の、例えば貸し倒れといったようなものを補てんします等の費用に充当しますために、ただいま先生御指摘のように貸付給付額に対応いたします共済掛金の権利を消滅させる、こういう制度になっておるわけでございまして。

この消滅いたします掛金の権利分を仮に利息として金利計算いたしますと、年利にいたしまして大体三・八%程度のものになろうかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、コマーシャルベースの金融とはやや性格が違ふというふうに考えておりました、利息という表現は、この制度の本来の考え方には正しくそれを表現していないんじゃないか、こういうふうに思うわけでございまして。

したがって金利という言い方ではなくて、掛金の請求権が消滅します、こういうことをこの

制度のPRの際には申し上げておるわけでございましてけれども、その点につきまして、この制度加入等で希望される中小企業の方によく徹底してないという感じがしますと、私どものPRが不十分ということになりますので、その点よく誤解の生じないように細かいPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 理事長ね、こういうことなんです。これおたくの出しているパンフを見ますと、これは私もこの間北海道へ帰ってちょっと言われた、私も中小企業後援会を持っておりますので、ちょっとある業者から言われたんですけれども、これでいきますと、あれでしょう、「共済金の貸付けは、無担保・無保証人・無利子で速やかに受けられます」と、こういう感覚が頭にあるわけだ、借りる方は、率直に申し上げて。ところが、「ただし」ということが、借りる方は余り、これはむしろ基本だけが頭に入っているものだから、それは後から出てくるが、「ただし、貸付けを受けた共済金の十分の一に相当する掛金額に対する権利は消滅します」。今理事長がおっしゃるとおりなんだけれども、そのもうらうときに十分の一は消滅してしまふんだから、何だかだまされたいような感じがして、ちょっとおかしいじゃないか、こういう疑問を実は相当数持っているわけなんです。

これは東京都の例を、ちょっと私もこれ参考までに見させていただいたんですが、東京都中小企業団体中央会では、こういうことをきちんと出しているんですね。「無担保・無保証人・利率換算年三・八四%相当」と。最初からきちんとしておると、まあこれは三・八四というものは、借入金仮に二千万、借入期間五年間、据置き六ヵ月という、倒産の被害を受けた場合にこれはそういうことなんだ、最初からそういうことなんだと、こう頭に入るんだけれども、今率直に素朴な感じを申し上げますと、さっき私が読み上げたように、「ただし」の方が、これは借りる当事者に

すれば全然ないわけですよ。

だから、やっぱり何かだまされたという感情でとらえちゃって、これはどうもやっぱり、むしろ東京都中小企業団体中央会が出したように、最初から、無担保・無保証人というのは、こういうことで、年率三・八四ですよということなんだよというのを、きちんとして、やっぱりPRを今から徹底をしておいた方がいいんじゃないかと。これは、かなりそういう意味の疑問というよりも、不信心みたいなつながっていくということではまずいんで、そういうことの対応について、今ももちろんPRに努めますということですが、端的に中小企業の方々の声というのは全くそれを言っているわけなんです。この点もう一度どうですか、理事長、これ。

○参考人(齋藤太一君) この掛金の請求権が消滅します点は、利息ではないというふうに私も考えておるんですが、利息ではないというふうに私も考えておるんですが、中小企業の方々の間に事実上利息がかかっているんじゃないか、無利息という触れ込みと実態が違ふんじゃないかというふうなお話があるという感じがしますと、その権利が消滅するということをよく強調いたしまして、あるいはその分が金利に直せば何%に当たりますという点もお知らせするということもふうなことも、お話をとおし誤解を招かないようにするためには、あるいは必要かもしれないと思っておりますので、よくその点は検討いたしたいと存じます。

○対馬孝且君 ひとつぜひその点、素朴な中小企業者の声ですから、これを受けとめて中小企業事業団としての対応を、今理事長も申されましたけれども、積極的に理解のいくように対応していただいたいというのを申し上げます。

そこで、事業団の貸し付けの決定手続なんだけれども、事業団では共済貸し付けに係る決定を週に一回しか行わないために、貸付申請をしてから実際に金が入るまで二週間程度要するの聞いています。やっぱりこれは倒産というのは緊急の事態ですから、もうこれは言うまでもありません。したがって、取引企業が倒産をして連鎖倒産

を免れるべく苦勞している中小企業者にとつては、二週間というのは対応としては余りにも長いではないかと。したがって、事業団の貸し付けという事業を行う場合に、決定が週に一回というのはどういふ理由があるのか。これを毎日行うようにすると何らかの支障が生ずるのか。直ちに即決できるような対応を、週に一回ということから、何とか毎日でも、すばやく対応できるということができないものかという御意見が率直にこれあるんですが、この点いかがでしょうか。

○参考人(齋藤太一君) この共済金の貸し付けは、昨年の四月十二月間で七千四百件ぐらいになっておりまして、大体毎月平均いたしまして八百件強の貸し付けを行っております。

それで、貸し付けの手続の実態を見ますと、請求が参りますと、事務をなるべく簡素化、迅速化しますためにコンピュータに加入者のいろいろな掛金の現状その他を打ち込んであるわけでございますけれども、そのコンピュータから打ち出しまして、請求者の請求との突き合わせを要するわけでございますが、よくその請求者の住所が違つたり、代表者名が違つたり、いろいろしておることがございまして、そういうたまたま形式的な要件のところを書類をいろいろチェックをいたします。

その次に、今度は実態的なチェックといたしまして、取引先が本当に倒産したかどうかという意味での、手形交換書で不渡りになっているかどうかという証明でございまして、あるいは破産とか和議とかの場合には、一々裁判所の方に私どもから照会をいたしまして、裁判所の証明を取り寄せまして、その上で、もう一つは被害額が幾らであったかという被害額の確認がまたいろいろ面倒な内容がございまして、そういうことをいたしまして再度コンピュータに打ち込みまして、いろいろ貸付決定書とかいったような作成をして銀行の方に通知をする、こういうふうな段取りになっておりまして、そういう関係で、どうしても今の

ところ二週間近くかかっておりますけれども、例えば申請の書類を、やや現在複雑になっておりますので、極力簡素化できる部分は簡素化してチェックする内容を少なくするとかいうようなことも計らいまして、期間をさらに短縮するように努力いたしたいと考えております。

○対馬孝且君 今、期間を短縮するように努力したいという理事長の御答弁ですから、ぜひひとつ早めてもらって……。

聞きますと、何か予算措置のこともあるんでしょうが、どうも今コンピュータ、使われている機器が非常に古い型のものであるというふうなこと、大臣ひとつ、そこあたりは中小企業事業団の予算措置を講じて、何かかなり古いコンピュータを使われて、そのことだけに四日間かかるというふうなことが、そういうことがもし改善できるならば、これはやっぱり倒産を阻止するというところで、迅速果敢に、今日の先端技術の時代ですから、ひとつこれだけは、もう理由のいかんを問わず、最優先にやっぱりスピードアップをしてもらいたい。理事長もそういうふうな言われておりますから、大臣もひとつ通産省の立場でそれに対応してもらいたいと思っております。よろしくごさいますか。——ちょっと時間もありませんから御答は結構です。大臣よろしゅうございますか。

○参考人(藤本太一君) ただいまのコンピュータの点でございすけれども、一番新鋭のコンピュータに差しかえますように、今デストラックをいたしております、来年の一月から新しいコンピュータが稼働することになっております。

○対馬孝且君 はい、わかりました。ひとつぜひスピードアップをするようにしてもらいたいと思っております。

そこで、掛金限度額の引き上げと機動的な法律改正が必要でないかと思うんです。

それはどういふことかという、今回の改正によりまして、二百十から三百二十万まで引き上げると、これは倒産企業と取引のある企業の売り

掛け債権額の約九割に今相当する、こう言っていますね。そういうことで結局設定されるわけでありまして、今後民間の信用取引が増大するにつれて、やっぱり場合によっては機動的に法改正をやるというふうな姿勢が必要ではないかと思うんですが、これは大臣にひとつ伺いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(井上正君) 今回の改正案におきましても、近年におきます中小企業の信用取引の状況を踏まえまして、共済金の貸付限度額を大幅に引き上げておるわけでございす。現在限度が二千万でございすけれども、これは実は五年前に決めた限度額でございす、その後五年たちまして信用取引が拡大してきておりまして、取引先が倒産した場合の回収困難になります債権額が非常に大きくなってきておるわけでございまして、二千百万ではなかなかカバーし切れないという情勢になってきておりますので、今回実情に合わせまして、約五割増しでございすけれども、三千二百百万まで限度額を引き上げるといふ改善措置をとらしていただくわけでございす。

この信用取引の状況につきましては、今後とも当然変わっていくものでございすし、さらに本制度の運用を決めるいろいろな因子があるわけでございす。加入者がどれだけふえてくるであろうか、あるいはこの共済事由発生率がどう変わるか、あるいは貸し付けました共済金の貸し倒れ率なんかがどうなっていくかといったようないろいろな要因も変わってまいりますので、私たちがいたしましては、そういう要素を常に慎重に見ておりまして、法律上は少なくとも五年に一遍と書いてあるわけでございすけれども、できるだけ機動的、弾力的に制度の改善を今後とも心がけてまいりたい、そう思っております。

○対馬孝且君 大臣、ひとつ大臣のを最後に。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今政府委員から申し上げたとおりでございまして、対馬委員の御指摘になりました点は極めて重要でございすから、適切に対応を進めたいと思っております。

○対馬孝且君 今大臣からも、政府委員からも、適切に早急に対応したいという考え方でございしたから、そういう倒産を防止するという目的ですから、それに向かつての対応をぜひ行ってもらいたい。

最後になりますが、一つ国民金融公庫、中小企業公庫、商工中金、政府系三機関の関係でございす、これは中小企業庁の庄野金融課長が即決即断で対応していただいで、大変よくやっております。この点について、庄野課長さん初め、そういう当事者に当たっている方々は努力されているんでしようけれども、やっぱり問題は無担保、無保証なんだね、この査定。もちろん国民の税金ですから、これは慎重な審査もなければならぬというところは当然のことだと思っておりますが、これもうちよと無担保、無保証の枠が、最近改定をされましたそれなりの限度額が大きくなりましたけれども、ひとつこの査定に当たっての弾力的運用といふのが、これをぜひやってもらいたいというのが中小企業者から非常に要望が出ております、率直に申し上げまして。

もちろん国の金を借りて踏み倒すということは許されないわけでございまして、国民の税金ですから、それはしかと受けとめておりますけれども、特に国金は、本当に中小企業というよりも零細企業に比較的使用度が高いし、またそのことにおいて零細企業が守られているということも事実であります。だから国金並びに中小企業金融公庫、商工中金の関係はもろんでありますけれども、特に国金の無担保、無保証、これらあたりにできるだけ弾力的運用として対応していただくといいことを、これからはぜひひとつやっていたきたい、この点について最後に申し上げまして、政府側の答弁を聞きまして終わりたいと思っております。

○政府委員(石井賢吾君) 御指摘の国民金融公庫でございす、現在の貸し付け状況の実態を見ますと、約九〇％が無担保、無保証の貸し付けに

なっております。

先生の御指摘、さらに機動的な担保設定、例えば機械設備等についても担保を徴求できるような体制、これは現にいたしておりますが、さらに弾力的に対応できるように、ただ問題は現在延滞が非常に大きくなっておる関係もございまして、この辺の中小企業の経営実態との兼ね合いが一つの問題であらうかと思いますが、それぞれの中小企業の実情に即した弾力的な運用を今後とも指導してまいりたいというふうに思っております。

○対馬孝且君 特にひとつその点要望を強く申し上げておきます。ぜひそういう対応ができますようにひとつ、もちろん滞納、延滞ということは問題がございすから、私もそれを踏まえて申し上げておきます。

しかしそのことによつて企業が生きるか死ぬかということになるわけでございまして、できるだけやっぱり倒産を防ぐという目的が大事でありますから、経営安定の方向に努力していく一つの重要制度でございすので、極力ひとつそういう方向に努力してもらいたいということを要望を申し上げます。

○榎原敬義君 先ほど対馬委員の質問に対しまして、政府は内需の拡大に力を入れていると、こういう強い表明がなされております。しかし私どもはいつも地元に戻りまして、地元の実態とか、実情はよく本当に全県回りますから承知しているわけであります。今日日本の景気がよくなつたという、マクロ的に見ますとその数字は否定はいたしません、中小企業を取り巻く状況というのは、政府の出している数字でも一四・三％が輸出で救われておると、波及効果が出ておると、大企業は二七・五％という数字があります。もちろん大企業の二七・五％との関係で、その下で仕事をしております下請とか孫請は波及効果がさらに出ているんじゃないかという気がいたしますけれども、いずれにいたしましても非常に厳しい状況に立ち至っております。

先般、大臣の所信に對しまして、この席から私

はその点についていろんな角度から申し上げましたから、詳しい数字は省きますが、中小企業の倒産がやっぱり続出しておる、こういう状況について、通産省は予算がないから宣伝がうまくいって、ひとつ認識を私はぜひ一致していただきたいと思いますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 梶原委員の御指摘非常に適切であると思います。中小企業の景況というものは、我が国の経済が拡大を続けている中で全体として私は着実な回復なんだろうと思います。しかし個人消費だとか、住宅投資の伸びのテンポが緩やかなことから、回復のテンポは大企業に比べれば緩やかでございます。また中小企業の中でも、業種によっていろいろばらつきが見られるわけでございます。今御指摘になられました建設業等は確かに非常に全体的な数値で見ましても伸びが低うございます。むしろ赤字が出ておるわけでございます。地元のことに御指摘になられた点は当たっていると思います。

来る前に、地元の地場の中小企業の社長やあるいは会長をやつて幾つか経営している人、この人は経営者協会ですか、そういう団体の副会長等もしておりますが、政府は景況がよくない、こう言っているが、全体に見て地域性とか、あるいは行政、それは一定程度あると思うんですが、そうじゃなくて、トータルで一体どう判断しますかというところで電話をしましたら、政府が言っているようなそげんことであるかい、大分の言葉で言うかね。やっぱり厳しいと、マクロではそういうことは言えるかもしれないけれども、実態をやつて見ると、やっぱり強いお話がありました。

【委員長退席、理事前田勲男君着席】 私大臣になりましたから地元、自分の選挙区に帰る機会はないんじゃないでございますが、これは帰らなくてもいいんじゃない、帰りたいんでございまして、お国のために体をささげて頑張っておるという状況でございますが、しかし地元から出てくる方々によく聞いてみまして、梶原委員が肌で感じておられることを私も業種によっていろいろ感じます。

またさらに、地元で、本場に古い地場で頑張ってきた工務店が、土建関係ですが、負債総額五十五億で最近倒産をいたしました。それからもう一つは、土建とかホテルとか、土建というよりやっぱり内装工事を中心にしていろいろな事業をやっているところが、約百億ぐらいの負債を抱えてごく最近倒産をいたしました。それから一体連鎖倒産がどう出てるのか非常に怖いんだという話をいたしました。

通産行政というのは先生御承知のように、いわゆる誘導行政でございます。自由主義経済諸国の場合は計画経済でございますから、したがってその誘導行政の中で企業自体の自立心、それから努力、そういったものでしっかりと頑張っている、たたくというのを前提としながら政府としてもこれに対応していくという基本的な姿勢でございます。その意味におきましては中小企業はまさに国民の宝であり、また国民生活そのものであると思っておりますから、この中小企業の倒産防止や景況の拡大のためには一生懸命の努力をしてまいる所存でございます。

まあ大臣になりますと、選挙区にはそう帰らぬでいいのかわかりませんが、実際に地元に戻つてみますと、中曽根総理大臣あるいは政府が言っておりますように、そうですね、手たいてよくなったよくなったという状況では決してない、非常にもう中曽根総理大臣が行政改革を言い出して、行管庁長官から総理大臣になりましてずっとやってきたが、非常にもう不況が長いん

です。ですから辛抱に辛抱して、そして耐えて息が切れていくというような状況があつて、こつちやつぱり続いておられます。そういう状況について、ひとつ認識を私はぜひ一致していただきたいと思いますが、大臣いかがでしょうか。

○梶原敬義君 よくわかりました。

そこで、内需の拡大の手段といたしましては幾つかあるでしょう。しかし主には、一つはやっぱり国民の内需拡大の一番大きな源というのは個人消費ですから、やはり所得をアップをする。所得のアップの仕方とすればベースアップ、あるいは逆にそれができない場合には所得税の減税、これが二つの大きな柱になると思います。それから、政府がよく言います公共事業、さらに民間の設備投資の促進、こういうことになると思うんです。

今春闘が始まっておりますが、所得のアップというのはなかなか厳しい状況なんです。実質所得の伸びというものはなかなか大幅にやれないような状況に、やるやると言ってもそう簡単にはいかないような状況になっておる。だから、所得税の大幅な減税が課題になっておりますし、河本大臣あたりもずっと言っておりますが、これに対しては閣議でどういう議論をされているかわかりませんが、前向きな中曽根政策としての柱がほとんど立っておらないような感じでありまして、そうすると、じゃ公共事業をやると言っても、これもゼロシリーディングや何かがありまして、シリーディングの枠で非常に厳しい状況です。いや、少しことしは考えたと言つても、これは大した額ではない、こういう状況なんです。

だから、私は、先般大臣の所信に対しての質問で、経済企画庁長官や、あるいは通産大臣も建設大臣になったような姿勢で御答弁をいただいてありがたかったです。

【理事前田勲男君退席、委員長着席】 その後、私どもの予算の委嘱審査で建設委員会にも行きました。建設大臣も住宅投資を誘導行政とこう言うなら、通産が誘導行政なら建設だつてやつぱり誘導行政の側面だつてあるんじゃないか。住宅金融公庫あたりが繰り延べを一千億もやっております、今法案が出て問題になっております。住宅金融公庫は、例えば一兆円なら一兆円の事業を誘導するにしても、住宅金融公庫が果たす役割なんというのは七・一％と五・五％の利ざや

だけをちょっと政府が見て、そして住宅金融公庫が貸出枠を大幅にふやすとか、あるいはもっと支払い期間を延ばすとか、ステップ償還を住宅を取得した後はもう少し少しやりやすくなるようにするとか、何か手を打つ必要があるんじゃないか。

私は建設委員会に行つて話をしておりましたら、同僚議員は、今の我々を取り巻く状況の中で一体何がやれるかと言つたら、やっぱり内需拡大のために住宅関連に思い切つて力を入れるしかないんじゃないかと、こういうお話もみんなから私は聞いたわけであります。

問題、やはり内需を拡大することによって、木材の関税を引き下げるとかなんとかいうことよりは、輸入材の方がトータルでふえるわけですね。今私が持っております、これは林野庁の木材需給表という資料をいただいておりますが、昭和五十四年度の木材の輸入材の合計が七千六百万立米ですね。これが、五十九年度の見込みになりますと五千九百二十四万立米。一千七百万立米減つていくわけです。これは一立米に金額を掛けますと相当な額になるわけですね。内地材の需要も約二百萬立米ぐらゐ減つておるんですね。

ですから、この辺が、この前NHKのテレビで、アメリカのリポーターがアメリカ向けに報道しておりましたが、日本は、一生懸命働いて黒字はほとんど貿易で稼ぐけれども、日本人が住んでいる家をテレビで映したのが夜九時とか何かの報道でされておりましたね。そういうところをやつぱり突かれておるわけですね。

だから、内需拡大に何か努力をしていると通産省はさっきからずっと、石井長官も言われており

ましたけれども、具体的に内需拡大にはどこをやったらどうなるのか、こういう問題が——私は、本当に枝葉で物言っていると思うんですよ。六百万の中小企業、その中で働いている従業員というのは約四千万くらいおるわけで、その中で、日の当たっている中小零細企業というのはせいぜい一〇%から二〇%の間なんです。あとの全体を支えているところは一体どうなっているか。しかし、経済全体はそこを支えて、いいところが出て、実質経済は伸びていっているわけですからね、非常に多くのところがどうにもならないような状況になっておるわけです。

そこら辺について、河本大臣が去年の経済企画庁長官のときに私は質問いたしました。一体中小企業対策とは何かと言ったら、やっぱり今当面やらなきゃならないのは、内需の拡大によって物が売れる、あるいはつくれる、トータルでそういうことがまず大事ではないかと答弁されました。先般の大臣の所信に対する質問に対しても、それは皆さん方も異議ないというお話でありましたが、私は、どうもそこを抜けて、枝葉のところをやっているやっていると、これが今中曽根内閣の政策の、何というか、国民には見せかけはいいように言っているけれども、中身が非常に苦しい間中小零細企業というのはその中で苦しんで苦しんで、そして身を細くして、もうどうにもならなくなつて息が切れているという状況を指摘せざるを得ないと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 非常に広範な問題について御指摘をいただきました。

まず最初の方のことからお答えを申し上げますと、全体としては自由主義経済体制でございますから、誘導政策が政府の基本でございますが、公共事業等については、建設省などはいわゆる公共事業発注官庁でありまして、そういった意味で、経済そのものの中に入っていく大きな機能を一つは持つておるわけでございます。

公共事業全般については、これは何といつても

内需拡大の大きな措置の一つでありまして、先生が御指摘になった減税、ベースアップというのは、全般的な問題とともに、いわゆる国でやることで一般公共事業、そういうことは非常に大きいと思います。それからまた、御指摘になった住宅関連の、国あるいは公共団体、公団等を通じて行つた住宅政策、また民間の住宅の建設、さらに民間の設備投資、いろいろな素因が相まって内需の拡大が図られるわけでございまして、そういった意味では総合的な施策を中曽根内閣は講じております。

それで、六十年の実質見通しの中でも、内需による経済の成長ということ貿易よりはるかに大きく見ておるといことは、委員御承知のとおりでございます。

さてそこで、通産省といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる時代が進んでおる、だから、科学技術の進展であるとか情報化に対応しなきゃならないという意味で、技術開発基盤の構築を図るために基盤技術研究促進センターを創設する。また税制においては、基盤技術研究開発促進の税制でございますとか、中小企業そのものについては、中小企業の技術基盤強化税制などを創設したところでございます。

こういったことによつて、いろいろ国の措置として考えられることを促進をしていこう、基盤技術の開発や中小企業振興のために設備投資が促進されるようにしていこうということで、全般としては内需主導によつて持続的な経済成長を達成していこうという気持ちで、一生懸命内閣を挙げて努力をしておるところでございます。ぜひ御了解がいただきたいと思ひます。

○梶原敬義君 大臣、もう時間ないでしょうから……。

ただ、本当に国民には今言われることが、一生懸命努力をしているというところは、非常に多くの中小零細がこれはいつかは火を噴きますよ。今は何か中曽根内閣は支持率は高いかもしれない。それは、高いというのは、背が高く外国の大統領

と並んだときにテレビで見かけがいいとか、物の言い方がうまいとか、こういうことで支持率が高ただけでありましてね、中小零細や、あるいはもろに本当に国民の底は今のやり方に対しては渦を巻いてますよ。一回何か破綻がきますと、があと批判が出てくるのはもう間違いない。私はそれは歩いて肌で感じておるわけです。ただ、今まだじつと我慢をしているような状況が実態だろうと思ふんですね。その点、政務次官もよく御承知だろうと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(田沢智治君) 景気問題につきましては、今朝も政務次官会議でいろいろ議論をしてきたんですが、御指摘のとおり、内需拡大というものの消費力がつくんじゃないだろうか。そういうことになりまして、公共投資の問題とか、あるいはベースアップの問題とか、またいろいろの多くの施策が当然提起されなければならないと私たちも共通の認識に立つておるわけでございます。ただ、問題は、今日の財政再建という次元の中で大財政政策がとれないという国情を考えたとき、この対応というものに難しさがあるということが言えると思ふんです。

そこで、諸先生方にいろいろの知恵を出していただきたが、やはり国民も納得できるような内需拡大政策というものを真剣に考える時期に来ていこうというところは、先生の御指摘の内容と同じゅうする見解を持つものでございます。

○梶原敬義君 ぜひ内需拡大をするためには、抜本的にポイント置いて、やはり小さいことじゃなくて大筋、大幹ね、これとこれとこれ、減税と、住宅なら住宅とか、やっぱりしつと大きな幹を打ち出してね、ひとつそれを政務次官、政府の方針に、ぜひ反映をしていただきたいと思ひます。

さて、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案の中身について、中身というか、関連して質問に入らしていただきたいと思ひます。この法案につきましては、私も原則的には賛

成であります。幾つか対馬委員から問題点は指摘をされましたが、私は余りそう中身にどうこうというところはありませんが、これは船に乗つても、あるいは飛行機に乗つても、救命道具がありましてね、この法律はそういう意味では中小零細で頑張っている皆さんにとっては非常にいい法律だと思つております。やっぱり一生懸命働きましたね、あつと気がついたら取引先がつぶれておつて、どうしようもない地獄に落ちていくといううなことがやっぱりよくあるわけで、そこを皆さんにやっぱり、何というか、光を与える意味でも非常にいい法律だと思ひます。そういう意味で若干以下質問をいたします。

この法律ができたときの加入者の目標と、それから実際の実績とは随分差が出ておりますね。この辺の若干、今現在の数字でいいです、年を追わなくていいですから、その数字と、それからその原因ですね。どうしてやっぱり少なかったのか。目標計画に比べて少なかったのか。それから、計画ですね、これからの計画はどういうふうによつていくのか、その点についてお尋ねいたします。

○政府委員(井上正君) 本制度が五十三年に発足したわけでございますけれども、発足当初本制度が世界には余り例がないという制度でございます。加入者の見通しを立てるといふのは非常に難しかったようでございます。当時は、いわゆる取引先が一般消費者といったような方につきましては本制度に加入する必要がないんじゃないかといったようなことで、中小企業者の中からそういった方を除きまして、残りの一定割合が加入してくるだろうという見通しを立てたわけでございまして、一応のめどといたしまして、年間十万件程度ということで制度スタートしたわけでございます。

ただ、その後の実際の加入の状況は、五十三年度から五十七年度までは、なりました、年々若干の差はございますけれども、年間一百万件程度の加入実績というところにとどまつておるわけでご

大体二つずつぐらいこの共済資金を借りるように今しているようですが、どうも商工会議所やあるいは銀行の皆さんの話では、つぶれてみて驚いているというところで、この制度に入っているのはやはりごくわずかだと、こういうことを言っておりましたですね。そういう意味ではぜひ何かもう少しみんなが、救命道具みたいなものですから、いいことですから、入れるようなPRなり、もう少し銀行にノルマをかけるとか、お互いのためになることです。それから、そういう手当てはないかどうかですが、この点について事業団の理事長にも後で一緒に伺いたいと思います。

○政府委員(井上正君) まず初めのPRといいますが、加入促進で金融機関などが余り動いてないんじゃないかというような御指摘があったようでございますけれども、これは後は事業団の理事長の方からお答えいただいた方がよろしいかと思うのでございますが、事業団では毎年加入促進の計画というものを立てておるわけでございまして、協議会組織をつくりまして、そこで毎年の計画をつくる、その際には関係の金融機関の団体といますか、代表の方にもお入りいただきまして、一緒にいただいて計画をつくっていただいております。わけでございますし、さらにその後も地域別なり業種別なりの加入促進運動を実際やっておるわけでございますが、その中で金融機関にも御参加いただきまして、金融機関にも大いに力になっていただいておりますというのが実態であらうかと思えます。

そういつた加入促進運動を一方では進めながら、他方ではPR活動につきましてもいろいろやっておるわけでございます。例えば、政府広報関係で申しますと、総理府あるいは中小企業庁がテレビあるいはラジオ、新聞、そういったようなメディアを使っているいろいろな広報をやっておりますし、さらに中小企業事業団におきましても、やはり新聞だとかというような広報媒体を通じて普及広報活動、それ以外にもチラシあるいはリーフレット、ポスター等々をたくさんつくりまして商

工会とか商工会議所といったような委託団体を通ずる説明会、あるいは関係機関へのパンフレットの常備といったようなことをやってPRにこれ努めておるわけでございます。

ただ、最近になってふえてまいりましたけれども、現在までの加入の状況というのはもちろん十分ではございませんで、私たちとしてはましては、これからのPRなりあるいは加入促進運動なりにつきまして、従来以上にやはり力を入れてやっていく必要があるだろうというふうに存じておる次第でございます。

それから、先生の御質問の中で、今夜逃げがどうかという御質問、御意見があったわけでございますけれども、夜逃げを共済事由に入れられるかどうかという検討をしてみたわけでございますが、御案内だと思っておりますけれども、夜逃げの場合でございますが、それがいつの段階で発生したのかというのが必ずしも明確にとらえられないという点がございまして、やはり法律的に対処するには技術的に非常に難しさがあるわけでございます。そういうことで、ちょっと夜逃げをその共済事由に追加するというのは困難ではございます。

ただ、そうではございませんけれども、現実は大體夜逃げというような事態が起こりますと、その後で手形の取引停止処分というようなものがあるのが普通でございますし、それがない場合も債権者の方から裁判所の方に破産手続の申し立てをするといったようなこともできるわけでございます。すので、そういったことで、何と申しますか、この制度の対象になり得るのではないかと、いうふう

に思っておるわけでございます。

さらに、今回の改善で、一時貸付金制度という制度を創設させていただきたいと思っておるわけでございますけれども、これは契約者が臨時に、一時的に事業資金が必要になった場合というケースを考えているわけでございます。取引先が夜逃げをして急にお金が必要になったといったような場合には、この制度を御利用いただくといううなことも考えられるのではないかと、いうふう

思っております。

○参考人(齋藤太一君) この制度が非常に中小企業の倒産、連鎖倒産防止対策として有効な制度でございますことは、ただいまお話しのとおりでございます。にもかかわりませず、昨年の十二月までの加入者が、全加入者で八万六千件にまだとどまっておるというのは、大変私も残念なところでございます。まして、まだまだ私のPRの努力が足りないというように思っております。

例えば、昨年二月にはテレビのスポットを六百回全国で流しました。新聞等にも数十回広告をいたしました。チラシですと、年間百七十万枚ぐらい出したり、リーフレット百二十万枚とか、ポスター十萬枚とか、さらにねらい撃ちで中小企業者にダイレクトメール二十萬枚出しました。関心があるという返事のごさいました中小企業者の方には、直接各団体なり、私もから出向いて勧誘をするといったようなこともいたしておりますけれども、まだまだ十分ではないというように自戒をいたしておるところでございます。

特に、金融機関は五十八年度から窓口としてお願いをいたしましたので、末端の方にまだや理解が届いてない面もあるかと思っておりますけれども、これも地方銀行協会とかあるいは全国相互銀行協会といった機関を通じて、各銀行さんの個別店舗までいろいろお話をさせていただきまして、講習会を開きまして私どもが出向いていきましたり、いろんなことをやらしていただいております。さらにPRあるいは加入の促進につきまして努力をいたしたいと思っております。

○梶原敬義君 ぜひそのようにお願いをしたいと思っております。

それから、夜逃げとか心中とかいうのは、地元だったらもうわかるのですよ、新聞にも出ますしね。だから判断は、地元の県か、どこかそこら辺に任せれば心配ないのですよ、これはやはりどこから見ても、この法律を適用できるとかできぬとかいうのはね。だからそこはひとつぜひ現実

に合った対応をしていただきたいと思っております。

それから、もう時間ありませんので、最後にならと思っておりますが、PRのやり方ですが、土曜日に何かテレビでやっているのを見ましたけれども、本音で言うと、こういういい法律ができたときはやはり大臣がテレビに出て、今度こういう法律でできたよと言わねば、いつも何か政治的な匂いの強いものばかりやらぬで、ひとつこういう国民のためになるやつをやつてもらいたいと思っております。それはいかがでしょうか。

それから、労働金庫とか労働団体も、私も組合をやつておるときは、つづれたのを、つづすのじゃなくてつづれたのを、どう雇用を守るといいうことで救い起こすか、企業を生かしていくかといふことを、もう昭和五十二年ごろからずっとそればかりなのです。そういうことは、労働金庫も、今資金あたりがもう私えないうことになつて、立てかえ払い制度みたいなあれで、資金は組合の委員長の名前があつたつづれば労働金庫だつて金を貸すのです。それでつづれば労働金庫だつて金もなかならないようなものもあるのです。それはもちろんその会社の経営者の手形もとりまされどもね。だから、これは労働金庫あたりにもやはりもう少し窓口を開けるのか開けぬのか、これはそういう事例がありますから、開けぬにしても、やはりこういうのがありますよという連絡はしていただきたいなと思つて。

それから、総評とか同盟とか中労連とかそういう労働団体も、まさに今そういう中小零細でもばたばたついていますから、この辺のことで非常に苦勞しているのです。だから、こういう制度があるなら、やはりこういう制度がありますよという御通知を、お知らせをしてあげて、そしてその従業員、やはりうちの経営者こと取引しよるが、ここはどうも我々の情報ではひよつとしたら危いのじゃないのかと、社長入つてくださいよと、交渉なんかのときに、労使協議会なんかに、こ

ういう制度があるが、あなた入つたらどうですか、こういうことだつて話ができるわけですから、何かこう狭い範囲じゃなくて、そういうところにもひとつ連絡の通知をして、もつと幅広く国民的にこれを広めていただくようなことはできないでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) 私、この前十五人ほどの労働組合の代表者の方々と意見交換をいたしました。

中小企業の施策全般についての普及度ということもさることながら、やはり労働債権、倒産してから労働債権をどう確保するかといふことの以前に、まず倒産防止が肝要ではないでしょうか。今後ぜひこういう問題を労使交渉の問題としてひとつ取り上げていただけないかというお話をしたのでございまして、中に化学工業関係の労働者の指導者の方は、やはりいろいろこういう問題を提起しているけれども、経営者は自分の取引している相手は大丈夫だといふ一点張りですというふうなお話も返つてまいりました。

たまたまそういう機会を持つたわけでございますが、御指摘のようにせつて改訂をさせていただきますので、あつちのほうで進めたいというふうに考えております。

○梶原敬義君 終わります。

○委員長(降矢敏義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(降矢敏義君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田代富士男君 質疑に入る前に、去る九日に対外経済対策が発表されましたことにつきまして、

少々御質問をしたいと思います。

最初に、貿易立国としての我が国が、今日の繁栄と経済力を今後とも維持していくとするならば、通産大臣としてどういふ視点についてやっていこうと思つていらっしゃるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 田代委員の御質問は、まさに根本問題でありまして、貿易立国と。

我が国は御承知のように、世界の千分の三以下の面積で世界の十分の一の人口を養ひ、そして世界の一の生産を上げておられるいわゆる一割国家と言われておりますが、そういった非常に厳しいいろいろな条件の中で、経済大国として世界に伍してやっていっていただくわけでございまして、そのことを考へてみれば、まさに貿易立国ということは極めて重要な問題でございまして。

ただ、九日に示されましたように、ことしの日本の貿易の黒字が余りにも大きいということから、アメリカを始め、EC、ASEAN各国からいろいろな御要望等が出ておるところでございまして、その意味で黒字減らしをしなければならぬ。それには開放体制をしき、貿易を拡大をする、拡大均衡の方向に持っていくかなければならぬ。輸出を減らすということではなく、輸入をふやして輸出を均衡するというのが国の大きな方策だと思ひます。そして、そのためにはやはり自由開放体制、ニューラウンドの推進ということがやはりこれは現内閣にとつての大きな使命であらう、こういうふうな考へておるわけでございまして。

○田代富士男君 総理は発表の中で、一步誤れば不況になる、こういうことを申されておるわけではございませんけれども、通産大臣として、何をどう誤れば不況になるとお考へになつていらっしゃるのか。それに対して、その場合の対応策として、どのように取り組んでいこうとお考へになつておるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) そのお答えについて、私は非常に適切だと思つております。前例を一

つ申し上げてみたいと思つております。

今から五十年前に、日本が世界不況の中へ巻き込まれて、非常に倒産、それからまた大学は出ても就職ができないという苦しい経済恐慌を起したことがあります。

このときは、いわゆる輸出拡大でなく、保護貿易ということを経営的にとつたわけではございまして、各国がとつた保護貿易政策のために、世界の生産は三割、四割落ち、そして輸出入の額もやはり三割、四割減じたということがありますが、これはまさに私も他山の石でありまして、今も保護貿易政策というものは従へば、このときと同じ世界の縮小再生産の事態を招くのではないかと。したがって、保護貿易主義は断固として排さなければならぬ、拡大均衡でいかなければならぬ。それと同時に内需を拡大をして、一割国家としての責務を果たさなければならぬ、こういうことが考へられるのではないと思ひます。

したがって、やり方を誤れば大変なことになるというのには、私が申し上げた今の例え話で考へていただければ御判断がいただけるのではないと思ひますが、敵とすべきは保護貿易政策でありまして、この保護貿易政策を断固打破して、ニューラウンドを切り開いていくということが、日本やアメリカのように本当に世界の自由主義経済をリードする立場にある国々の政策であるべきだと、こういうふうな考へております。

○田代富士男君 今回の措置に対して米政府は一応歓迎ということを表示しておりますけれども、御承知のとおり、アメリカの議会あるいはEC、それから東南アジアにおいては余り歓迎されてない。これはもう大臣も受けとめていらっしゃるかと思ひますが、このように今回の措置において格差がある。この格差をどう受けとめ、この格差をなくすためにはどのように取り組んでいこうと思つていらっしゃるのかお尋ねしたいと思ひます。

あす、参議院においてはこの問題の本会議がありますから、その本会議でまた改めて質問をいた

しますから、きょうはこの本論ではございませんから、冒頭でございしますが、その点ひとつ。

○国務大臣(村田敬次郎君) あしたのリハーサルというところでも大変結構でございまして。非常に大事な問題でございまして、心から心で込めてお答えをしなければならぬと思ひます。

アメリカは、アメリカ政府は非常に今回の措置を高く評価しておられるという、これは新聞記事、ニュース、それから向こうから入つてまいります外務大臣あての書簡、その他いろいろ私ども身近に見していただいております。米政府の対応は非常にいいと思つております。

ただ、アメリカ議会は目下休会中ではございまして、まだ対応がそれほどわかりませんが、ダンフォースさんのような急先鋒で知られておられる方々、アメリカ議会は、政府とはまた違った響きがあるようにも聞いております。

それから、ASEANは、私もASEANの大臣とよくこちらで会つております。それから、シンガポールのリー・クワンユー首相には、向こうへ行つて親しく相当時間をかけてお会いしましたからよく知つておられるんですが、日本のやうていくいろいろなODAとか、それらの施策というものの、この正當な評価はしていただいてるんです。

ところが、やつてしまつた後は、あれがよかつたというのを殊に言つてくれない傾向が多いんでございまして。しかし、内心では大変評価していただいているんじゃないかと思はれる節が時々あります。これはLDCでござい

ますから、アメリカ、ECなどは対応がまた別でございまして、これはやつぱり日本がアジアにある国としてできるだけ温かい手を差し伸べて、向こうの要望を聞くということに尽きますし、またかつては日本がアメリカに対してそれでございまして、これからのASEANというものは、非常にあすの地域でございまして、できるだけの助成をすることが必要だと思ひます。

ECについては、これも例えば西ドイツとフランスとは対応が違いますが、今回の措置につい

て、アメリカほどは熱烈な意思表現はないというふう聞いております。しかし、五月二日のサミットに向けて一番大事な時期だと思つておるのでございまして、いろいろな施策を総理の御指示のもとに講じておるところでございまして。

○田代富士男君 じゃ、本論の中小企業倒産防止共済法の改正に関して質問をしたいと思ひますが、我が国の中小企業は、事業所数におきまして、今日我が国を経済大国といふところまで押し上げてきた原動力になつたと言つても過言でないじゃないかと思つてございまして。そういう立場から、現在の現状というものはどういふ現状になつておるのか、厳しい現状であると私は思ふのでございまして、そういう意味から現在の景況につきまして最初にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(石井賢吉君) 中小企業の現状と申しますのは、我が国経済全体の拡大を背景といたしまして、総体で申し上げれば着実な回復を示してきたということが申し上げられると思つてございまして。ただ、個人消費及び住宅投資、いわゆる家計部門の需要に大きく中小企業の事業活動が依存しております。関係から、やはりその回復状況といひますのも、大企業に比較してしまつて極めて緩やかと言わざるを得ない状況でございまして、特に建設業、小売業といった部門を中心としたしまして、まだ水面上に浮上してない業種も見られるわけでございまして。

そういう意味におきましては、なおばらつきを残したままの状況ということが言えるわけでございまして、六十年度の政府見通しにおきまして経済環境が形成される過程において、輸出については若干鈍化するものの高水準、また設備投資は技術革新を背景としてなお順調に継続していつているというふうな事情を考へますと、全体として着実な回復基調をさらにたどつていくものというふう

に私も見ております。

○田代富士男君 中小企業の実情については、今全体的には上向きつつあるというお答えであると

思うのですが、より具体的にちよつと尋ねますが、売り上げ、それから企業収益、それから倒産の状況についてちよつと御説明をいただけたらと思います。

○政府委員(石井賢吉君) 中小企業の売り上げにつきましても、これは若干調査対象が異なる場合にやや違った傾向が見られる点をまずお断りしながらはいけません、一つは売り上げの動向を中小公庫が調べたものがございまして、これは、実は三大都市圏周辺でございまして、調査をしないといけません、この中小公庫の見方、調査によりまして、なおDで申し上げれば二三・三というところで、売り上げの増大を見込む企業の方が、減少ないし横ばいを見たのであるという見方を、その企業に對しまして、二三ポイント上回っているという状況でございまして、売り上げに關する限り、見方といたしましては、今年一三三三においての中小企業の見方というのはまだ増勢という見方をしているのではなからうかというふうに思っております。

ただ、同じ時点で商工組合中央金庫のやはりDIを見ますと、これは全体として全国的な地域をカバーいたしておりますが、若干DIの率といひましようか、増大していくという見方の方が多く、これは変わりないわけですが、若干弱い数値になっておるといふのが実情かと思ひます。また、利益動向あるいは景況判断という観点からいたしますと、商工組合中央金庫の三月時点の調査におきましても、依然として景況はフオーロという見方をしておりますのは全体の半数を上回っております、五三・五ポイントということになっております。昨年に入りましてからこの数値は大体五〇を上回る状況が続いております、ことしに入りましてから一、二月、三月とむしろ上向きに転じている面がございまして、そういうふうな見方から、なお中小企業の景況判断というのは将来好転するという見方であろうと思ひます。これを裏づけます鉱工業生産の予測をとつてみました。三月時点におきまします予測によりまして、

四月は非常によくなるという企業の数値が出ておりました、そういう意味で、ここの当面調に拡大していくという見方をとつておるかと思ひます。

○田代富士男君 今御説明をいただいたとおり、全国的には若干のばらつきがありまして、上昇過程にあるのが実情じゃないかと思ひますけれども、そういう過程にありながら、一番の大きな問題点は倒産の状況じゃないかと私は思ふわけなんです。

倒産の状況については今余り詳しくお述べになりませんでしたが、昨年度は史上最高の倒産を記録しているわけでございまして、こういうような状況を見ますと、まだ中小企業にとつては非常に厳しい状況じゃないかと思ふわけなんです、その原因というものをどのように通産省として受けておられるのかお答えいただきたいと思います。

○政府委員(石井賢吉君) 失礼いたしました。

倒産については、御指摘のように五十九年の水準は過去最高という水準でございまして、ただ、ことしに入りましてから若干落ちつきが見られるかなという感じ、対前年費で申し上げれば、一月は件数で〇・六ダウン、二月は一三・一％ダウンというところで、昨年同月期に比較いたしました件数が減つておるといふことで、小康状態を得つたのではないかなという見方もできますが、なお高水準であることには変わりございません。

それで、どういふところに原因があるのかというところでございまして、やはりいろいろな調査結果を調べてみますと、一番大きいのは、売り上げ不振というものが約四〇％、これを含めまして要するに不況型倒産というふうな類型化できますのが約六割くらいあるのは事実でございまして、ただ、先ほど申し上げておりますこの六割の中にも、例えば七割程度は業界全体の不振というふうな原因を挙げておるものもございまして、言うならば市場の成熟化、それによりまして市場構造が変化している、あるいは全体として伸びが小さくなつていく中で、個々の需要というものはロットが小さく

細分化してきている。それに対応できない面が生じているというふうな、いわゆる構造的な要因と考えられるものが非常に多くなりつづいてございまして。

それを裏返してみますと、例えば企業倒産の中で、五年ぐらゐ前までは創業後三年ないし五年程度の企業の倒産シェアというものが非常に多かったわけでございまして、ところが、昨年に入りまして創業後十年を超える企業の倒産が四三・一％に達しております。通常でございまして、業歴十年を超えれば経営の足腰というものは非常に固まつてきていくのではないかと見られるわけでございまして、そういう企業の倒産シェアが大きくなつていくというのを考えますと、やはり市場構造への追随あるいは技術革新成果の取り込みのおくれ、こういうような構造的な側面が色濃く出つたものであるなからうかというふうに考えております。

○田代富士男君 次に、六十年度予算の中小企業対策費の内容について説明をお願いしたいと思ひます。簡単に結構でございまして。

○政府委員(石井賢吉君) 六十年度中小企業対策費は、中小企業庁を初めといたしまして、労働省及び大蔵省の中小企業対策費総計で二千六百十二億を計上いたしましたわけでございまして。これは対前年比で申しますとマイナスの〇・四七％と、ほぼ前年水準を維持できたと考えておるわけでございまして、この内容の重点といたしましては、先ほど申し上げました倒産原因の中にも、市場構造の変化あるいは技術革新の進展と、こういう構造変化への対応が即効性ある倒産対策と同時に必要な時期になってきていると申し上げたわけでございまして、そういう意味から、そういう市場構造等への変革に果敢に挑戦をする中小企業を育成するということを主眼といたしまして、技術力の向上、情報化への対応、人材養成ということを中心といたしまして予算の六十年度編成を行った次第でございまして。

○田代富士男君 私もちよつと予算表を見させていただきますが、全体的な厳しい財政の

事情のための影響を受けまして削られてる面もございまして、その中で特に産投会計分を除いたならば大幅削減と言つてもいいんじゃないかと、私はそういう見方をしているわけなんです。

ところが、私は冒頭質問いたしました、るる中小企業の実情、景況というものを御説明いただいたわけなんですけれども、こういう厳しい環境下において中小企業に対する対策をやつていくとした場合に、このような予算措置の状況でよいだろうか、私なりにこのような考え方を持っておりますけれども、どのように対処されようとしているのか、そこあたりちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(石井賢吉君) たしか私御説明を省略いたしました、全体の中小企業対策費を申し上げる中で、六十年度から新たに追加になりました産投会計の込みにして申し上げた次第でございまして。それは、五十九年度まではそれだけの費目につきまして一般会計で手当てをしてきたわけでございまして、それが産投会計にシフトしたところから、これを一緒に合計いたしました申し上げた次第でございまして。

確かに、御指摘のように、中小企業の重要性を考えると、予算は五十八年度はマイナスの二・八、五十九年度はマイナスの五・五というところで、二年連続して大幅な削減を受けてきたわけでございまして、六十年年度につきましては、そういう産投会計からの出資等を込みにいたしまして、何とかぎりぎり前年対比で言ひますと横ばいを維持できたというふうに考えておるわけでございまして。

御承知のように、中小企業対策費の中には、いろいろな多くの項目から成り立っております。私どもは、今日の行政ニーズに即した費目に予算の重点がえをいたしました、そういう再配置と申しましようか、編成がえによりまして今日のニーズに對應できる予算を計上したというふうに考えておまして、極力そういう重点化によりまして全体厳しい財政下の中で対応してまいりた

いというふうに思っております。

○田代富士男君 一番大きな問題は、この倒産防止対策ではないかと思うのでございまして、これに對しましては、倒産防止対策貸付制度が五十五年の四月から創設されておるわけでございましてけれども、この制度の概要と現在の実績につきましまして、簡単に結構でございましてから、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(末木風太郎君) 御指摘の中小公庫及び国民公庫に五十五年度から設けられました制度、これは関連企業の倒産によつて資金繰りに困つた企業に對する融資の制度でございまして、通常の融資枠と別枠で一定条件の融資をするものでございまして。

実績は、二機關合計で申しますと、五十五年度二百十四億圓、五十六年度百六十三億圓、五十七年度百三十二億圓、五十八年度百三十八億圓という事になっております。別々に申しますと、中小公庫の方は増加傾向にありまして、国民公庫の方が減つておりまして、合計で今のようになつております。

中小公庫の方はふえておりますのに国民公庫の方が減つてゐる理由は必ずしも明らかではございませんが、金額が国民公庫の方が限度額が小口なための魅力が相対的に薄いという様なことではないかと思つております。

○田代富士男君 今御説明いただいたと思ひますが、貸出実績というものが年々減少しつつあるわけなんです。これは数字の上で明確なんですけれども、その原因といひますか、それはどのように受けとめていらつしやるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(末木風太郎君) 今申し上げましたように、中小公庫だけ取り出してみますと、実は年々ふえております。国民公庫の方が減つておりまして、中小公庫は特に五十九年の数字、これは四月から十二月まででございましてけれども、一〇%、前年同期に對しまして二%ほどふえておる。国民公庫の方はそれに対して八割程度ですか

ら、二割減ぐらいになっておりますが、これは必ずしも明確でございせんが、中小公庫は別枠三千万お貸しできる、国民公庫は別枠が七百万でございまして。現在の倒産の規模等に比較しまして七百万というのが使いにくい金額なのではないかなと思ひます。もちろん全然役に立っていないわけではございせんが、相対的にそういう意味で魅力が少ないのではないかとと思ひます。

○田代富士男君 次に、倒産関連特別保証制度の利用実績と、あわせて、中小企業体質強化資金助成制度の貸付実績と、それから経営安定貸し付けの倒産関連部分の実績について、簡単にいいですから御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(末木風太郎君) 最初に、まず第一の倒産関連特別保証でございまして。これは信用保険法に基づく保証の制度でございまして、三つの内容から成つております。

一つ、私もこれ一号保証と言つております。法律の二条四項一号にあるものですから一号保証と言つておりますのは、中小企業者の取引先が倒産したために苦境に陥つた企業に對して特別の保証をするもの。二つ目は取引先が生産制限、生産を急に落としたりした、例えば森永事件のようなケース、そのために中小企業者が困つてゐる場合の保証の制度、これを二号保証と言つております。それから第三は、いわゆる不況業種に属する中小企業に對して保証を行うもので、これを三号保証と言つております。

それそれについて実績を申しますと、一号、これは例えばリッカーが倒産した場合の関連企業の保証でございまして、五十五年度が百七十九億、約百八十億でございまして。五十六年度が百十八億、五十七年度が八十五億、五十八年度は七十六億五千と減つてきておりまして、五十九年度に入りまして、これは一月までの実績ですが、八十一億五千、前年同期比一三五%、ずっと減つてきたのが、最近急激にふえておるわけでございまして。

それから五号業種、これは不況業種でござい

すけれども、これの方は五十五年度から毎年減つてきておりまして、五十五年度三百六十五億、五十六年度三百三十三億、五十七年度二百九十九億、五十八年度二百四十八億、五十九年の一月までが百億という事であります。

それから二号案件は森永のような特殊なケースでございましてから、金額的にはいづれにしても微々たるものでございまして。

以上が倒産関連保証でございまして。

御質問の順序が逆になつて失礼を申しました。第一に先生おっしゃいましたのは、体質強化の強化資金の助成制度でございまして、これは全国の商工会議所、都道府県の商工会連合会に倒産防止特別相談室というものが設置されておまして、そこに中小企業の方が相談に見える。この相談の場合には、先ほど申しました保証の場合には、取引先がおかしくなつたために困つてゐるわけですからここに相談に見えるのは必ずしもそういうことに限られませんが、御自分の事業判断の誤りとか、あるいは周りの条件の景気が悪いとか、いかなる理由でもないんですけれども、お見えになつた方について商工調停士がいろいろ相談に乗りまして、そこで緊急に運転資金が必要だと判断して推薦した場合に、国と都道府県が協力して融資を行う制度で、五十六年度に発足したものでござい

ます。この制度の実績は、五十六年度十三億、五十七年度二十六億、五十八年度二十五億、五十九年度十二月までで二十六億、五十八年度よりふえております。

それからもう一つ、この倒産関係を含みまして、そのほかの経営安定のための要請にもあたえる広い意味の経営安定貸し付け全体でございまして、これで申しますと、五十六年度が三百三十二億、五十七年度が三百五十五億、五十八年度五百十八億、五十九年度は十二月までで二百四十九億となつております。

以上でございまして。

○田代富士男君 今お答えいただいたとおり、この制度が果たしてきた役割はかなり大きいもの

があつたかと思ひます。しかし、現実にこの利用実績というものがそれほど伸びていないように思われます。本年度に入つて伸びている分もありま

すけれども、傾向性というのには伸びてない、このように思つてございまして、今ある中小企業の実態においても説明もいただいたわけ

でございますが、こういう制度貸し付けというものが中小企業の健全な発展にどう寄与してきたのかとい

うところ、私はこの中小企業の皆さんの考え方

も変わつてきているのではないかとと思つてござ

いまして、そういうような中小企業の皆さんの考え方の変化と、こういう制度貸し付けとがどう

す。ですから、そこを除きました狭義の倒産関連で見ますと、五十七、五十八とほぼ横ばいでありましたけれども、五十九は、これは決して喜ばしいことではございませんけれどもふえております。

以上総合いたしますと、中小企業者の需要に一〇〇%完全におこたえしているかどうかというものはそれは別といたしまして、本来制度が目指した趣旨はおおむねこの制度の運用で達成されているのではないかと。もっと手厚くという声があるのはそれはわかりますけれども、ほぼそういうふう

に評価をしております。

○田代富士男君 次に、商工会議所また商工会に置かれております倒産防止特別相談室について伺いたいと思ひますが、この業務内容及び相談実績について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 先ほどの計画部長の御説明の中にも出てまいったわけでございますが、倒産防止特別相談室は倒産の危機に直面いたしました中小企業者の相談窓口といたしまして、五十四年度からでございますが、全国の主要商工会議所それから都道府県の商工会連合会に設置されておるものでございます。

ちょっと予算等について御説明させていただきますと、この相談室の予算は、制度が発足いたしました五十四年度七千四百万ばかりで発足したわけでございますが、年々増額されておりました、六十年年度、今年度では二億三千万ということになっております。それから、設置箇所も今年度五カ所ふやしまして、全体で二百六カ所ということになる予定でございます。

この相談室では、先ほどもお話ございましたが、商工調停士が中心になりまして、それに弁護士あるいは公認会計士といったような方が協力いたしまして、参りました中小企業者に対して金融上の相談あるいは受注のあっせんとか、場合によりましては事業転換の御相談といったような幅広い倒産防止上の御相談を申し上げているわけ

でございます。この御相談の件数も年々増加しております。五十八年度につきましては全国で約四千件に上る相談件数がございます。そのうち約三分の二はこの相談によりまして、当面の経営上の危機を回避しているという結果が出ておるわけでございます。倒産防止の上で大きな成果を上げておると、そういうふうに考えております。

○田代富士男君 今お答えいただいた中で、この予算関係は五十四年当時よりも六十年になって充実をきてきている。特に当初七千四百万円であったのが、六十年には二億三千万円までなっている、箇所も二百六カ所等々やっております。こういう現在の予算措置が行われておりますし、また相談件数のうちの三分の二がその相談を解決してあげることができたというふうな役割を果たしていらっしゃると思ひます。

こういう実績とともに、その相談室におきます商工調停士という立場の人がいらつしやいますけれども、この人の役割というものはどのようなものになっているのか、あわせてその構成はどうなっているのか、またその選任はどうされているのか。こういう人々を含めてこういう零細な企業者の皆さんたちに対する役割というものを現在果たしていらっしゃるけれども、今も簡単な説明がありましたけれども、役割を果たし切れているのかどうかという、そこあたりまとめてもう一回お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 今御説明いたしましたとおり、この商工調停士は、この相談室におきます相談指導全体の統括をしているわけでございます。相談事業の中核的な担い手でございます。現在全国に約六百人がおります。

どういふ人が選ばれているかということでございますけれども、これはそれぞれの地域の商工団体の役員あるいは金融業務経験者といったような方の中から、その地域の中小企業の実情に通暁しておられまして、また地域の中小企業を初めいたします関係者の信望があるという方を選任して

いるわけでございます。手続的には都道府県知事と中小企業庁長官に協議していただきまして、その設置されます商工会議所の会頭あるいは県の商工会連合会の会長、これが委嘱をしているわけでございます。

○田代富士男君 村田大臣、私が今いろんな制度のことを、実情というものをずっと尋ねてきたんです。これはなぜこのように尋ねたかといひますと、さまざまな諸制度があるにもかかわらず、利用状況というものが十分とは言えないというこの実態を、今私がお答えによって示したわけなんです。

だからそういう実態を考えたときに、一つには、このような各制度が重複している部分がある。そういうところがお互いに利用を妨げる場合が出てくるのではないかと、私はそのように思ひます。そういう意味から、今諸制度を私申し上げましたけれども、一度これを整理統合する、また、より効率的な制度また活用が考えられないだろうか、このように思ひます。

もう一つは、この制度が活用されないというのは、PRの問題があるのではないかと思ひます。PRです。そういう意味から、利用者への周知徹底をいかに進めていくかという、そこあたりも考えていかなくては、せっかくのこういう多くの予算をつけた措置が生かされないと思ひますけれども、そこあたり大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 中小企業の倒産防止対策といたしましては、中小企業倒産防止共済制度を初めといたしまして、倒産防止特別相談事業でございます。これは倒産対策貸付等、各般の施策を実施しておるところでございます。

政府としては、このような各般の施策をより多くの中小企業の方々が活用できますように、政府公報でございますとかいろいろな手段を通じて、各種広報媒体を通して普及広報活動、関係機関へのパンフレットの常備などを行うことによつ

て、機会あるごとに積極的なPRを行つております。

今後ともこうした施策の充実に努めてまいる所存でございます。何と申しましたも、中小企業は我が国の企業の多くの部分を占めており、また中小企業に働いておられる方々、その家族の方々を含めれば、国民全般であると言つてもいいような環境でございますので、こうした問題についてのPRはしっかりとやっていきたいと思ひます。

○田代富士男君 次に、小規模の企業向けの施策についてお尋ねをしたいと思ひます。

小企業等の経営改善資金融資制度並びに設備近代化資金貸付制度の利用状況をまず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) まず第一の、いわゆるマル経資金と言われているものでございます。小企業等経営改善資金と言つておりますが、これの五十九年度上半期の実績を見ますと、貸付件数が約七万九千件ということで、前年度に比しまして約九%減つております。それから、貸付金額は千七百九十五億円ということでございまして、これも前年同期に比しまして八%の減というふうな状態で、伸び悩みの状態を示しているわけでございます。この貸付実績が伸び悩んでいる原因でございますけれども、基本的には先ほど長官から御説明いたしました、小規模企業におきまして景気回復の立ちおくれといったようなものが基本にあるのではないかと見ておられるわけでございます。

本制度につきましては、今年度、例えば運転資金の枠を、従来は三百五十万だったわけでございますが、これを四百万に改善するといったような制度の内容改善もいたしておられるわけでございます。さらに、これも先ほど長官御説明いたしましたように、今年度につきまして、中小企業、小規模企業を含めまして、やはり景気は徐々にではございますけれども回復傾向をたどるであろうと思ひますので、この制度がよりよく利用されるようにということをお願いしているわけでございます。

し、また私たちもそういうふうな努めてまいりたい、こう思っておるわけでございます。

それから、もう一つの設備近代化資金の貸付制度でございます。これにつきましては、五十八年度の実績で見ますと、前年度比二〇%増の三百九十四億という貸し付けが行われております。五十九年度についてはまだ実績が出ておりませんが、私たちの見通しでは、五十八年度の実績を上回る貸し付けが見込まれるのではないかと考えております。

それから、この設備近代化資金に関連いたします制度といたしまして、設備貸与制度というのがあるわけでございますけれども、これについても申し述べますと、五十八年度実績で前年度比八%増ということで、これは相当伸びておるわけでございまして、金額的には三百八十五億の貸与が行われております。これにつきましては、五十九年度、まだ数字は出ておりませんが、五十八年度を上回る利用が見込まれるということでござい

ます。

○田代富士男君 今、利用状況の御説明をいただいたわけでございますが、現実面に目を転じてみますと、中小企業、その中でも特に小規模零細企業におきましては、不当値引きであるとかあるいは御承知のとおり手形サイトの長期化あるいは原材料の押しつけ、また支払いに現金決済を強要されるなどいたしまして、現実面では多くの問題があります。その金融環境には厳しいものがあるのは御承知のとおりだと思いますが、そういう意味から現在の金融上のまたその他の諸施策が、今私も質問しておりますけれども、十分有効に機能しているとお考えになるのかどうか。

あわせて、今も私現実に面という問題で話し申し上げました下請の取引をめぐる問題についてはどう考えていらっしゃるのか、どのような対策を打っていくのか。この点、特に小規模零細企業のためにお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 先生の御質問の中で、まず私が御説明いたしましたマル経資金あるいは

設備近代化資金、設備貸与、こういったようなものがどういった効果を果たしてきたかということ

を御説明させていただきたいと思ひます。

まず、マル経資金でございますけれども、これは昭和四十八年に創設された制度でございます。以来約十年間でございますが、五十八年度末までに延べ二百五十五万人を超える小企業者等に対して、全体で三兆四千億の運転資金、設備資金の貸し付けが行われておるわけでござい

ます。

それから設備近代化資金貸付でございますけれども、これは信用力や資金調達力が乏しくて設備の近代化が困難な小規模企業に対して、近代的な設備の導入を図るために設けられた制度でございます。昭和三十一年に設けられております。

それから設備貸与につきましても、目的は同趣旨でございますが、これは昭和四十一年度から創設されておるわけでござい

ますけれども、この兩者を足しました設備の総額は、一兆五千億ということになっておるわけでござい

ます。特に設備近代化資金あるいは貸与につきましても、対象になる設備を毎年度見直すという

ことで、そのときの企業のニーズを踏まえた新鋭設備の導入がこの制度によって図られておるというふうに考

えておるわけでございまして、両制度とも、これまで小規模企業の経営改善あるいは設備の近代化というものに大きく貢献したというふうに考えて

おるわけでござい

ます。

今後とも制度の一層の充実を図ってまいりたいと思つております。

○田代富士男君 次にお尋ねいたしますことは、中小企業庁あるいは各通産局に置かれておる小規模企業指導官のことでございますが、私にた

だきまして、この指導官の人員が二十二名、予算は約七千万円ということござい

ますけれども、私はこれだけの陣容で果たして目的達成ができるのであるだろうか。業務内容も相談等の処理とか、現地相談とか、こういうよう

な内容になっておるけれども、ちょっと少ないのではな

いなかろうか、これでどれだけ効果が上げ

られるのかという、そこあたりを思うんですが、

けれども、通産省としてのお考えはいかがでござい

ますしょうか。

○政府委員(井上正君) 政府といたしましては、小規模企業に対しては相談指導窓口というの

は、一次的には各地の商工会あるいはその商工会議所に置かれてお

ります。先生御案内かと思ひますけれども、全国的に見ますと、この経営指導員は約八千

五百人、補助員を加えますと一万二千名以上の指導員が全国に配置されてお

りまして、この方々が日々小規模企業を対象にいたしまして、その地域の

実情に密着いたしまして相談指導を行つておるわけでござい

ます。

先生おっしゃいました中小企業庁、それから地方の通産局に置かれてお

りますこの小規模企業の指導官でございますけれども、全体で先生御指摘のとおり二十二名とい

うことでござい

ますが、これはより専門的な相談指導を行うということで、四十九年から配置をされておるわけでござい

まして、先ほど申し上げた商工会あるいは商工会議所に置かれてお

ります指導員と十分連携をとりながら、小規模企業の経営指導を行つておるというのが実態でござい

ます。

実際には小規模企業指導官と経営指導員連絡会議を設けてまして、適切な助言を行うといったようなことをやり

まして、そこで兩者一体になりまして相談指導の窓口を開くとかい

うような形で、この小規模企業指導官も全国の小規模企業者の生の声を聞きなが

ら、適切な相談指導を行えるようにということをやつておるわけでござい

ます。

○田代富士男君 次に、改正案の中身についてお尋ねをしたいと思いますけれども、最初に、倒産防止共済制度の利用状況及び加入状況について、簡単に結構でござい

ますから、御説明いただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(井上正君) 先ほど来、倒産関連の制度の利用状況の御報告を申し上げたわけでござい

ますけれども、この倒産防止共済制度は、大変最近

は利用されておるわけでござい

ます。

まず、本制度への加入者でございますが、ことしの二月までの実績が出ておりますけれども八万九千四百九十九件とい

うことでござい

まして、約九万件というところでござい

ます。

実はこの加入の取り扱い窓口は、五十八年度からそれまでの中小企業団体に加えて、金融機関を加えたとい

うことによりまして、特に五十八年度から加入がふえてお

ります。五十八年度は一万五千六百件、前年に比

べて五二%増の加入がござい

もに、加入促進運動を積極的に推進すること。という附帯決議がなされたわけでございますが、前年度より今おっしゃった部分のところはふえておりましても、私はその程度のふえ方の附帯決議ではなかったかと思ひますけれども、この受けとめ方はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(井上正君) 先生御指摘のとおり、前回、昭和五十五年に本法の改正がありましたときに、附帯決議で加入の促進に努めることという決議をいただいております。私たちが、その附帯決議を受けまして、中小企業庁、中小企業事業団が連携をとりながら毎年度加入促進計画をつくりまして、できるだけその加入をふやすというところで、促進活動をやっております。また、残念ながら先生おっしゃいましたとおり、五十七年度までは平均いたしました年間一万件ぐらゐの加入しかなかったというのも事実でございます。

そこで先ほどちょっと申し上げましたが、五十八年度に加入取り扱い窓口に金融機関を追加したわけでございます。それまでの中小企業関係団体の窓口は延べで全体が約四千ぐらゐだったわけでございまして、金融機関を追加いたしますことによりまして、それに加えてさらに店舗の数で二万二千を超える窓口に広がったということでございます。その効果が先ほど私が申し上げましたようなところに出ておるといふことでございします。

といひましても、もちろん私たちこれで十分だと思つておるわけではございません。今後につきましては、最近の増加傾向に加えまして、現在御審議いただいております本制度の内容改善によりまして、より中小企業者が利用しやすいなる、あるいは加入しやすいなることを期待しております。当面、六十年年度につきましては約二万五千件程度、六十一年度には三万件程度の加入を期待したいということでございします。これも単に期待するといふだけではなくて、

従来PRあるいは加入促進運動をいろいろやってまいつたわけでございますけれども、今後引き続き努力をいたしまして、制度の基盤を強化してまいりたい、そう存じておる次第でございます。○田代富士男君 現在のところでは微増というのが実態ではないかと思ひます。それが、それと反対に本共済会から脱退する人がふえているんですね。私のいただいた資料で見ますと、五十三年のところから、五十四年四十四、五十四年が二百四十六、五十五年が五百十、五十六年が千二百八、五十七年が千六百八、五十八年が二千五百二十二と、率にして五十三〇・五、五十八年に至つては四・三という、こういうような、言うなればだんだんとこれも高い数字が出てきておるわけでございまして、今も申すとおりに、目標は三万に置き、基盤も充実していくんだと思ひつゝ中であつて、このような脱退件数がふえてきている、これはやっぱり真摯に受けとめて対応策を講じていかねばならないと思ひますけれども、ここあたりいかがでございますか。

○政府委員(井上正君) 先生御指摘のとおりでございます。加入者もふえておるわけでございしますが、脱退者もそれ以上にふえておるといふことでございします。

その理由でございますけれども、大きな理由の一つといたしまして、契約者が一時的に資金が必要になるといふような場合があるわけでございしますが、現在この制度の掛金は、取引先が倒産した、それによつて被害を受けるということが共済事由になつておりました。それ以外の理由では、掛金を崩すことができないわけでございします。それで、どうしても資金に詰まつて掛金を事業資金に使いたいというような方は、やむなくこの本制度を脱退するといったようなことが起こつておるわけでございします。こういうことで、せっかく掛金を積んでこられたものが途中で脱退されてしまふということでは、その方の倒産防止にも役立ちませんし、それから制度全体のやはり円滑な運営といった観点からも問題があるわけでござい

ます。

それで、今般、改正案といたしまして、こういう事情での解約を防止する、さらにこの掛金も固定化しない必要なきに使えるということ、一方で加入の促進も図れるのではないかと、一つで、解約手当金の範囲内でございしますけれども、簡易迅速な貸し付けを行う一時貸付金制度を設けるといふ提案をさせていただいておるわけでございします。

○田代富士男君 いろいろ努力していらつしやることは私も認めるところでございしますが、その努力が実のようにしていかなくちやならないと思ひます。この共済制度の事業団のパンフレットを見ますと、御承知のとおり、制度の特色といひまして、無担保、無保証人、無利子、こういう見出しをつけていらつしやるわけなんです。そしてその後段にただし書きが書いてございまして、十一、二項の部分の掛金の権利の消滅を説明してあるわけでございしますが、こういうやり方、表現というものは、素人にはなかなかわかりにくい面があるんじゃないかと思ひます。

そういうわけで、団体中央会などの窓口では現実にトラブルが起きておるわけなんです。そういうわけで、トラブルを起こさないために独自のパンフレットを出したものにございましては、利率換算、年三・八四と明記されておるわけでございまして、これはこの姿勢というものが正しいのではないかと思ひます。やはりわかりやすいように、そして納得させるようなそういう制度でなければ、見出しに、無担保、無保証人、無利子と書いてあつたら、もうその単語を並べられたそのまゝを信じてしまふ、そういうところがこの制度をかえつて誤解さすようなことにもなりかねないと思ひます。これ具体面からの指摘でありますけれども、こういう促進しやすいように、三万件を目標にという今お話がありましたけれども、達成のためにも考える必要があるんじゃないかと思ひます。

ないかと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(石井賢吉君) 確かにそういう誤解を招きやすい側面があるかと思ひます。

共済金を一たん利用して貸付金を受けました場合に、共済掛金者相互間の公平性という観点からも、そういう措置をとらざるを得ない面もございします。またいろいろ、十倍にわたります貸し付けを行うということからいひましても、全体の収支相償を考えた場合には必要やむを得ない措置であらうと思ひます。ただ、御指摘のような誤解を招くおそれが非常にありますので、その辺今後PRにおいて工夫をしてまいりたいというふうに思つております。

○田代富士男君 次に、倒産防止共済法施行規則の三十七条三項に規定してあります加入促進協議会について御説明いただきたいと思ひます。それと同時に、構成員はどうなつておるのか、選任はどのようにするののか、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 正式の名称は、中小企業倒産防止共済制度加入促進協議会と申しておりますけれども、これは中小企業事業団が、中小企業倒産防止共済制度の加入促進計画を策定するに当たりまして、中小企業団体それから金融機関などから意見を聞くことを目的として設けられておるものでございします。

現在どういふメンバーかということでございますが、一つは中小企業団体の代表でございまして、具体的には日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、以上三団体の部長クラスの者でございします。それから金融機関の代表でございしますけれども、これも全銀協を初めといたしまして主な金融機関の団体の代表が六人でございします。それから、それ以外に地方自治体の関係といふことでございしますけれども、全国知事会の事務局の方がお入りになっておるわけでございします。

毎年この協議会でその年度、年度の加入促進計画を策定いたしまして、それに基づきまして中小

企業団体、金融機関、あるいは都道府県といったような自治体は、制度説明会の開催、あるいは特別加入促進運動の実施といったようなことをやっていただきまして、中小企業事業団と密接な連携をとりながら積極的な加入促進を行っているところでございます。

○田代富士男君 協議会の掲げた加入の目標でございますけれども、さつきから私る御質問して指摘しておりますけれども、これは有効に働いているとは思えないのではないかと申すわけでございまして、そういう意味から、今回の法改正によりましてどのような効果を期待していらっしゃるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 今回の改正に伴いまして、計量的にどれだけの効果が出てくるのかというのを出すのはなかなか難しいわけでございまして、定性的に申し上げますと、今回の改正の内容は、中小企業者から要望があったものを受けて改正を行つておるわけでございまして、したがって、中小企業者にとりましてはより魅力のある、利用しやすい制度になるというふうに考えておるわけでございまして、先ほど申し上げました加入取り扱ひ窓口の拡大の効果ともあわせまして、加入者もふえ、制度により効果を与えるものというふうに考えておるわけでございまして。

○田代富士男君 今も中小企業者の皆様からの要望があった面を改正をしているというお答えでございましたが、この改正作業段階でもそういう要望があったことを、どのように今回のこの改正に生かされてあるのか、そこあたりを明確にお答えいただきたいと同時に、今回の改正の目玉であります一時貸付金創設の意図は何であつたのか、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 今回の制度改善に当たりまして、その前提といたしまして、私たちは関係の中小企業者にアンケート調査等いたしました要望を聞いております。さらに、商工会、商工会議所といったような中小企業関係の団体の意見も聞いておるわけでございまして、さらに昨年には、

中小企業政策審議会の中に、共済制度小委員会というのがございますけれども、そこにお諮りをいたしまして、その御意見も伺つて、今度の改善の内容を決めたわけでございまして、
どういふ要請があつたのかということでございますが、大きくは三点でございます。

第一は、最近の中小企業の売掛金債権の回収困難額が大型化しているということでございまして、それに対応いたしまして共済金の貸付額を大幅に引き上げてほしいというのが第一点でございます。

それから二番目は、この制度に加入いたしました、速やかに被害への対応が図れるように掛金の早期積み立てをしたいというのが第二の要望でございます。

それから三番目は、先ほども申し上げましたけれども、現行制度では、解約しない限り途中で掛金を引き出すことができないという点が、本制度の魅力を支える大きな理由になっておるわけでございまして、これが何とかならないかというのが三番目でございます。

今回の改定は、以上の三点に對しまして改善をするというのが基本になっているわけでございまして、

まず第一の、共済金貸付限度額の大増引き上げでございますけれども、現行二百万円でございますが、これを三千二百万円まで、約五割増しのアップをいたしたいと思つておるわけでございまして。

それから、先ほど、できるだけ早期に積み上げたいという点につきましては、現行掛金月額の最高限度が五万円でございますけれども、これを八万円までにいたしたいと思つておるわけでございまして。これでございますと、従来は毎月五万円掛けてまいりましたと、満額二千百万円までは四十二ヵ月かかったわけでございますが、今後は三千二百万円まで引き上げるわけでございますけれども、月額掛金限度を八万円まで引き上げますので、八万円ずつ積み上げていただきますと、四十

ヵ月で三千二百万円借りられる権利が出てくるということになるわけでございます。

それから三番目は、先ほども申し上げましたのが、契約者に対して貸付制度を創設するというのが今度の制度改正の主たる内容になっておるわけでございまして。

それで、この三番目の一時貸付金制度を設けた趣旨でございますけれども、これは先ほど申し上げましたが、要するに加入者がふえているわけでございまして、一時的に手元資金が必要になったというふうな事情で、やむなく途中で解約される方がふえているということが第一。それから、二番目は、本制度に入るかどうかという決断をされるときに、掛金が共済事由が発生しない限り固定化してしまうということが、やはり一つ中小企業者が本制度加入へ踏み切るところの障害になっているというところでございまして、こういふ点を考えまして、解約の防止あるいは加入の促進を図るといふ観点から、契約者に対して簡易迅速に貸し付けを行える貸付制度を設けるといふことにしたわけでございまして。

○田代富士男君 今、いろいろ業者からの要望を、三点に分けてお答えをいただきましたけれども、特に三番目の件でございまして、この条件の問題の「臨時に事業資金を必要とするとき」と、このように掲げてありますけれども、この条件の設定につきましては、今御答弁あつたとおりで、一時貸し付けという緊急の必要性にかんがみて、広く解釈するのが妥当ではないかと思つておる。ここあたりが、そういう小規模零細の皆さんたちは、事業資金なのか生活資金なのか、立て分けができないのが実情じゃないかと思つておる。これは正直に申し上げまして、だから、これはこうだと決めるわけにいかない面が多々あるわけなんです。そういう点を広く解釈するというところあたり、特に御承知のとおり、衆議院段階で、もう既に附帯決議がつけられておりまして、やはりそういう面から十分に運用をしていかねばならぬと思つておるけれども、特にそのとこ

ろあたりはいかがなものでしょうか。
○政府委員(井上正君) 今回創設したいと思つております一時貸付金でございますけれども、これは共済契約者がいろいろな不測の事態に直面いたしましたとき、一時的に資金需要が出たという場合に貸し付けたいと思つておるわけでございまして。

不測の事態というのはいろいろなケースが考えられるわけでございまして、急に売り上げが減つてしまつたとか、あるいは生産費が急にふえてしまつたとか、例えば原材料の値段が非常に上がつて、急に資金手当てが必要になるとか、あるいは災害事故に遭つて出費がふえるとか、いろいろケースは考えられるわけでございまして、先生御指摘のとおり、小規模企業の場合には事業と家計がなかなかはっきり区分できないという点もあろうかと思ひます。したがって私たちは、遊興資金みたいなものは別にいたしまして、やはり事業資金ではありますけれども、できるだけこの貸付事由は幅広く弾力的に考えていきたい、そういうふうに思つております。

○田代富士男君 そこで、一時貸し付けの金利についてどの程度になるのか、これもまた今御答弁ありましたとおり、零細小規模の皆さんたちでございまして、その性格からしまして、できる限り低利に設定すべきであると思ひますけれども、考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 私たちも一時貸付金の貸付金利につきましては、利用者ができるだけ利用しやすいようにということで考えていきたいと思ひますが、ただやはり基本は、この貸し付けに要する経費というものを考えなければいけないわけでございまして。

具体的には何かと申しますと、やはり貸付原資のコスト、これが中心になるわけでございまして、それに若干の事務的なコストも付加されるかと思ひます。したがって、そういうものを勘案いたしまして、制度が充足する時点で具体的な金利水準を決めていきたいと考えているわけでございまして、現時点であえて申しますと、

七〇程度かというふうに見込んでおるわけでございます。具体的には、制度発足時点で決めてまいりたいと思っております。

○田代富士男君 貸し出しの手続についてお尋ねいたしますけれども、簡易迅速な貸し付け、このように規定してあるわけでございますけれども、どのくらいの期間になるのか。現在ばかり長い期間になっているわけなんですね。二週間以上になつてゐるが現状じゃないかと思ひますけれども、こういう意味から、この期間の問題について、これは努力が必要だと思ひますけれども、それもあわせてどのくらいとお考えになつていらつしやるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 今回の一時貸付金でございますけれども、これは本体となります共済金の貸し付けがあるかないか、ある場合にはその金額がどうかといったようなことも影響されますので、したがひまして、どうしても中小企業事業団の審査といひますか、チェックが必要でございます。現在、本来の共済金の貸し付けにつきましても、事業団の窓口で借り入れ申し込みがございましてから契約者の口座に入金いたしますまでに約二週間程度かかっているわけでございますが、今度設けます一時貸付金につきましても、やはりその程度の時間は当面からざるを得ないかと考えております。

ただ私、今二週間と申し上げましたけれども、短いケースでは一週間程度で貸しておるわけでございます。いずれにいたしましても、この制度本来の趣旨からいいますと、一日も早くやはり契約者に貸し付けることが必要でございますので、中小企業庁といたしましては、中小企業事業団を指導いたしまして、この貸し付けの期間をできるだけ今後とも短縮するように努力していきたい、そういうふうに着目しております。

○田代富士男君 今、二週間ぐらいと。事務的にお聞きいたしますとそういう数字が出てくるかと思ひますけれども、コンピュータ処理に手間取るとも聞いておりますけれども、オンライン処理

によりましてこういうようなことを検討をしていただくならば、もうちょっと何とか短縮できないだろうか、短縮することがサービス向上にもつながるんじゃないかと思ふんです。

私は、手元に、受け付けから郵送期間までのどのくらいかかるかという資料をいただいておりますけれども、これは検討の余地があると私は思ひますけれども、これは検討の余地があると私は思ひますけれども、そういうサービス向上につながるためにも思ひますけれども、もう一度お尋ねいたしますがどうでしょうか。

○政府委員(井上正君) 伺うところによりまして、中小企業事業団では、現在電算機を新鋭機に切りかえをされるというふうに伺つておりますので、その中で本件がどういうふうになつておられるかというのが一つあるかと思ひます。

先生が今おっしゃいましたオンライン化というお話でございますが、これは関係窓口が非常に多いものですから、今早急にオンラインを実現するというのはちょっと難しいかと、将来の課題としてはあり得るかと思ひますけれども、そういうところから突進ではないかと思ひます。

ただ、くどいようでございますが、先ほど申し上げましたように、できるだけ電算機も含めまして、事務処理面で審査期間を短縮できるような努力をしていきたいと思つております。

○田代富士男君 前回五十五年の改正で盛り込まれました完済手当金の現状というものを、どうなつておられるのか、まず簡単に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 五十五年の改正で設けられた完済手当金でございますが、これは本事業の長期の収支見通しを立てまして、長期的に見ても剰余金が出てくるという見通しが立ったときに、共済金の完済者に手当金という形で、先ほど来ちょっと問題になつておりますその十分の一の権利がなくなるという点でございますが、それを補てんするという趣旨でつくつていただいた制度でございます。

完済者が五十八年度から出てまいりますので、私たちが五十八年度から完済手当金をお払いできるかどうかという長期の収支見通しを立てておるわけでございますけれども、最近の情勢では、倒産が非常に水準で、先ほど私が申し上げましたように、貸付額が非常に多くなつて、予想以上にふえておる。一方加入につきましても、最近伸びておりますけれども、まだまだ十分ではないといふこともございまして、非常に残念ではございまして、現状におきまして共済収支が好転をしておりますので、完済手当金の支給を行へるという状態には至っていないというのが現状でございます。

ただ、今後できるだけ早くやはり完済手当金の支給が可能になるようにしなければいけない、これはやはり私たちに課せられた大きな責務であるといふふうに思つておるわけでございますが、基本はやはり加入者をふやまして、この制度の基盤を強化するというのが必要でございますので、引き続き制度の普及、加入の促進に努めまして、できるだけ早く完済手当金がお払いできるやうにしたいといふふうに思つております。

○田代富士男君 今の御説明ではちょっとこれは物足りない感じがしてなりません。このままの現状でいくならば死文化しつゝあるのではないかと思ふわけなんです。

それと、御承知のとおり五十五年度にはこういう答弁がされておるんですね。ちょっと読んでみますと、「今後制度改善に伴う共済事由発生率の低下が予想され、また制度改善に伴ひまして加入者等がふえてくると思はれますので、五十八年度におきましては余裕財源が生じまして完済手当金の支給が可能となることを期待しているわけでございます。」と、こういうような御答弁があつたけれども、今ある御説明があつたような事情もあつたかと思ひますけれども、これは見通しが甘かつたのではないかと思ふんですけれども、この点は、ここで明確にこれだけ答弁なさつていらつしやいますものですか、いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢君) 確かに御指摘の、五十八年度におきまして一つの努力目標として考えていたわけでございますが、数字で簡単に御説明いたしますと、当初は倒産貸し付けの事故発生といひますか、共済貸し付けが全体全体の五〇程度であつたという見通しを立てたわけでございます。ところが、最近の水準はほぼ八〇というところになつておまして、大きく倒産の発生が高水準な関係から、共済貸付金の比率が非常に高まつてきていくというのが一つございまして、それからもう一点は、貸し付けました共済金につきましても、完済のめどでございますが、貸し倒れと申しますか、この事故は大体五〇ぐらいである、九五〇回収できるであらうというふうに見込んでおりましたところが、逆にこれが九二〇というのが今回収の実態でございます。したがひまして、全体としましては加入の促進を図つてそのペースを高めていけませんが、今の運用でまいますと、当初想定いたしましたフレームワークより相当狂つてしまつてゐるのが実態でございます。

そういう意味におきまして、これは景気対策全般との絡みにもなるわけでございますが、しかし本制度の改善のためには一義的にも加入を促進していくということが大事でございますので、そういった側面からの努力を傾注いたしまして、単に紙にかいたもんだというところにならないように今後とも努力をしてまいりたいといふふうに思つております。

○田代富士男君 時間が参りましたから最後の質問です。

これは村田通産大臣にお願いしたいと思ひますが、今もるる申し上げてまいりましたとおり、掛金、貸付限度額につきましては、二十二条に規定されているように、五年ごとの改正時点で見直されてきたわけでございますけれども、今後さらに加入率が低いなどの状態が継続していくようなことがありますならば、五年と言わずに、期限内にあつても見直しをしていくべきではないか、私

はこのように思うわけなんです。

つけ加えて言いますと、そのような事態の起こらぬよう、例えば優良な加入者にとりましては魅力のあるような制度運用を検討するなどいたしまして、加入促進に努力を怠りかねてはならないし、あわせてこの中小企業の活力を一〇〇%生かすような施策の充実を推進すべきではないでしょうか。この制度そのものの趣旨というものは立派な趣旨でありますけれども、優良加入者にとっては魅力がないわけなんです。そこで育ったと言えども、それが優良加入者にとっても魅力のあるものにしていかねば、いままさきから私は努力目標の数字等も聞いてまいりましたけれども、それも達成できないのじゃないかと思ひますが、最後にまとめた質問ですけれどもお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 田代委員にお答え申し上げます。

先ほど来の御質問承っておりまして、私の方から取りまてお答えをしたいと思います。今回の改正案においては、制度の魅力を高め、一層の加入促進を図るといふ観点から、共済金貸付限度額の大引き上げを行うとともに、優良企業への加入メリットにも配慮して、新たに一時貸付金制度を設けることとしております。今後とも本制度については制度の運用実績などを勘案しながら、必要に応じ種々の制度改善を行うなど、機動的な制度運営に努めてまいりたいと存じます。

○市川正一君 私は、今国会の本委員会において村田通産大臣に質問の機会を得るたびごとに、いわゆる市場開放問題について、例えば合板を含む木材関係の関税引き下げなどをめぐって、日本の産業を守るという立場から、特に中小企業を守るという立場から再三その所信をただしてまいりました。特にこの市場開放政策の発表に当たって、中小企業にその犠牲を及ぼすことのないようにということを強く主張もいたしましたし、大臣も絶対にそのようなことにはしない、こうお答えになつて、私は刮目して注目していると、こういう

ことを申し上げました。ところが、発表されたものは結局アメリカの言いなりになったものだと、中曽根総理自身が国民に痛みと迷惑をかけるというふうな認めておられるような内容になつていふと言わざるを得ぬのであります。しかしこの問題は、明日は本院の本会議での緊急質問で同僚の田代委員も、また井上委員も、及び私も立つことになつておりますので、主要には明日の本会議に譲ることにして、通産行政にかかわつて一、二問だけ伺ひたいのであります。

その一つは、今度の開放策の効果といふことがメリットといふますが、貿易黒字削減に疑問視する見解が広くあります。一般新聞もいろいろ述べております。そこで、どれくらいいけば黒字がこれで減らせるのかという点は大臣どういふふうに見ていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 黒字減少ということについて、今回の開放策で直ちにどれだけ減るかという試算は大変難しいのでございます。市川委員御指摘になりましたように、総理としては九日、現在の貿易をめぐるいろいろな問題を解消するためにまさに精魂を尽くしてあの案をまとめられ、発表されました。我々も参画をいたしてあります。そういった中で、ひとつ日本の対外黒字が非常に莫大になつていふことから対外摩擦を生じておる、この際はそれを少なくしなければならぬというところであります。その少なくする仕方というものは、先ほど田代委員にもお答えを申し上げたのでございますが、輸出を減らすということではなくて、輸入を拡大するということである。輸入拡大については、私もその重要な一環として輸入拡大の方策をいろいろ考へておりますし、そしてまた、例えば輸出の非常に大きな企業について、私が個々に輸入の面についてもぜひ協力をしてくださうという協力をお願い申し上げるか、あるいは国民全体に対するPRをいろいろの機会にやつていくとか、そういった精神的な面も含めて、貿易黒字の解消を輸入の拡大及び内需の振興ということと図つていくのでございまして、この

何カ月以内に何百億ドルということを試算を申し上げることが現在の段階では困難でございまして、しかし、誠心誠意これに対応して、できるだけ効果があらわれるように努力をしていきたい、こういう気持ちでございまして。

○市川正一君 新聞報道によると、どなたがおっしゃつたかは知りませんが、通産省の首脳が、せいぜい数十億ドル程度だといふ数字も挙げられていふしやうな。だれが言うたんですよ、そんなことはききうは聞かすつもりはないんです。が、今お伺ひすると、大臣が精神的なことも含め誠心誠意と、まるでプラトニックな措置のようにおっしゃるわけですが、確かにそうだと思うんですが、私、中曽根総理御自身が、六日の自民党の最高顧問会議で、ドル高の問題もあつて数字的に急激に効果があらわれることは期待できないといふふうな、その点では極めて正直におっしゃつていふわけですね。しかし一方では、その面は非常にプラトニックなんだと。しかし、日本の国内産業、特に中小企業にとつては及ぼす影響、与える打撃といふものは深刻かつ僕は重大だと思ひます。それは先日取り上げました木材、合板を含む木材関係がそうであります。

そこで、お伺ひしますが、新聞報道によりまして、各省庁は今度のこの方針に基づいて対応策づくりを進めていふと。通産省も紙工業製品の「関税撤廃、引き下げに向けて積極的取り組み意向」だ、こう伝えられております。大臣も、今大事なこと輸入の拡大だ、こうおっしゃつていふんですが、その際に報道によりまして、「雑貨や日用品などは難しい品目もある」云々と、通産省の首脳が語つたと伝えられておりますが、雑貨や日用品までこれは広げられるということなんでしようか。読売の四月十日付の二面であります。

○国務大臣(村田敬次郎君) 輸入拡大策について、例えば関税の引き下げでございますとか、市場参入の機会の拡大でございますとか、いろいろの分野にわたつて考へておるわけでございますが、まだ全体についての品目が決定をしていふわけではございません。ただ、非常にいろいろ議論になりましたのは、針葉樹及び広葉樹を通する合板などの関税引き下げに伴う影響というふうな問題についてはいろいろ議論になりましたが、雑貨その他の問題はこれからの検討課題だと思つております。

○市川正一君 これから雑貨や日用品に踏み込むといふことなんですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 踏み込むかどうかも含めてこれから検討課題だと、こういうこととさせていただきます。

○市川正一君 私、これをもし踏み込めば、もう御承知のように、雑貨や日用品というのは圧倒的といふますが、もうそのすべてがといふていいほど中小企業、零細企業の分野であります。もしそういうことになる、事はもう本当に重大な事態を招くと思ひますので、この点は今後の対応を見ながら、また明日の本会議等々で、再度まいらるお伺ひする機会を得たいと、こう願つておるところであります。

きょうの主題であります中小企業倒産防止共済法の一部改正について論点を進めさせていただきますと思ひます。

私は、この法律が第九十一国会、ちょうど五年前の昭和五十五年であります。完済手当金制度の創設などのために改正された際に、本委員会において中小企業倒産防止共済制度を充実させるために三つのことを提案をさせていただきました。会議録をここに持つてまいりました。その一つは掛金を規定どおり納め、共済制度を長期間利用せずに済んだ人に対する優遇措置を検討するというのが第一点であります。それから第二点は、一つ目のことと関連しますが、掛金を担保にした低利の融資制度を創設することです。第三点は、加入者をふやすために受付窓口を商工会議所、商工会及び中央会に限らずに、地方自治体とか金融機関にも置くこと、以上三点を本委員会において提起いたしました。その際政府は、これは当時の廣瀬政府委員であります。『五年』ことに

制度の見直しをいたすことになっておりますので、その際、その時点におきます共済収支の状況を十分勘案いたしまして検討を続けてまいりたい、と、こうお答えになりました。それから五年たちました、ただいま御紹介させていただきまして私の提起も含めて本委員会での議論がどのように今度の改正の中に生かされ、制度の中に盛り込まれてきたのか、まずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) 今先生御指摘の三点につきましてお答えをさせていただきますと思ひます。

まず、この制度に加入してありまして、要するに共済金の貸し付けも受けない、利用されないといひますか、将来は利用する可能性があるんでしようけれども、そういう方に対する優遇措置の問題でございます。この点につきましては、やはり基本的に本事業の収支の問題に関連をするわけでございます。残念ではございますけれども、現時点のところは加入者によります掛金収入よりは貸し出しの方が多いという状態でございます。したがひまして、そういう状態の中で直接的な見返り措置のような優遇措置をとるといふのは、現時点における収支の観点からも非常に難しいというのが実態でございます。

ただ、今回、実は一時貸付金制度というのをつくらせていただくわけでございますけれども、これはもちろん、今言いました共済金を借りない人だけが対象ではございませんけれども、やはりそういう方にも一時的にお金が必要な場合には、従来固定されておりました掛金を利用できるようにするという意味では一つの対策になっているのではないかと存じろるわけでございます。

それから、低利の融資制度でございますけれども、これはまさに今回御提案申し上げております一時貸付金制度がこれに相当するのではないかと、いうふうに存じている次第でございます。

それから、受け付け窓口の点でございますが、先生が御提案のまず金融機関につきましては、五

十八年度、これは法律改正を要しませんので、行政限りの措置といたしまして、窓口金融機関を追加させていただいたわけでございます。自治体を窓口に加えるのはどうかという点でございますが、実は現在金融機関、あるいはこの中小三団体を含めまして、契約窓口、あるいは業務委託をお願いしているところにつきましては、単に契約の窓口だけではなくて、いろいろなことをお願いしているわけではございまして、例えば共済金の貸し付けの申請があった場合に、その社が本当に中小企業であるかどうか、どれだけ共済による被害額があったのかとか、それから手形が不渡りになった場合に、手形交換所から証明書をとるとか、いろいろお手数をかけるわけでございます。今私が申し上げましたようなことを自治体にお願ひするといふのはいかかというところで、自治体につきましては契約窓口という形では入らないわけでございます。ただ、本制度のPR、あるいは加入促進といったような面につきましては、大いに自治体のお力もおかりいたしまして進めさせていただいていふのが現状でございます。

○市川正一君 今、井上部長からお話がありましたような、一定の本委員会における議論、また私の問題提起が反映されて今度の改正になっていることを承知いたしました。しかし今の御説明の中にもありますように、まだ検討中ないしは実現していない問題が残っておりますので、幾つか重ねて問題を深めたいのであります。

まずいわゆる優遇措置の問題ですが、一回も共済金の貸し付けをまだ受けていない、この制度に加入してからまだそういう機会には至っていない人がかなりいらっしゃるわけですね。この共済制度がこういう人たちに、いわば歯を食いしばって頑張っているという人たちがおられることで成り立っているわけで、言うならば、制度の根本を支えている人だといふふうに言っても差し支えないと思ふんですが、この人たちに何らかの優遇措置をとるといふことは、私は先ほど魅力ある制

度といふことが言われておりましたが、ひいては収支状況をよくする積極策というふうに思ふんですが、重ねてこの問題についてひとつ御検討を賜りたいと思ひます。

○政府委員(井上正君) まさに先生御指摘のとおりでございます。本制度は中小企業者の相互扶助の精神にのっとりまして共済制度でございます。したがひまして今先生がおっしゃいましたように、加入後共済金の貸し付けを受けないという方がかなりおられるということで全体の制度が成り立っているわけでございます。

ただ、そういった優良企業者に何か見返りが与えられないのかといふのは、私たち自身も決して否定しているわけではございません。ただ、当面の収支状況を見ますと、今現在何か金銭的なものでお返しをするといふのは、ますます現時点の収支状況を悪化させる、全体の制度の根を掘り崩すことにもなるということだろと思ひます。したがひまして私たちとしては、先ほど来申し上げておりますけれども、できるだけ今後加入努力も続けまして、制度を安定させる。そういった中で、そういった方に対する優遇措置、見返り措置といったようなものを将来の検討課題とさせていただきます。そう思っております。

○市川正一君 否定はしない、そしてまた将来の課題として検討させていただきたいと、こうおっしゃったわけでありまして、私はこれは相互関係だと思ふ。今の収支関係が現状どうであるといふことは承知の上で、しかしながらそういう魅力のある制度といふことによつて、やはり収支状況をより改善していく積極策としてとり得る措置ではないのかという立場から、ひとつ前向きに検討をお願いしたいといふことで、否定はせず、将来の課題として研究させていただきたいという御答弁を確認いたします。

次に、二番目に提起いたしました低利の融資制度の創設は、お答えがあったように今回の改正点の一つのポイントであります。しかし、私が提起

したのは、低利ということなんです。融資制度の頭に低利がついておるんですよ。聞くところでは、金利は七％にする予定だといふふうに承知をしておりますが、これでは一般と余り変わらぬので。私は貸付限度額というものが解約手当金の範囲内といふことで、しかも担保を先取りしているに等しいわけですから、加えて一年償還という短期融資なわけでありまして、金利はできるだけ低くなるべきじゃないかといふふうに思ひますが、そしてまたそれはできると思ふんですが、この点いかがでしょう。

○政府委員(井上正君) まず、現時点におきまして一時貸付金の貸付金利はまだ決めてはおりません。制度が具体的に発足する時点で決めさせていただきますと思ひますが……

○市川正一君 腹づもりとしてはどれぐらいですか。

○政府委員(井上正君) ただ、金利の基本はやはり貸付原資のコストといふものがあるわけでございますので、やはりそれを中心に考えさせていただかざるを得ないわけでございます。それで、腹づもりはどうかと言われますと、やはり何か数字を言えといふことになると、やはり七％程度という感じになるのではないかと思っております。ただ、これは先生は非常に高いという感じでおっしゃっているわけでございますが、例えば同じようなといひますか、目的は違うわけでございますけれども、この中小企業事業団が運営しております小規模企業共済といふのがございます。ここでもやはりこういった一時貸付金といひますか、貸付制度があるわけでございますけれども、これは現在金利は七・二％というところでやらせていただいているわけでございます。

○市川正一君 一般的な意味で高い、安いという人々なしに、条件が違うわけですよ。事実上担保をとっているようなものやし、一年償還という短期融資なんです。その意味ではやっぱりもっともつと、それこそ繰り返しますが、魅力あ

る制度、さつきやっていたやんか。それで、私衆議院のやりとりもよく見ております。だから井上部長がお答えいただくことも結構ですが、たまにはせつかく中小企業庁長官来ていはるんやから、長官が、やっぱりよしこれはおれがやるというふうな答弁もたまにはしてくれぬと、あなたせつかく来ていはるのに。

そこで、前へ進みますが、加入受付の窓口をふやすことは、先ほどあつたように金融機関も五十八年から加えました。その結果として加入件数が五十八年度には対前年度の五割増になつてゐる。明らかにそれは効果を發揮しているわけですよ。同時に私は、金融機関だけでなしに、全国の地方自治体にも加入受付の窓口を設置するように求めたんでありますが、井上部長はいかがかと思ふと、いかがかと思ふでさつといかれたんではこちらでもいいかと思ふんで、その点ひとつ長官どうです。

○政府委員(石井賢吾君) 先ほど井上部長からも御答弁申し上げましたが、これは単に加入の窓口ということではなしに、やはり加入者の便宜を考へますと、一連の手続のいわば窓口機能であることが一番望ましい、これは加入の段階からのそれぞれの加入者との関係を考へますと、それぞれ便宜のところ加入者は申し込むわけでございますから、そういった一たん選ばれた窓口が引き続きまして一連の手続を進めるといふのが一番ふさわしいんではなからうかと思ひます。その限りにおきましては、地方自治体がすべて一連の手続を行う。例えば共済事由が発生いたしましたして、発生した場合に必要な証憑書類のそろえ方等の指導から始まりまして、それで事業団に對しまして貸し付け申し入れをする、さらにその貸し付け申し入れをした結果、決定がございまして資金が送られてきて、資金を今度契約者に交付する、こういう一連の手続が要るわけでございます。

こういふ手続につきまして果たして地方公共団体が全部受けていただけるかということにつきましては、さきに御説明申し上げましたように、

加入促進協議会に地方自治体のメンバーも入つていただいているわけですが、そういう意味での議論をいたしました上で一応見送つた次第でございます。今後地方公共団体が住民に對するサービスとして受けることにならうかと思ひますので、今後検討させていただきますと思ひます。

○市川正一君 大いに積極的な御検討を展開していただきたいと思ひます。もう一つは、前回五十五年の法改正で創設されました完済手当金制度の問題であります。これがせつかく創設されたにもかかわらず、最初に借りた人は五十八年でたしか完済することになるわけですね、一番最初の人は。ところがいまだにこれが実施されてないわけですよ。完済者は、共済金の貸し付けを受けることによって、共済金に對する十分の一の掛金が事実上利子の先払いのような形でなくなつていくことになるわけでありすが、そのために無利子とはいへても、實質的には、逆算すると年利三厘の利子を払つて融資を受けることと同じことになるわけでありすが、余裕金がないんだというのを盛んに衆議院段階から言つておられるわけでありすが、こういう負担を軽減するためにも、やはり完済手当金制度を實際に実施するということがないと、志と反してペテンにかけたということになりかねぬと思ふんですが、この点この機会にしっかりと答弁を承りたいんですが、長官いかがでしょう。

○政府委員(石井賢吾君) 先ほど御答弁申し上げましたように、当初の見通しと、フレームワークと相当かけ離れた運用実態が今出現してまいつておるわけでございます。その限りに對して、毎年度毎年度長期収支の見通しを立てまして、その上で、余裕が生ずるといふ見通しがありました場合にこの完済手当金を発動するというもので、これまで検討してきたわけでございます。

御指摘のように五十八年度から完済者が発生いたしますので、一番望むべくは、五十八年度からそれを行えるようにということいろいろ苦勞し

たようでございます。五十九年度末におきましても、一応見通しを立てましたが、不幸にして長期的な収支の明るい見通しが得られないのが現状でございます。

そういう意味において、先ほど申し上げましたように、単に絵にかいたもちに終わらせるといふのは、これはわざわざ五十五年度に改正をお願いしました我々の本旨でもございません。そういう意味におきまして、基本的には加入の促進を図つてベースを確固たるものにする、もう一つはやはり全般的な景氣対策等によりまして、これまでの事故発生率あるいは完済に對する事故率といひますか、そういうものをできるだけ引き下げていくという努力が必要かと思ひますが、そういったものをあわせ努力いたしまして、何とか實現するように努力をしていきたいというふうに思つております。

○市川正一君 最後に、私改めて申すまでもないんですが、昨年度中小企業の倒産件数が二万件を超え、その数に、また負債総額も三兆六千億を超え、事態を招いております。そういう中で、この倒産防止共済制度が対策の上で非常に重要な役割を果たしておるということはお互いに確認し得ると思ひます。

この制度をさらに充実さしていくためには、何と言つても私はやっぱり加入者をふやすことだと思ふんです。しかし、その加入者をふやすためには政府もつと積極的な援助を強めて、制度そのものを魅力あるものにするのがやっぱり前提と申しますか、基本だと思ふんです。

その加入者にとつての魅力ある積極的施策とは何かという問題を、私今までもずっと言つてまいりましたんですが、長期的に見て余裕財源があると思ふと、たゞ、そのときには何かやりやすさというふうなことを言つておつたんですが僕は加入者はふえぬと思ふんです。やっぱり余裕財源はできるという立場から、どうしたら加入者が魅力を持つて入

てくるかという点を先ほど来幾つか提起いたしました。将来検討するといふふうなことじゃなしに、やっぱり現実いろいろな積極策をとつていただく、ひいては掛金の十倍の現行の共済金貸し付けを、それにとどまることなく、十一倍あるいは十二倍というふうな方向に著実に充実させていくという展望のもとに取り組まれるべきだと思ひますが、でき得れば大臣の決意をお伺ひしてこの問題については結びたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(石井賢吾君) 先ほどお答え申し上げました一つの完済手当金の問題もそうでございますが、全体として魅力を高めることによって加入者を促進し得る面が非常に強いわけでございます。どこかにプレックスを求めなくちゃいかぬとすれば、制度をまづ直していくということが必要かと思ひまして、今回御提案を申し上げたわけでございますが、これだけでは今御指摘のような問題の解決にはすべからぬというふうに思ひます。

我々、これからも五年というふうな期間を待たずして、適切なタイミングでこの見直しを図つて制度の改善に取り組んでいきたいというふうに思つております。

○市川正一君 私、この機会に中小企業問題と関連して、大店法の問題について引き續いてお伺ひしたいと思ふのであります。

通産省は去年の二月十六日に「大型店の出店調整問題の今後の取り扱いについて」という大臣談話を発表いたしました。そして「現在なお調整中の案件がかなりあること、小売商業における今後の競争環境等の動向が必ずしも明らかでないこと等から、この度従来講じてきた措置を引續き継続することが適切である」という立場から、一九八二年二月から続けられてきたいわゆる大型店の抑制措置を継続して行くことを明らかにされました。これについては、その当時私も詳細に問題点をただしたところでありすが、この方針に基づいて同年の三月五日、「大型店出店調整に係る通

達の改正等について」という通達が出されまして、この中で「第一種大規模小売店舗の出店が相当水準に達している」と認められる市町村及び小規模な市町村への出店届け出について自衛を指導するということを継続することが明記されております。

以上述べましたが、この点は、現在も大型店出店の際の届け出受理基準になっていることには変わりはないとさせていただきます。

○政府委員(矢橋有彦君) 先生御指摘のとおりでございます。

○市川正一君 その際、八二年の二月に今御紹介いたしました自衛指導には、ただし書きが入っております。しかし、これはあくまでも抑制措置をとることが大原則であるというところは明白であります。ところが、最近このただし書き、すなわち引用いたしますと、「当該店舗の特性、出店地周辺の商業事業等からみて特に理由があると認められる場合は、この限りではない。」という、この条項を悪用してと申しますか、全体としての通産省の抑制指導に風穴をあける、言うならば骨抜きにする、そういうふうな動きが一部出ております。

通産大臣のさきの談話では「大型店に対する調整措置等について、引続き十分事態の監視を続け、事態の推移に適切に対処することとしたい。」とされているのでありますが、もしこういうふうな今申し上げたただし書きを悪用するような動きがあった場合に、適切な対処を行うことについては、この大臣談話から見ても変わりはないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(矢橋有彦君) いわゆる御指摘のただし書きを悪用するようなケースがございましたならば、そういうことのないように最大の指導をしたいと思っております。

○市川正一君 そこで私具体例を一つ述べたいんでありますが、大阪府下に富田林市というのがございます。そこにライフストアという、これは本社が大阪市にございまして五十五店舗を持つております。これが三千平米の売場面積を持つ店舗を

出店しようとしております。この富田林市は、新聞報道などによれば、先ほどの通達にございすが、出店が抑制される都市になると思っております。この点間違いないと思いませんか。

○政府委員(矢橋有彦君) 仰せのとおりでございます。

○市川正一君 このライフストアは、地元の反対運動もあり、そしてまた単独出店は困難だということ、この二年がかりで近くの市場をまるごとテナントにするように働きかけ、そしてそれに成功いたしました。それで地元合意ができたような形になったというところで、地元市を経て大阪府に届け出を行いました。しかし、このストアの予定地は、道路を一本隔てて河内長野市と実は隣接しております。本来は両市にまたがる広域的な調査が必要であつたと私は思うのでありますが、現にその予定地の真向かいにある河内長野市の千代田地区の商店街の人たちは、こういう出店には反対だということでも今も運動を続けております。

もしスーパーのテナントに一部の地元商社が入ることによって、これがただし書きに当てはまるというふうなことの解釈になりますと、これは現在のスーパーや百貨店の多くは、その店舗内にテナントを入れているというものが多くある事実です。そうすると、通産省の行政指導としてのこの抑制措置というのは、まさに形骸化してしまうおそれがあります。

今私が申し上げました富田林の問題については、二月十三日に通産省に関係団体、これには衆議院の野間友一商工委員も同席いたしました。が、いろいろ通産省に指導を要請いたしました。その際に通産省としてはただし書きはあくまで特例であり、措置を貫く基本精神は抑制であるという旨のお答えをなされておりますけれども、私こういうライフストアのやり方を今ここで申し上げたんでありますが、こういうことを黙視し得ないと思うのでありますが、通産省の見解を承りたいと思っております。

○政府委員(矢橋有彦君) ライフストアの具体的なことについてのお尋ねでございますので、若干

経緯等も交えて申し上げたいと思います。

実はこの出店は、店舗面積三千平方メートルの案件でございまして、五十六年二月ごろに出店の表明があつたわけでございまして、その最初の出店の表明時におきましては、面積も倍以上のものであつたわけでございまして、この地域が、先ほども御答弁申し上げましたように、いわゆる抑制地域でありました関係もございまして、当初は大阪通産局あるいは富田林市、さらには隣接の河内長野市等におきまして極力これを届け出を自粛するよう指導をしまして、ただし書きがあることは事実でございまして、しかし五十八年の一月二十五日になりました。富田林市の須賀商工会との間に、出店についての協定書の締結という事態になったわけでございまして、それ以前に、地元にごいします滝谷デパートという名前のいわゆる小売市場をテナントとして入れると、そして共同出店をするという話し合いもついたわけでございまして。

そこでいろいろ判断いたしました結果、とにかくまず第一に、ただいま申し上げましたような地元の小売市場、これは当然中小小売商の集まりでございまして、その地元小売市場の活性化に寄与するという点と、それからいま一つは、この店舗規模も三千平方メートルというところでございまして、さほど大きくはないし、競合する中小の小売業者も比較的小さいというふうなことから、通産局、それから府、富田林市、河内長野市、さらには両市の商工会を加えました六社によりまして相談をいたしました結果、この場合には、小売市場の活性化という目的もあることゆえ、いわゆる特別の理由ありと認めてもいいんではないだろうか、と、こういうことになりました。三条の届け出を受理した次第でございまして。

その後本年に入りまして、これは先生も御指摘のように、商圏が両市にまたがる可能性のある案件でございまして、いわゆる広域商調協というものを開催をしているわけでございまして。そして今日までに既に二回の会合を重ねているわけでございまして、今日まで商調協における審議も順調

にまいってきておると、こういった次第でございまして、この件をいわゆる例外措置の悪用に当たるとするケースというふうな決断もなかなかなかしくはないと思っております。

今私るる申し上げましたような経緯でございまして、やはり特別な理由ありと認める方がよろしいのではないかと考えてございまして。

○市川正一君 一番の問題は、そういう一部地元の業者をテナントにいわば引き込んで、それによって地元の合意を勝ち得たという形で、既成事実を使つてただし書きを運用して、まあ悪用とは言いませんが、運用して、いわば抜け道をつくるというやり方なんでしょう。しかもこれはあなたも認められたように、いわば富田林市と河内長野市と両方にまたがる広域地域の接点なんですね。そういう点でも私はやっぱりいろんな不備が残っていると思う。

このライフストアは、富田林市だけではなく、同じく抑制都市である大阪府の高槻市、ここでも近くの市場の一部の小売業者を入れて、そして出店届け出の条件づくりをやりうとして行っているわけで

です。ですから、今おっしゃったような事態が広域商調協で進んでいるようでありまして、同時にお願いしたいのは、大阪通産局の方にも実情を調査してよく調べようというふうな、先日二月段階で野間代議士も同席した場でいろいろお話をしておりますので、さらに今私が提起した一連の問題も含めて、現場にも行つていただければ幸いでありまして、なおよく調べていただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(矢橋有彦君) まず一般的なことから先に申し上げますが、先生御指摘のようなケースの場合に、例えば面積の比率がどうかとか、あるいは地元の受け取り方がどうかといったようなことを総合勘案する必要があるかと思つたわけでございまして、特別の理由の判断は、やはり地元における状況を踏まえてのケース・バイ・ケースにならざるを得ないと思つたわけでございまして、一

般的に悪用のないように嚴重なウオッチをしてまいりたいと思っております。

ところで、本件の扱いでございますが、これは既に商調協での、この場合には広域商調協でございますが、審議が既に始まっております。既に二回円滑に審議が行われておる。抑制地域かどうかという問題は届け出を受けるか否かというときにまず問題になるわけでございます。この地域の商業事情が厳しくないか、あるいは近隣の中小小売商に与える影響はどうかということとでございます。届け出に至るまでの経緯について調査をこれからするということ意味であれば、もう既に届け出を受理しております。審議も始まっているということでございますので、その点はむしろ余り必要性はないのではないだろうか。

むしろ大事なことは今後の商調協での審議の中で、地元の問題もよく踏まえて慎重に審議をするということが大切ではないだろうか、このように考えている次第でございます。

○市川正一君 あと一問あったんですが、もう時間がありませんのでそれはやめます。

一 テーマ、今の問題だけは決着つきたいと思うんですが、届け出を受理する段階で、私は今言ったような一部業者を、地元業者をテナントに入れるという手法で、これをただし書き運用に持ち込んできるとは通産省の指導の精神に反するのではないかとこの問題の主テーマなんです。

ですから、富田林の問題を具体的ケースとして申し上げていただけますか、そういう通産省が大臣の談話として出して、その後通産省が出している精神からいって、一部の地元業者をまあ買収してとか、そこまでは言いませんが、それを抱き込んで、そして地元の業者もテナントとして出るということで合意を得たというふうな形を出すことは、それは精神に反するだろうということだけはひとつ明確にしておいていただきたい。

○政府委員(矢橋有彦君) 何といいますが、わざとちよっとばかりの面積を中小小売商に与えることによりまして例外扱いを求めようというふうな、いわば意図的なケース、そういうものについては、悪用とも言うべき場合もあるかと思ひますので、そういうことについては嚴重にウオッチをしてまいりたいと思ひます。

ただこの件は、先ほども申し上げましたように、具体的に地元で、六者でよく検討した結果でございますので、これがそれに当たるということではないだろうと思ひます。

○市川正一君 最後です。

私、その二月十三日のときのやりとりの場に出られた審議官がどなたかという、名前をここで言うつもりはありませんけれども、そのときにも原則はやっぱり抑制なんだという立場からこの問題について洗ひ直すということをおっしゃっているわけですから、その後の回答もないので、私はきょうこの問題を一つのケースとして取り上げたんで、引き続きこの問題についてはひとつ皆さんの調査もしてもらい、我々も問題をやっぱり追求するということ、きょうはここでとどめたいと思ひます。

○政府委員(矢橋有彦君) ただいまの点でございますが、今後とも悪用のないように嚴重にウオッチをしてまいります方針でございます。

○井上計君 同僚議員から大変熱心な質疑が続いております。問題点の全部が尽出しておりまして、また大臣初め政府側の委員の方々も疲れでありまして、もう重複を避けまして、細部にわたっての質問等については省略をいたします。

ただ私が申し上げたいのは、先ほど来同僚議員の質問、さらにまた御答弁の中でしばしば出てまいりますけれども、この制度をいかに魅力あるものにするかということでありまして、魅力あるものにするためには何といつてもやはり加入者を多くしなくちゃいけませんし、また加入者を多くしようとするならばまた魅力ある制度でなければなら

かなく多くならぬ、これはもう当然の理であるわけでありまして。

ただ、先ほどお答えの中にありましたが、全体で制度創設以来約三万円の融資、貸し出しがあった、金額が約千四百億円と聞きまして、大変な金額になっておるな、これによつていかに多くの中小企業が連鎖倒産の危機から逃れることができたかという評価を改めて私実はいたしておるわけでありまして。

そこで加入者をできるだけ多くしていかなくや、さらにいゝんなまた制度の改善もできませんし、また魅力のある制度というものにもつと持つていくということとは不可能であるわけでありまして、P R方法等につきましても先ほど来いろいろとお話がありましたが、一、二ひとつお伺いし、提言したいと思ひます。

地方自治体がかかり協力をしつつあるということとを聞いております。お答えにもありました。一部の自治体では補助金等を出しているところがあると聞いておりますけれども、その補助金等を出しておる事業体、どういうふうな方法で出しておるのか、それらのいわば補助金を出しておる事業体に右へ倣えて、全国やっぱ一律にそういうふうな自治体に要請をするというふうなことをお考えになるかどうか、この点まずひとつ最初にお伺いいたします。

○政府委員(井上正君) 先生今御指摘のとおり、この制度に加入される方に対して、掛金月額の一部を地方自治体が負担するというふうな形で助成といひますか、補助金を出しております自治体が若干ございます。大体掛金月額の一、二割ぐらいを補助する。補助期間はおおむね一年といったようなことでやっております。これら

自治体は、やはりそれぞれの地域におきまして中小企業あるいは倒産の実態、そういうふうなものを踏まえまして、今言ったような助成制度をやっておるんだらうと思ひます。中、中小企業庁といたしまして、そういう方向で自治体がやっておりますということは非常に結構だと思ひ

ますけれども、ただこれを全国的に一律にやるようにという指導まではいかがかというふうに考えておる次第でございます。

○井上計君 指導ということよりも、もちろんこれは要請という形にならうかと思ひますが、P Rの環としてもお考えいただいたらどうであらうかというふうに思ひます。

それから、現在いゝんなP R方法をおとりになつておりますけれども、まだまだこの制度のあることを知らない中小企業が非常に多いということ、これはもう御承知のとおりです。いゝんな方法をお考えいただいておりますけれども、創設当初には、各県の中小企業団体中央会を通じて各中小企業団体に若干P Rがなされました。ところが、最近ではそれはちよっと、どうも余り聞いていないんですが、それらのことをもう一度ひとつ各中小企業団体中央会等に強く要請をされるということ、それから、御承知のように、中小企業団体の多くはそれぞれの団体で機関紙を発行しているんですね、この機関紙をやはり活用することを考えていただいたらどうであらうかと思ひます。

これは膨大な数になりますから、それらの調査等々大変だと思ひますけれども、これはしかし、中小企業庁からそのような各中小企業団体、これは中央会を跳び越える形になります。中小企業団体にそのようなことについての要請、指導をされれば、いゝんな団体が協力すると思ひます。よ。しかも、それは特別にそれについての宣伝費、広告費といったものをお支払いしなくても、やはりそれぞれの中小企業団体が、自分たちの組合員指導のために必要な制度でありますから、これらの点については協力するであらうし、またかなり効果があるんではなからうかと私は考えておるんですが、どうでしょう。

○政府委員(井上正君) 実は、現在におきましても、中小企業団体中央会を使いまして、業種別に加入促進運動といひますか、そういうふうなものもやらしていただいておりますけれども、中央会

あるいは商工会、商工会議所、こういったところの機関紙といふか、そういったものに本制度のPRの記事を載せていただくというようにすることもやっております。

ただ、先生御指摘のとおり、まだまだ中小企業全体に本制度のPRが行き渡っていないんじゃないかという点につきましては、私たちがまだ足らざるどころがあるというふうに考えておりますので、先生今御提案の点なども、十分従来以上に力を入れるというように、今後ともPR活動に努めてまいりたいと思っております。

○井上計君 それからも一つ、各県に例の加入促進協議会というのが設けられておるようでありまして、これらには大体主人がみんな入っております。例の各県の信用保証協会ですね、信用保証協会あたりは余り積極的にこの制度をPRしていないんじゃないかと思われる節があるんですね。相互銀行あるいは信用金庫等々融資を中小企業申し込ますと、最近ではもうほとんどと言っていいほど保証をという事で、皆保証協会へ回っておりますが、事実上保証協会ではかなり厳しいような保証条件をつけておられますけれども、保証協会ではやはりこの制度を積極的にPRしていただくというふうなこともまたお考えをいただいたらどうであらうかというふうに思います。これについて特に御答弁結構であります。

そこで、私はもう一つぜひ考えていかなくちゃいけないという事は、実は、この制度があることは大変有効で、また従来から効果があります。今後ますますこれが効果あらしめるようにしていかななくちゃいけません。私は、この制度をつくった本当のねらいは、むしろこの制度によって救済を受ける、連鎖倒産の危機を脱するという目的の一つありますが、もう一つは、やはり連鎖倒産を起こさないような予防的な措置、これは要するに、ころばぬ先のつえとしてこれに加入しなさいという従来制度上そういう宣伝をしておるわけですが、もう一つは、これに加入しておる人たちがあつて加入していない人たちに對して

も、そのような関連倒産、連鎖倒産が起きないような指導をするということも、政策上、対策上私は重要だと思ふんですね。これはできない相談だと思ふます、非常に難しい問題がありますから。

あえて私は申し上げるんですけれども、例えて言いますと、ある親企業というか、大企業があります。かなり数年にわたって経営内容が悪化しておるといふようなところがあります。そこで、調査機関等々を十分活用しておる納入業者、下請業者は、銀行等の調査によってその取引先から漸次やばり離れていくというふうなケースがあるんですね。そのために、逆に、今まではなかなか多く発注してもらえなかった、あるいは出入りできなかつたような中小企業に注文がどんどん出されて、非常に喜んで、もう一生懸命どんどん納入をしていく。ところが、納入していったところ、ある日突然その親企業が倒産をしたと、こういうふうなケースが実は非常に多いんですね。というのは、そういうふうな中小企業が、いわばそういうふうな面についての調査機能、調査機関を全く利用していない、利用できないというふうな面があるからそういうふうなことになるのではなかろうかと思ふんです。

だから、例えて言うと、民間の調査機関がいちいりありますけれども、中小企業、特に小・零細企業が民間のそのような調査機関を使うといつてもなかなか難しい問題があります。

そこで、これはもう冒頭申し上げたようにできない相談、無理な相談かもしれないけれども、商工中金なり中小企業金融公庫なりあるいは国民金融公庫という政府系の、中小企業が非常にウエートの高いというか、中小企業が全部利用するわけでありまして、そのような政府系の金融機関が、何か中小企業のそのような調査等々の相談に応ずるような方法、調査に協力できるような方法、そのようなことはひとつ考えられませんか。長官、どうでしょう。

○政府委員(石井賢吾君) 昨年の大型倒産を見ますと、やはり御指摘のような、例えばリッカーだとか、具体例挙げてもいいわけですが、倒産の場合にも、相当数の下請企業は、これまでのリッカーの経営状況を見まして、下請の受注率を二〇ないし三〇％に抑えておるといふような形で何とか被害を免れたケース、これは伝統的なリッカーの業種でございます。ミシンの分野においてはそういうような措置がとられてきたようにございます。

そういう反面、逆に家電関係の分野では、非常に大口の取引がございますが、大幅な依存を続けた結果、非常に困ったケースがございました。これらにつきましては、中小公庫及び群馬銀行等々の対応によりまして何とか急場をしのいだ事例もございますけれども、確かにふなれた分野では、大企業であつても、それぞれの信用度について十分な確信を持ってないままに取引が行われているというのが実態だろうと思ふます。

ただ、御指摘のような政府関係金融機関、特に中小公庫、商中などにかかわります限りにおいて、大企業との金融取引がございまして、その辺の金融情勢、金融取引を通じていろいろな情報も蓄積できるわけでございますが、そういう面は必ずしも十分ではないということもございまして、具体的に果たして有益な情報をそういう三機関が提供できる能力があるかなという疑問もあらうかと思ふます。これは金融の専門家の意見も聞いてみたいとわかりませんので、それぞれ三機関で何か知恵が出せるかどうか、少し検討をさせていただきます。

○井上計君 一度ひとつ御検討をいただきまして、何かそういうふうな道をつくること、これはまた中小企業の連鎖倒産を防ぐために必要だという感じがもうひしひしとします。それは今長官のお答えの中にも出てまいりましたけれども、リッカーの問題、特にリッカーは、けさの日本経済に出ておりますけれども、八年間にわたって利益を水増ししておつた、粉飾三百二十九億円だというのが出ていまして問題になりつつあり

ます。まして、そのリッカーの重役の中に銀行派遣の役員がおつて、こういうことですから、ほとんどの出入りの中小企業、下請中小企業といふものは、こんな実態全く知らぬわけですね。だから、このことがある程度わかつておればもう少し警戒したであらうというふうなことが言えると思ふます。

それからやはり昨年の例でございますが、大沢商会、実は私の知っている中小企業が大沢商会に倒産の三、四カ月前に急に発注が来た、今までなかなか大沢商会は入れなかつたのが急に注文が来た、そこで喜んで納入をした、ところが手形をもらつてすぐ倒産した、こういうケースが実はあるんですね。後で調べると、やはりある大手企業が警戒をして大沢商会への納入をやめたために、そのかわりが来た、こういうケースなんです。これがわかつておればということは大変後で悔やんでおりましたが、そういうケースも実は大型倒産の場合に非常に多いのでありますから、難しい問題であります。できない相談かもしれないけれども、しかしそれは中小企業対策としてぜひひとつ御検討をいただきたい、こう思ふます。

そこで、今ちょっと申し上げましたが、リッカーの粉飾等々出ておりますが、例の会社更生法についてであります。

私はもう前から、会社更生法というのは、逆の見方をすると下請中小企業倒産促進法だ、こういうふうに言つたことがしばしばあるんですが、事実従来の会社更生決定をされた例を見ると、そういう例が案外多いんですね。この会社更生法については裁判所の所管でありますから、中小企業庁あるいは通産省にお伺いすることも適當でないかと思ふますが、どうも聞くところによると、裁判所は余り委員会に出ることについては適當でないとかというふうなことで断られたものですか。国会でこういうふうな委員会という性質があつたという事を、大臣なりあるいは長官からそういうふうな点でまた申し入れ等もしていた

だければと、こう思ってお願ひをするわけであり
ます。

そこで、会社更生法の資料を、裁判所は資料だ
けはくれました、簡単な資料。これで見ますと、
過去昭和三十九年以来二十二年間に更生法による開
始決定の事件数が約九百五十二件、そのうち終結
事件数が五百三十一と、こうなっているんです
ね、細かい点わかりません。だから更生法による
会社更生をしても、実は更生しなかったという会
社がやはりかなりある、こういう数字がわかりま
す。それから、会社更生手続について調査の方法
あるいは調査事項等々裁判所の所見を資料として
簡単にもらいました、基準等ももらいましたけれど
も、この調査の方法が、「会社の代表取締役、取
締役、経理担当者等々の審尋」、それから「主要債
権者、主要取引先等からの意見聴取」、それから
「生産設備、在庫商品等の検証、従業員からの意
見聴取」、それから「その他、事案によっては、保
全管理人又は調査委員を選任して、更生の見込み
の有無についての調査を命じ、調査報告書を提出
させることも、行っている」と、こういう調査方
法を行っておるということがあります。

ここでやはり問題は、このような調査というの
は、会社を再建したいという側に立つ人が大体
対象でありますから、どうしてもやはり一般債権
にしか取り扱ひを受けない多くの中小企業者とい
うのは、大体こういう調査に参画できないわけ
ですね、事実、実態を見ますと、だから中小企業者
のいろいろな声を聞きますと、会社更生法の適用を
受けない方がいいという企業がたくさんあるん
です。会社更生法の決定を受けまして更生計画が始
まりますと、かなりの債権をカットされる。残さ
れた債権については、それこそ長いのは十年とか
十五年とかというふうな長期の分割、だから事実
上何もならぬ。むしろそれが一挙に破産をしてく
れれば、破産整理によって三割なり四割なりとい
うものが返ってくる、その方がよっぽど助かるん
だという意見がたくさんあることも事実なんです
ね。

それから御案内のように、中小企業、下請等の
一般の人は全部一般債権扱いになりますから、順
位からいうと担保設定されている金融債権あるいは
税等の公共債権、それから労働債権等々からず
っと下になりますし、そういう面で大変不利で
ある。まして下請の中には労働賃金が八〇%もあ
るいは七〇%を占めておるという債権があるわけ
ですね。だから、親会社が更生決定によって再建
をされても、実は出入りの子会社、下請は逆にそ
のためにつぶれておるといふケースが事実過去に
あるわけですから、私は会社更生法については、
この会社更生法が制定された当時と現在大分客観
的な事情が違つてきておりますから、そういう意
味ではこれらのひとつ改正も考えていくべきであ
るし、もつとやっぱり中小企業の実態に即したこ
うな、そのような会社更生法のあり方というこ
も考えていく必要があるのではなからうか、こう
考へておるわけです。これについて通産省として
はどういうふうな御所見をお持ちであるのか。ま
た今後、それらの問題等について裁判所あるいは
法務省等々それと申し入れ、御協議をいただ
いて、そういうようなことについての御検討をいた
だけるかどうか、以上ひとつお尋ねをしてお答え
をいたしたい、こう思います。

私の持ち時間まだうんとあるんですが、大臣、
皆さんお疲れでありますから、これで質問を終わ
ります。ただ御答弁だけいただきます。

○政府委員(矢橋有彦) まず、会社更生法の評
価の話でございますが、確かにこの法律は大変難
しい法律でございますし、人によりまして評価も
いろいろあるかと存じます。

ただ私もひとついしましては一応次のように考
えているところでございます。もし会社更生法が
ない場合、つまり民法、商法あるいは破産法とい
った通常の民事法だけしかない場合に、破産に陥
るようなケースにつきまして、従業員の問題、下
請企業の問題あるいは地域経済との関係の問題等
に配意いたしまして、従来の経営者には退陣を求
めますけれども、事業だけは残す工夫がないかと

いうことを模索して制定された法律であると、こ
のように受け取つておるわけでございます。具体
的には裁判所の厳重な監督のもとに債権者、株主
等の協力を得まして、御指摘のような債権カット
などを行いながら会社再建を図っていくというも
のでございます。

下請企業との関係でございますが、確かに若干
時間がかかるかと存じますけれども、破産の場合
よりも、通常は会社更生の場合の方が企業債権
の回収率は高いように聞いております。普通、破
産になりますと、うっかりいたしますと一銭も戻
らないというケースも多々あるようでございます
が、会社更生の場合には三割とか四割とか五割と
か、ケースによって違ひますけれども、平均的に
は戻る率が大変高いと聞いております。

それから、もつと大切なことは、この場合には
とにかく事業は残るわけでございます。したが
いまして、下請企業にしてみれば、下請関係の継続
の可能性が会社更生の場合には残されるわけで
ございまして、破産の場合にはそれが断たれるとい
うものでございまして、私はやはり会社更生法と
いうものは、総体として見る場合には、下請企業
のために全体とすればプラスである、このよ
うに考へていられるところでございまして、

具体的なことになります、四十二年には法改
正が行われまして、具体的には会社更生法百十二
条の二でございますが、中小企業の債権につきま
しては、一定の場合に裁判所の許可により更生計
画認可決定前でも下請代金、債権等の全部または
一部につき弁済を受けることが可能であるという
中小企業に対する努力もその間になされてい
るというところでございます。

今後さらに一層中小企業のためにこの法律
が適合するよう工夫をして、それを裁判所に申
し入れるつもりはないかというお尋ねございま
すが、この問題については確かにその点も一つの
ポイントであろうと思ひますが、民事法体系の中
での話でございます、大変難しい点もございま
すが、申し入れる、入れないと申し上げます前に、

よく勉強をしたいと思つております。

○井上計君 委員長もう一つ。

今、審議官からお話いただきました、私も会
社更生法が必要ないとか、あるいは全部害だと、
そういう意味で申し上げているのではありませ
ん、会社更生法の必要性、また、会社更生法によ
って再建された優秀な企業も知っていますし、そ
のために下請業務が継続されたということによつ
て大変喜んでおる下請企業の実態も知っています
が、ただ、中にはなぜこんな会社の更生計画を認
めたのであらうかというふうな会社も実はあるわ
けですね。

だから、そういうふうな面で裁判所がさらに、
例えて言う、さっきのリッカーミシンのように
八年間も粉飾を続けたような企業が、実際に会社
更生法の決定を受けて、果たして社会のために必
要な企業として今後存続することが適当かどうか
という議論も出てくると思うんですけれども、リ
ッカーがだめだということだけで言うのではあり
ませんか、そのような問題等も考へていくと、や
はりもつと更生法そのものの運用の仕方、あり方
等にも一応検討の時期が来てるのではなからう
か、こういう面でも申し上げたわけですから、御検
討をいたしまして、さらにまた、申し入れた
いことがあればひとつ申し入れをしていただきた
いという考へてございまして、

別に御答弁は要りません。
終わりました。

○木平八郎君 けさほかから、この法案の問題
並びに中小企業一般の問題については、各委員の
方からほとんど問題が出尽くしたと思うので、
私、最後に少し中小企業というもののについての物
の考へ方で、私自身もまだ十分にこなしてない
わけですから、その辺、私の意見も聞いてい
ただいて、それで通産省の方のお考えも伺いた
いと思ひます。

まず私は、けさからずっと聞いておりました、
中小企業という言葉自身が何かもう時代に少しそ
ぐわない、そぐわないというよりも少し時代の方

が進んでいるんじゃないかという感じで承ったわけですね。かつて、中小企業庁ができたのは昭和二十五、六年ごろでしようね、それからもう三十五年たつたという。そのできた時分の中小企業というものの考え方は、いわゆる大企業に対するアンチテーゼというんですか、大企業に対して中小企業というものが設定された。ところが三十五年たちまして——私がちょうど会社へ入社した時分なんです、その時分の中小企業と今の中小企業は非常に違うんじゃないか。逆に言えば、非常に成長しているという感じがするね。

あるいは大企業との間の対比を考えますと、かつては大企業と中小企業というのは非常に差があったような感じがするわけですね。ところが、特に低成長になってから大企業の有利性がどんどんどんどんなくなつてしまつて、中小企業に近づいてきたというか、一つのだんごになつていくという感じがするわけですね。むしろ、分け方としては、中小企業から上と、その下の零細企業ですね、その辺に一応線を引くことが政策的には必要じゃないかという感じがするわけですね。

零細企業というのは、例えばメーカーで言えば従業員二十人以下ですか、商業で言えば十人以下とか、要するに、家業、生業を中心としているの企業、もう少し例えて言えば、いわゆる大福帳でもって経理をやっているのと、それから、小規模以上になると皆複式簿記を使っている、その複式簿記を使っているのとそれから大福帳でやっているという、この辺に線を引いて政策を考えなきゃいけないんじゃないか。逆に言えば、中小企業というのは、むしろ大企業なんかと一緒に考えていくべきであつて、零細企業の方を特別にいろいろきめの細かいことをやっていかなくちゃいけません。だから、中小企業庁というのも、零細企業庁じゃあいいが思いでしようけれども、小規模企業庁ぐらいに名前を変える必要があるんじゃないかと思うんですが、まず、その辺の御所見をお伺いしたいんです。

○政府委員(石井賢吾君) 御指摘のような中小企業概念の発生といいますが、まさに昭和二十三

年に米國占領軍から中小企業庁の設置を建議されて以来、中小企業という概念が発生したわけでございます。それ以前には中小規模の事業者とか、そういったような表現で呼ばれてきたことは事実でございます。

しかしながら、昭和三十八年に中小企業基本法が制定されました際に、一度、日本経済におきまして中小企業問題というものが吟味されたわけでございます。その当時の問題は、これは有沢先生が御提唱された問題でございますが、日本経済の二重構造論というのがございまして、言うならば、その二重構造の底辺構造に位置する企業群を中小企業と称したわけでございます。

それから、それは何でその二重構造を分けたかと言いますと、やはり基本的には付加価値生産性の格差、これが、企業の規模に従つて連続的に動くのではなくて、三百名あるいは資本金一億といった分野で、ある意味で若干の断絶がある、そういった面から付加価値生産性の格差を是正し、それによつてもつて生じてまいります労働賃金格差を是正するという観点から中小企業のジャンルが決められたものだといふふうに理解をいたしております。

それじゃ、そういった問題が現在すべて解決されたかと申しますと、やはり高度成長過程で相当格差が解消した面もございしますが、安定成長に入りまして、五十四年以降逆にまた格差が拡大しつつある。これは付加価値生産性もさることながら、労働賃金の格差も開いている。特に中高年齢層における労働賃金格差を分析いたしますと、やはりその基本的原因は付加価値生産性の格差に起因するといふことが出てまいっておりますので、その意味におきまして付加価値生産性格差の解消の必要性というものは依然として残っているのではないかと申すように思つております。

その場合に、例えば象徴的にどういう問題があるかと言いますと、中小企業の場合でございますと、金融自由化によりまして資本調達が多様化が非常に進んでおります中で、例えば、株式による

資本調達が非常に制約をされておる、あるいは転換社債等の発行も制約をされておる、また、そういった資金の運用については、例えばCDその他の利用も相当に限界がある、そういう意味におきまして、金融という側面一つとしまして、規模の過小性と申しますか、小さいことそれ自体によつてのハンディキャップが出ておるのが現実だろうと思ひます。

したがいまして、中小企業対策というのは、そういった規模の過小性によつてもつて生じてくるいろいろな事業活動面の不利を補正しながら、格差の是正に努める中小企業を支援するということではないかといふふうに考えておるわけでございます。

○本平八郎君 まさに今のお説のとおりだと思ふんです。

ただ私、今おっしゃいました労働賃金の格差がまだにあるわけですね、これが非常に大きな問題だと思ふんです。私の感じでは、今中小企業と大企業の差というのは、やはり一番象徴的には労働賃金の問題にある、この格差を解消するというのが一番これからの大きな課題だと思ふわけですね。

それで、今私がこういうことを提案申し上げたのは、実は、中小企業というものがやはり企業格差があるからという、あえて言えば思い込みみたいなものがあつて、政策の面でもそういうことでずうとやってこられた一つの情性みたいなものがあるんじゃないかと。したがつて、この際、少し白紙に戻していただきたいということを申し上げたいためにこういう提案をしたわけですね。

それで、金融の問題、先ほど長官おっしゃいましたけれども、中小企業庁ができたときと言われている昭和三十年ごろ、これは例えば、日本全体がちょっと景気がよくなるとすぐ外貨の天井に突き当たる、それからちょっとやるとすぐインフレになるので金融引き締めをやる。大企業でも資金調達というのは大変だったわけですね。まして中小企業になると大変だということで、いろいろ中

小企業金庫だとか、こういう倒産防止法もその一つでしようけれども、幾とおりもの金融の手を、特に中小企業あてに施策をせざるを得なかったところが、今現在非常に緩んできています。

ところが、一つ私非常に感ずるのは、これは後で申し上げますけれども、資金調達、確かに証券市場で調達するといふことはできないかもしれぬけれども、まだ非常に安易だという感じがするわけですね。むやみやたらに手形取引をやつたり、中には融通手形を振つたりして簡単に資金繰りをやつて、緩んでいるからできるわけですから、そういう点が政府の方としてもこの際少し指導の方針を変えていただかなきゃいかぬじゃないか。

私の意見を申し上げますと、今までの中小企業対策は、全部が全部とは言いません、しかしフィリリング的には保護するといふ立場だったと思ふんです。ところが、これからはやはり自立していく、独立独立で世界的に競争力のある企業に育てていくという方針に変えていただかなきゃいかぬじゃないか。いわゆる母親的な教育方針から父親的なものに変えて、寒くても引張り出して寒けいこやらせるといふことも必要じゃないかと思ふんですが、その辺のお考えいかがでしょう。

○政府委員(石井賢吾君) 御指摘のような中小企業対策について、いわば弱者保護的な施策なのか、あるいは経済合理性を追求する中小企業の自主的努力を支援する施策なのかという議論、これは、実は昭和三十八年の中小企業基本法制定をめぐりましていろいろ議論されたところでございます。

先ほど申し上げましたように、ちょうど輸入自由化、資本自由化を急速に進めなくちゃいかぬ時期に、経済の二重構造の底辺に位置する中小企業対策としては、保護的対策をとるべきなんだという意見も非常に強かつたわけでございますが、基本法は、国民経済の発展動向に即して自主的に努力する中小企業を支援するんだという政策体系で割り切つたわけでございます。したがいまして、

先生が御指摘のように、ファイリングとして保護的ではないかと言われる点、すべての中小企業の個々の対策についてそれが言い切れません。努力を要する中小企業の支援であることは間違いないところでございます。

我がが中小企業の経営を指導し、あるいは経営そのものに責任を持つわけにございませぬ。それぞれの企業が自主的にその責任に基づいて事業を運営してまいらるわけにございませぬ、私どもはその自主的な努力が実を結びやすいような環境をつくるということに力を置いて、今後の中小企業対策を進めたいというふうに思っております。

○木平八郎君　それで一つ、私よく調べてないんで、これ教えていただきたいんですけどもね。最近の経営の行き詰まりとか倒産、それから経営不振ですね、そういうようなのは、中小企業も大企業も同じような傾向にあると思うんですけど、多少の比較的な問題はあってもいいですね。

それで、私の感じでは大企業も中小企業も行き詰まっていっているという形においては余り変わらないんじゃないか。昔のような歴然と中小企業的な倒産の仕方とか、大企業的な行き詰まりとか、そういうものがなくて、大体——零細企業は別ですよ、零細企業はちよつと別にして、大企業も中小企業もほとんど進めぬじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうにお感じになっておりますか。

○政府委員(石井賢吉君)　確かに、これは先ほど御指摘のような、大企業と中小企業の差が一番大きく生じたのは、景気循環過程におきまして資金がタイト化した時期における、いわば資金手当が中小企業に非常に強く響いた時期と、現在のようないかな金融の超緩慢時期では、大きく時代が変わっておるのだらうと思ひます。

しかしながら、やはり大企業であれば従来の資本蓄積あるいは資本調達手段の多様化によりましていろいろ対応ができるものが、中小企業にその道がない。例えば、今年度中小企業の技術基盤強

化税制をお願いいたしました、これは大企業であれば多くの複数の研究プロジェクトを、複合的に毎年計画的に金額を増加できる時代で、それに對して中小企業は、それぞれ経営の運命を担うような研究プロジェクトを幾つもやっていたわけにはいかぬ。そういういたしますと、単一のプロジェクトを進めていく、そういう場合には、結局常に金額を毎年毎年ふやすわけにはいかない、その調達も非常に大変である。

そういうような環境の中で、現在中小企業は年間約二千三百億ほどの技術研究開発投資を進めておるわけにございませぬ、そういうものをさらに支援できるように体制をつくらうということ、で税制改正を行ったわけにございませぬ、そういう一つとりましても、やはり大企業が大きな懐の中であつた問題が、中小企業ではなかなかマネージできないという側面、これは当然出てくるんではなからうかと思ひます。

情報化の問題にいたしまして、我々考えてみますと、情報化のための投入コストは、大企業であらうと中小企業であらうとそう基本的には変わらない。しかし、それから出てまいります情報のアウトプットは、多数の事業部門と多数の事業所を持った大企業の情報メトリットと、単一事業部門で単一事業所である中小企業では歴然たる差がある、こういうようなそれぞれハンディキャップがやっぱり出てくるんではなからうかと思ひます。

そういう面、今の段階ですべてが同一——現象としては先ほど御指摘のような、個々の会社の倒産であれば、例えばミシンの電子化に対する対応がおくられておつた、あるいは精密機械に対するやはりエレクトロニクス化の対応がおくられておつたという問題がある。そういう意味においては、現象的には似ている面がありますが、根本はやはり違うんではなからうかというふうに考えております。

○木平八郎君　それで、先ほど午前中來もありましたけれども、要するに貿易黒字の問題です

ね、今後どういうふうになつていくかということなんですけれども、私はあえて申し上げますと、日本の産業の宿命として今後ともこの貿易黒字はもう避けられない。非常に極端な言い方をすると、いろいろの手を打つても無理なんじゃないか。しかも、将来とも、今でもそういう傾向があるんで、それだけでも、それを担っていく表面上の輸出成約者は別に、その原動力になるパワーで、やっぱり中小企業じゃないかという気がするんで、

例えば、ついこの間申し上げましたように、自動車産業でブレーキメーカーとか、ハンドルメーカーとか、エアコンだとか、そういう個々の部品が極めて優秀になつてきているわけですね。それをもろろアセンブルしている自動車メーカーのアセンブラーの優秀さもありませうけれども、こういうようなのはもう多少のことをやってもほとんどいかに輸出していく。こつちがするんじやなくて、向こうから吸引力で求められて、どんどん出て行つちやうという方向に行くんじやないかという気がするわけですね。

しかも、私はやはりこれから企業というものは、大中小に限らず、やっぱり国際競争で自力で生きていくものに育ててののが当然だと、いつまでも過保護でやっていると、決して業界のためにメーカーのためにならないというのが私の基本的な考え方なわけですね。

それで、実はおとといの特許のときにも申し上げたんですけども、やはり特許なんかの場合に、先ほどおっしゃったように、中小企業のやりに弱いところというのは過去の蓄積がないところだと思ふんですね。技術なんかの蓄積もないところ、かつては親企業の下請で、親企業から設計図をもつて、そのまま一生懸命安くつくつていけばよかった。下請的だったわけですね。ところが、今の中小企業というのは、だんだんだんだん自分で技術を持って、独立の企業に成長しつつある。設計能力も自分でつけてやっています。もちろん自動車部品でも、アセンブラーから頼まれた物をつく

るといふことはあるでしょうけれども、自分なりのオリジナルの設計図でもって売り込んでいくというふうな状況に成長しつつあると思ふんですね。

その辺で、実は特許のときもお願いしましたように、できるだけあつたものを、今度改革される際に中小企業なんかに使ひやすいようにしたいので、そして中小企業の技術的なデベロップメントを助けていただきたいということをお願いしたわけですね。そういう点において、今後私はやはり零細企業と一線を画して、分けて対策を講じていただかないと、ここを一緒にしちやうと、どうしても焦点がぼけちやうんじやないかという気がするわけですが、その辺御意見があれば承りたいですね。

○国務大臣(村田敬次郎君)　中小企業についての意義であるとか、あるいは沿革であるとか、それから中小企業と零細企業の差の問題であるとか、いろいろ本委員から御指摘をいただきました、先ほど来中小企業局長官との質疑応答を承っております、非常に勉強させていただきました。

私は企業全般について考えますのに、大企業であつて中小企業であつて、かつて非常に繁榮して今は非常に難しくなつておる企業がある。例を挙げますと大東失礼に当たる場合もあるかもしれませぬが、例えばアルミニウムなどの素材産業とか、あるいは繊維工業とか、そういう分野がある。そうかと思へばかつては本場に零細企業、中小企業から起つて今はハイテク産業として、もう株価自体でも数千円台というふうなものを上げておる企業もある。そういう意味で、私は企業自体の選択は、やはり時代により、地域により、国により、大変大きなうねりと申しますか、潮の中にあると思ふんです。

そういう意味のまず認識が大事であると思ひますと、それから中小企業と農業に対する国の政策の考え方が基本が違いますね。農業の場合は本場にお母さんの気持ちで国はこれに対応していかぬやならぬ。中小企業、零細企業でも同様

でありまされども、しかし実際は自助努力であるとか、それから企業の種類によるその企業自体の対応であるとか、そういうことによつて、みずからの力によつては上がついていく、みずからの力によつて発展をしていくという工夫がなければ、これもやはり企業というものは発展をしない。

そういった意味で今御指摘になりました日本の貿易のことを考えてみますと、日本というのは非常に資源がこんなに少ないのに、そしてこんなに狭い国土なのに一億二千万という国民を十二分に養つて、そして世界の二割国家として融資をしてゐる、このことは何といつても貿易立国であることは間違いないと思ふんです。その意味でこれからは内需を振興させて黒字をできるだけ増やしていくことが必要ですけれども、そういった際に、中小企業の方というものは極めて大切でございまして、これはこの委員会の質疑を通じて、中小企業が今度の経済措置によつて大変な打撃を受けるようなことがあつたら大変だぞという御指摘あり、全く同感でございまして。

私は、そういう時代により、地域により発展をする企業とそうでない企業、その選択をひとつよく考えていただくということ、そしてまた非常に現在にやりにくくなつておる企業でも、創意工夫をもちたすことによつて、情報化やそれからまたハイテク化をもちたすことによつて対応できるとか、いろいろな工夫をしてもらわなきゃならぬ。そして委員が御指摘になつた中小企業と零細企業の差はまた別でございまして、そういった点にも零細企業にはお母さん、それから中小企業全般にはお父さんというふうな気持ちが大変必要なんだという御指摘は、よく肌で私感じ、わかるところでございまして。

そういったいろいろな問題を含めて、日本の企業の貿易問題、そしてまた大企業、中小企業、零細企業の将来についての配慮をきめ細かくしていかなければならないと、このように思つております。

○本木平八郎君 それでこの法案に関連して一つ私の意見を申し上げたいんですけれども、これはやはり今の中小企業の場合、例えば先ほど借入金金の金利の問題がありましたが、むしろ会社の経営としては、金利の問題よりも金が回つていくかどうか、融資できるかどうか、資金繰りがつくかどうか非常に問題なわけですね。

したがって、私の一つの提案なんですけれども、例えば中小企業関係で今いろいろ補助金が出ていますね。余り今は多くないし、行革のあおりを食つてだんだん減つていくようですけれどもね。それでこういうわずかな補助金を総花式にばらまいても、もうだんだんだんだんだ効果は少なくなつてくるんじゃないか。むしろ私としてはそういうことが具体的に可能か、具体的にどうするか研究していただきたいんですけれども、例えば中小企業金融公庫とか国民金融公庫とか、あつたところが中小企業者に対して無保証、無担保で金を貸す。とすれば、三千万要するの二千五百万円しか貸してもえなかつたやばりだめなんです。これ、したがって、金利の問題じゃない、このあとの五百万円の信用をどうするかという問題だと思ふんです。そういう点で私は、今のパンカーの立場だとやはり貸し倒れを起こしちゃう困るというところで、どうしても貸し付けに慎重にならざるを得ない、これは当然なんです。

しかし、私はこれは銀行マンの本能みたいなもので、自由によらしてもなかなかそんなに貸し出しはしない。むしろだんだん積極的に貸して、それで貸し倒れが起こつた場合にこういう補助金のようなものをそこへ積んでおいて引き当ててやつてやる、ちょっと極端な話ですけども。そういうふうにしてできるだけ積極的な融資というか、面倒を見てやるというふうなことにやつぱり重点を置いていただいて、補助金とかかなんとかそういうことじゃなくて、ちょっと考え方を転換していただく余地はないものかと思ふんです。が、いかがでしょうね。

○政府委員(末木風太郎君) 先生おっしゃるような声が中小企業者の間にもあろうかと思ひます

し、現実に限られた範囲でございまして、けれども、一千万まで無担保保証制度、信用保証協会なんかでございまして。ですから、御指摘のような考え方が現在の政府関係の金融の制度の中に全く入っていないわけではございませんけれども、しかし根柢から全部そういう考え方に切りかえることについてどうかと言われますと、政府系のお金の原資は資金運用部のお金でございまして、もちろん先立立法論としておっしゃるんだと思ひますけれども、現行法では、このお金は確実に有利な方法で運用するというのが基本になっておりまして、この考え方をかなり基本的に変えるということにならうかと思ひます。

世の中にいろいろ言われている中で、特定の事項に絞つて技術開発とか何かの分野で、例えばベンチャーキャピタルのようなものを公的にもっとやれないかとか、そういう部分的な考え方はあるうかと思ひますが、全部について切りかえるというのの現時点でなかなか難しいのではないかと思ひます。

○本木平八郎君 そういうふうな資金運用部の金だから安全、確実という制約が一つあるわけですね。それで、片一方は、いわゆる企業政策としてはなるべくそういう少リスクをとつてでもやつていくという、その辺のトレードオフが行政だと思ふんですけれども、その辺積極的に今後とも考えていただきたいと思ふんです。

最後に一つ、零細企業対策として、これは私の経験なんですけれども、やはり一遍倒産した零細企業といふと、個人企業は、割合に後でちゃんと、二度倒産するというのは非常に少ないのです。私の知っているほとんどのケースでは、もう二度目から手形を出さないわけですね。それで、もうできるだけ現金取引をやつてゐる。そして、仮に買掛金にして一生懸命下げてもう手形は出さない。手形出さないといふ絶対倒産になりませんからね。そういうことでやつてゐるところがきつちつと多くいっているというふうなところで、私は手形というものが余りにも安易に使わ

れ過ぎたためにかえつてこういう経営の厳しい姿勢をマイナスにしているんじゃないかと思ひます。

したがって、そういう点も、今後指導としては手形というものはもう使わないというくらい非常に指導して、まあどうしても使わなければいけぬ場合もあるでしょうけれども、何かその辺の指導も変えていんじゃないか。先ほど言ひましたように、昔のように金融が逼迫してるときはあらゆる手段で資金調達をしなければいけぬけれども、今のようにならぬ金融も整備されてくれば、手形を出さなくてもいいんじゃないか。手形を出さないということになると極めて厳しくなるというふうなことで、私は倒産をまた防げるケースも相当あるんじゃないかという気がするわけですね。その辺の所見を承りまして私の質問を終わることにします。

○政府委員(末木風太郎君) 先生おっしゃるお話の中で、安易に外部の信用に依存してはいけないという点は先生のおっしゃるのとおりだと思ひます。企業経営の姿勢としてそういうものだろうと思ひます。

ただ、制度としての商業手形というものを考えてみました場合に、これは現在の複雑な取引社会の中で長い期間かけて定着してきている制度でございまして、この制度の問題として、あるいは行政指導の方針というふうな形になるべく手形を使うな、手形を受け取るな、出すなというところまでいくのは、今の段階ではいかがかという感じがいたします。

ところが、現実の姿を見ますと、十年前に中小企業の支払い手形比率がおおむね五〇%ぐらいでございましたが、その後は波を打ちつつも趨勢的に下がつてきておまして、最近四〇%ぐらいになって、大企業の方もやや下がりぎみでございまして。しかし、それと同時に借入金の比率は実上上がつてきております。ですから、企業間信用から金融機関依存に現象的には変わつていく傾向がございまして、これが何を意味するのか、先生が御

指摘のような物の考え方が経営者の中にあつてあらわれてきているのか、そのほかの原因があるのか、この辺はまだ必ずしもよくわかりません。よく研究させていただきたいと思ひます。

○委員長(降矢敬義君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見がある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、梶原君から発言を求められておりますので、これを許します。梶原君。

○梶原敬義君 私、ただいま可決されました中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における企業倒産件数の増勢傾向にかんがみその対策に万全を期するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な指導を行うべきである。

一、中小企業事業団は、倒産防止共済制度の広範な普及に努めるとともに、加入しようとする中小企業者が本制度の内容を十分理解できるように留意すること。

二、中小企業事業団は、共済金貸付に係わる

諸手続をできる限り簡素化し、かつ、手続のために要する期間を極力短縮するよう努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(降矢敬義君) ただいま梶原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 全会一致と認めます。よつて、梶原君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、本制度の運用等に万遺憾なきを期してまいる所存でございます。ありがとうございます。

○委員長(降矢敬義君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

昭和六十年五月七日印刷

昭和六十年五月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E